

平成 2 5 年

第 6 回 飯 館 村 議 会 定 例 会 会 議 録

自 平成 25 年 8 月 27 日
至 平成 25 年 9 月 6 日

飯 館 村 議 会

平成25年第6回飯館村議会定例会会期日程（案）

（会期11日間）

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	8.27	火	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 決算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 決算審査特別委員の選任
第2日	8.28	水	休 会		議案調査
第3日	8.29	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	8.30	金	休 会		議案調査
第5日	8.31	土	休 会		議案調査
第6日	9.1	日	休 会		議案調査
第7日	9.2	月	決算審査 特別委員会	午前9時	平成24年度飯館村一般会計及び 各特別会計決算審査
第8日	9.3	火	決算審査 特別委員会	午前9時	平成24年度飯館村一般会計及び 各特別会計決算審査
第9日	9.4	水	決算審査 特別委員会	午前9時	平成24年度飯館村一般会計及び 各特別会計決算審査
第10日	9.5	木	休 会		議案調査
第11日	9.6	金	本会議	午前10時	議案審議

平成25年8月27日

平成25年第6回飯館村議会定例会会議録（第1号）

平成25年第6回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	平成25年8月27日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成25年8月27日 午前10時00分				
	閉議	平成25年8月27日 午前11時31分				
応（不応） 招議及び 出席議並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○招欠 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤長平	○
署名議員	1番 松下義喜		2番 飯樋善二郎		3番 北原 経	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 山田郁子		書記 糯田文也	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のた め出席した の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村 長	菅野典雄	○	副 村 長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	住民課長	濱名光男	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	生活支援対策課長	細川 亨	○	会計管理者	但野正行	○
	教育委員長	佐藤眞弘		教 育 長	八巻義徳	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	佐藤榮一	○
	農業委員会会長	菅野宗夫	○	農業委員会局長	但野正行	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成25年8月27日(火)・午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 決算審査特別委員の選任



()

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第6回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は、予算案件3件、決算認定6件、条例案件5件、計14件であります。

次に、本日までに受理しました陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、閉会中の委員会の活動状況であります。東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が行政調査のため8月8日、までの復興計画における村内拠点の整備に係る事業について静岡県掛川市ほかを訪問調査しております。

次に、8月22日に議会運営委員会が本定例会の会期及び日程等の議会運営協議のため開催されております。今期定例会の一般質問の通告は4名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として、村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から7月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 松下義喜君、2番 飯樋善二郎君、3番 北原 経君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月6日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月6日までの11日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案第48号から議案第61号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） おはようございます。本日ここに平成25年第6回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、6月の定例議会以降の村の主な動きをご報告させていただきます。

あの忌まわしい原発事故から早いもので2年半が経過しようとしております。除染のおくれから先行きが見えず、村民のいら立ちと不安ははかり知れません。一日も早い復興再生を目指し、復興計画の基本理念にも掲げております村民一人一人の復興に向け、全力で取り組んでまいらなければならないと思っているところであります。

さて、去る7月22日、天皇皇后両陛下が村内で操業を継続している菊池製作所をご訪問されました。両陛下は飯舘村をぜひ訪ねたいとの強い思いがあつたのご訪問とお聞きしたところであり、我が村が懸命に復興再生に取り組んでいる姿が今回のご訪問につながったものと考えております。また、去る5月9日には秋篠宮ご夫妻、さらには昨年1月17日には常陸宮ご夫妻と、皇族が1年間余に3回もご訪問されましたことは村にとって大変名誉なことであり、まことに喜びにたえないところであります。また、このことは村民に少なからず勇気と元気を与えたものと深く感謝をしているところであります。

それでは、村が当面する重要課題である除染、復興計画、そして賠償について、現在までの取り組みについてご報告をいたします。

まず除染であります。当初環境省から示された除染計画は、平成24年、25年の2年間で居住空間及び農地の除染を完了するというようになっておりました。しかし、現在に至っても数行政区がスタートしたばかりであり、残念ながら今年度中の完了は不可能と言わざるを得ません。過般、環境省から除染計画の見直しを検討しており8月末ごろに公表する旨の話がありました。その際、村としては除染体制をしっかりと整え、村民が安心して帰村できる環境を一日も早くつくるよう強く要請をしたところであります。ことしの冬期間を活用してイグネの伐採を全て完了し、来年4月から一斉に除染作業に入れるよう要請をしたところでございます。同時に、同意取得に際しても、村民に丁寧に説明をし、村民の立場に立って理解を求めるよう指示をしました。仮置き場、仮々置場についても各行政区にお願いをし協力を求めておりましたところ、ほとんどの行政区で前向きに場所の確保に当たっていただいているということで、感謝にたえないところであります。

次に復興計画であります。復興計画第3版につきましては、去る6月に策定し、現在損害拠点施設として飯野町地内に復興住宅の建設に向けて実施設計を終え、発注の事務手続を今進めているところであります。また、県営災害公営住宅につきましても、福島市内に60戸程度、川俣町内に60戸程度、南相馬市に20戸程度を建設するよう県に要望をしているところであります。なお、福島市内については、国及び県と適地を調査し終わりました。

建設場所の調整を行っているところであります。近々場所の特定ができるものと考えております。川俣町内及び南相馬市内についても適地の調査を急ぎ、早急建設に向けて取り組んでまいらなければならないと思っているところであります。

一方、村内拠点整備であります。言葉としてはスマートビレッジ構想であります。当初臼石地区を予定していたところでありますが、村の中心地に近い場所がよいのではとの議会や村民の意見などいただきましたので、今回伊丹沢を含んだ深谷地区に設定をいたしまして、地元の役員の皆さんにも説明をしご理解をいただいたところでございます。なお、具体的な整備内容については、庁内等の素案がまとまり次第、議会の皆様方に協議をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、賠償であります。財物賠償のうち農地と山林がまだ決定しておりません。うち、農地、いわゆる田畑については、当初8月末ごろに請求できるようにしたいとのことでありましたが、先日の資源エネルギー庁の説明によりますと、鑑定評価の単価設定の件で2、3カ月おくれる見込みとのことであります。また、山林についても年内に請求できるよう作業を進めているとのことであります。

また、未請求者対策についてですが、時効のこともあり、重要案件ですので、村としても万全を期してまいりますし、国及び東電に対しても時効にならないようしっかりと対策を講ずるよう、強く求めているところでございます。

次に、今定例議会は、皆様にとって今後特別な案件がない限り任期最後の議会になるものと思っております。この4年間、光ファイバーの整備を初め、統合診療所の開設、飯館中学校の前庭整備など、村民の生活環境や教育環境の整備、そして福祉の向上に多大なるご尽力をいただきました。心から感謝を申し上げます。

また、後半の2年半は、原発事故によるさまざまな対応、つまり、避難を初め避難区域の見直し、除染、賠償、復興計画など、過去に経験したことのない難しい対策に日々追われ、大変な議会活動を強いられたのではないかと思います。本当にお疲れさまでございましたし、本当にお礼を申し上げたいというふうに思っております。

お聞きするところによりますと、今任期限りで勇退される方がおられるとのことでありますが、それぞれ長きにわたって村政進展のためにご尽力されたご功績に心から感謝と御礼を申し上げますとともに、今後とも復興再生など村政各般に対するご支援、ご協力を心からお願いするものであります。また、引き続き議員を目指される方につきましては、全員が当選され再び議会で活躍をしていただくことを心より期待するものでございます。

それでは、各課の報告をいたします。

まず、総務課関係でございますが、第23回参議院議員選挙が7月21日に行われました。今回の参議院選から飯館村役場の本庁舎にも期日前投票所を開きまして、投票率の向上に努めさせていただいたところであります。なお、確定した投票区の投票率は、選挙区で50.52%、比例代表で50.50%でありました。

それから、7月2日に復興計画にかかわる地域づくり土地利用の見直しについてのワークショップを進めていただくため、20行政区の代表者に対して全体説明会を開催させていただいたところでございます。福島市の青少年会館を会場に、各行政区の代表5名程度ご

出席をいただき、今回のワークショップについての趣旨あるいは進め方について説明をさせていただきます。除染が進まない中、あるいは住宅の賠償がようやく始まったばかりで帰村の姿を思い描くことは困難だという声も寄せられましたが、村の復興計画に順次掲載して進めていくためには、国や県に対し制度をつくること、あるいは要望というものをやはりしっかりとやっていかなければなりませんので、重要となる話し合いであるということをご説明し、ご理解をいただいたところでございます。

これを受けて、7月22日から7月26日にかけて4つから5つの行政区に出席をいただき、行政区ワークショップを開催したところでございます。帰村の予測や地域の課題、将来心配される点などについて話し合っていたいただきました。これら検討いただいた内容を整備するとともに、全体で問題点や課題を共有するために8月12日に中間の報告会を開催したところであります。懇談会では質疑応答などが行われ、特に帰村時期と除染の進捗につきまして、帰村を考える上での大前提となることから、多くの質問が寄せられたところであります。帰村が可能になる時点を想定して、農地の維持管理の仕組みや集落営農の受け皿の育成などについて、10月下旬から予定している課題解決と地域の計画策定に向けたワークショップに向けて、地域に持ち帰って再度話し合っていたくようお願いしたところであります。

村としては、今後、各行政区の地域づくりや土地利用の方向性について協議をいただいた内容をもとに、復興計画第4版の策定に向け協議を進め、復興について取り組みをわかりやすく示していければと考えているところでありますし、この話し合いはこれからもやはり長く続けていかなければならないものと考えているところであります。

次に、住民課関係でございます。個人村民税については6月15日に、国民健康保険税、介護保険税については7月17日に、後期高齢者医療保険制度については8月16日に、それぞれ納入通知書並びに減免決定通知書を発送したところでございます。

東日本大震災に伴う減免の状況であります。先に減免申請を受け付けした固定資産税の償却資産分であります。61件で1,328万円、個人村民税というのが2,527件で1億5,216万円、国保税が1,186件で2億5,675万円、介護保険料が1,871件で1億2,530万円、後期高齢者医療保険料というものが1,171件で3,042万円となっているところであります。

次に、8月20日に飯舘村戦没者追悼式を行わせていただきました。遺族会や英霊にこたえる会の会員、村関係者など約60人が出席をした追悼式では、尊い犠牲となられ今日の平和発展の礎を築かれた村出身者の戦没者278の御霊に対し、謹んで感謝と哀悼の意のまことを捧げ、衷心よりご冥福を祈らせていただいたところでございます。また、追悼式の後には、遺族会あるいは英霊にこたえる会の主催による飯舘村戦没者慰霊祭も行われました。

復興対策課関係でございます。除染、須萱地区除染工事ですが、4月の工事着手以来、住宅や敷地、農地、その周辺の森林などの除染や仮々置場の造成を実施し、7月31日現在、除染計画エリアの面積割の進捗率は75.3%となっているところでございます。

次に、本格除染の国の二枚橋、白石地区ですが、除染同意、イグネの契約が済んだところから約550人の作業員が入り除染を実施をしております。除染計画エリアの面積割の進捗率は、7月31日現在、52%程度となっているところであります。また、除染同意

率が高く、仮々置場が確保された大久保・外内行政区が7月から着工し、前田・八和木行政区、関根・松塚行政区については、8月上旬に除染業者が決まり、早期に除染が開始できるよう今準備をしているところという話でございます。

次に、除染計画の見直しです。8月末に国から示されるということでありまして、事前協議で示されている内容は、平成26年度までに住環境、いわゆる建物、敷地とその周辺の農地、森林を完了し、残る農地と道路、そしてその周辺の森林は、平成28年度までに完了するというものであります。村としては、再三の国の無責任な計画変更に対し言及をしまいりました。今後とも実施可能な除染計画となるよう国と協議してまいりますし、議会、区長会とも協議等を重ねてまいりたいというふうに思っているところであります。

次に、太陽光発電であります。さきの6月議会でいいたてまでいな太陽光発電株式会社への出資について議決をいただいております。現在出資の手続を進めているところであります。また、来年度から本工事が進められるよう、大火山牧場地の除染を現在進めているところでございます。

次に、村外での営農再開支援であります。営農再開希望者に対する支援策としては、県の避難農業者一時就農等支援事業、園芸産地復興支援対策事業、さらに耕作放棄地再生利用交付金事業などの個人負担を極力抑えた事業活用を進めておりまして、今年度畜産が1件、花卉5件、野菜5件の計11件の農家の方が着手をしているところでございます。

村内における農地管理についてであります。最低限の維持管理として農地の草刈りについて中山間地域等直接支払事業、さらに農地・水環境保全向上対策事業を活用して現在実施をいただいているところでございます。また、草野向押地区、小宮地区、長泥地区における営農再開支援事業であります。クローバーなどの播種による地力増進対策については一通りの作業は終了しておりますが、雑草対策が必要であり、今後実施をしまいたらなければならないというふうに考えているところであります。

次に、災害公営住宅飯野町団地であります。敷地内の工場の解体や敷地の除染が終了し、現在住宅等の建設工事の発注に向けての準備を進めているところでございます。

次に、村道の草刈り作業であります。今年度については年2回の除雪路線の草刈りとあわせて、除雪路線以外の村道についても年1回の草刈りを実施することとなっております。現在、除雪路線の1回目と除雪路線以外の路線の草刈りが終了しておりまして、今後除雪路線の2回目の草刈りを実施して、一時帰宅における交通の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、生活支援対策課関係でございます。被災から2年5カ月となる村民の避難状況の報告をさせていただきます。8月1日現在、県内の自治体には、福島市が1,681戸で3,788人、伊達市が284戸で577人、相馬市が208戸で430人、南相馬市が209戸で371人、川俣町が214戸で548人、二本松市が38戸で88人、国見町が36戸で69人、郡山市が39戸で61人などが主な避難先であります。住まい方は県内の民間借り上げアパートに1,685戸で3,872人、応急仮設住宅に599戸で1,177人、公的宿舎などに189戸で499人、県外へ自主避難している村民は291戸で492人です。ほかに村外の親戚宅や老健施設、病院に323戸で559人がおられるということでありまして。村内に残る未避難者は8世帯、12人です。なお、いいたてホーム

には70人が入所しているところでございます。

次に、長期化する避難生活の中、一時帰宅支援事業と位置づけて、いつとき帰宅バスを8月2日から運行を開始しております。交通弱者と呼ばれる高齢者は思うように一時帰宅することもままならないことから、いつとき帰宅バスにより帰宅手段を確保し、ふるさとに帰ることでストレス解消や自宅の若干の手入れなどを行うことにより心身の健康と財産の維持管理を図りながら、帰村率の向上につなげてまいりたいというふうに考えた結果でございます。

次に、平成24年7月17日の区域見直し以降、金融機関、ガソリンスタンド、自動車整備業、建具製造業など平成25年7月末までに26事業所が国の許可を得て村内で事業を再開しているところであります。ほかに1件が申請しており、今後もふえることが予想されるところであります。なかなか厳しい状況だという話を先日伺っておりますので、それらについての対策も今後の村の課題かなど、このように思っているところであります。

懸案でありました村民の賠償未請求者86世帯、165人ですが、その後、東京電力のダイレクトメールなどにより8月6日現在、76世帯、145人まで減少し、今後も時効成立のないよう、国・東京電力に働きかけてまいりたいというふうに思っています。

次に、健康福祉課関係でございます。まず、6月22日に医療法人秀公会との飯館村帰村におけるいいたてクリニック再開に向けた協定書の調印式を行わせていただきました。この協定書は、村が帰村宣言をした場合、この秀公会が速やかにいいたてクリニックを再開することで村民が安心してふるさとでの生活ができるよう、村と協力協定を結んだものでございます。

次に、村ではこの4月から7月にかけて幼稚園、小中学校に通う子供たち全員を対象にした内部被ばく検査及び甲状腺検査を実施しました。この検査結果説明会を保護者対象に6月28日には村の幼稚園で、7月12日には村の小中学校で実施をしたところでございます。また、8月1日には、吉倉宿舎飯館自治会で県立医大主催の内部被ばく検査及び甲状腺検査説明会を開催いたしました。検査結果は、内部被ばく検査は検査を受けた全員が預託実効線量1ミリシーベルト未満であったということであり、甲状腺検査では、A1判定が250人ということで67.2%、A2判定というものが120人で32.3%、それからB判定が、これは5.1ミリ以下の結節や20.1ミリ以上の嚢胞を認めたものということですが、2人でありまして0.5%、C判定、直ちに2次検査が必要だという方はいませんでした。

これらの結果は、今回の原発事故の被ばくを受けなかった3つの県で行われた検査と比較してもやや低いぐらいの値でありましたが、今後も引き続き子供たちの検査を継続、実施し、低線量の被ばくの影響がないか見守ってまいりたいというふうに思っているところでありますし、村内の学校に限らず、転校している子供たちへも声かけをしているところでございます。

次に、7月6日、7日には、福島市保健福祉センターで飯館村をテーマにしたICRPダイアログセミナーというものが開催されました。これは、あちこちから130人ぐらいの方が世界へも含めて専門家が集まって、飯館村のさまざまな課題について熱心に議論をしていただいたということであり、村民の参加は少なかつたわけでありすけれども、

少なくとも世界中の皆さん方に飯舘についてさまざまな提案をしていただいたり、意見を述べていただいたということは、大変大きな意義があったのではないかというふうに思っているところであります。

7月13日には、飯野学習センターで子育て支援事業の一環として以前出ておりました、いわゆるカードというものができませんので、プリペイドカード並びに図書カードの交付式を開催をしたところであります。親子200人ぐらいに交付に来ていただきました。また、交付式とあわせて、ことしから生まれた赤ちゃんにこれまで協力をいただいていたおもちゃ美術館などから木のおもちゃということ、さらに本屋をお世話になっておりますところから読み聞かせの絵本2冊というものをプレゼントするウッドスタート事業及びほんの森ファーストブック事業を開催したところでございます。木のおもちゃで遊ぶ木育キャラバンもあわせて行わせていただいて、親子で大変にぎわったところでございます。

7月23日には、第1回子育て支援庁内検討会を開催いたしました。この検討会は、役場職員、保育園、幼稚園関係者、スクールカウンセラーなどで避難している若い子育て世代の支援を今後どのようにしていったらいいのか、そこが非常に村にとって重要なことではないかということで、今後アンケート調査とか、そういうものを検討を重ねて、できることから子育て支援の事業を実施していこうということで立ち上げたものでございます。

次に、8月1日には、百歳賀寿がございました。細川マツさんという方でございまして、飯舘村では11人目となる百歳を迎えられたことで、県知事からのお祝いや村からの記念樹及びお祝いをお渡しをし、家族とともに百歳をお祝いしたところでございます。

次に、仮設住宅集会所などを会場に、集団検診の結果説明会を8月1日から20日にかけて10回実施をいたしました。このうち7会場では、県立医科大学の医師によるよろず健康相談会をあわせて実施をし、81名が医師の個別相談を受けていたところでございます。8月2日から仮設住宅や公営宿舎の8カ所で高齢者を対象に口腔栄養教室を実施し、それぞれ第1回目が終了したところであります。

次に、高齢者を支えて生活している家族の集いを4月24日から7カ所で実施をしました。心のケアセンターからも職員を派遣していただきながら実施をしたところであります。

次に、教育委員会関係であります。まず、夏休みの移動教室につきましては、ことしで4回目となる沖縄までの旅を3泊4日ということで、本村の6年生48名が沖縄の豊かな自然と戦争の跡を訪ねて環境保全と命の大切さを学んでまいったというところであります。なお、転校した子供たちも14名参加して懐かしい友達との再会を果たし、ともに飯舘村の仲間としてのきずなを確認したはずでございます。

未来への翼、ドイツ研修であります。11泊12日の日程で行われ、18名の中学生がドイツの農村あるいは自然エネルギー、省エネルギーというものの勉強をしてきたということでございまして、こちらにも4名の転校生が参加をして旧交を温めたということでございます。

このほかにも全国各地からさまざまな支援事業をご提案いただいております。4月以降、25のプログラムに約700人以上の村民が参加をしていただいております。改めてこのような温かいご支援をいただいた全国の自治体あるいはNPOその他多くの皆様に御礼

を申し上げなければならないというふうに思っているところであります。

次に、ことしで5回目となる村塾であります。8月7日より開催をし、ことしから対象を中学1年から3年生までの全学年に拡大をして学力向上につながる仕組みをつくったところであります。飯館中学校から先生の派遣も受けるなど中学校との連携も深め、より効果的な事業展開に努めているところでございます。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

議案第48号は、平成25年度飯館村一般会計補正予算（第3号）であります。既定予算の総額に1億5,533万9,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を66億4,722万6,000円といたしました。

歳出の主な内訳は、総務費、総務管理費として8,391万8,000円、徴税費として200万円、民生費の社会福祉費が1,219万7,000円、児童福祉費が682万7,000円であります。衛生費の保健衛生費が1,593万円、農林水産業費の農業費が2,295万6,000円、林業費が154万円であります。土木費として道路の橋梁費が263万円、住宅費425万円などでございます。これらを賄う財源として、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金などを充当するものであります。

議案第49号は、平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。これまでの予算に5,795万3,000円を増額いたしまして、総額9億4,368万3,000円といたしました。

歳出の内訳は、三年に一度の介護保険料改定に伴いまして、特別会計を安定化させるための基金積み立てと平成24年度給付費の実績に伴い、国・県などへの返還金を増額補正するものでございます。

議案第50号は、平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。3,035万7,000円を減額いたしまして、総額を2,404万7,000円としたところであります。これは、保険料の減免に伴う減額補正でございます。

議案第51号から議案第56号までは、平成24年度飯館村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

一般会計の決算額は、歳入総額76億7,455万円、歳出総額67億1,449万3,000円で、歳入歳出差し引き9億6,005万7,000円の黒字決算であります。そのうち、繰越明許費の財源繰越額1億2,920万1,000円を差し引いた実質収支は、8億3,085万6,000円であります。その中から財政調整基金に5億円を積み立てているところでございます。

なお、監査委員の決算審査の意見書並びに決算に係る主要施策の成果報告書を付しているところでございますので、ごらんください。

議案第57号は、企業立地促進区域及び避難解除区域等における村税の特例に関する条例でございます。これは、福島復興再生特別措置法の規定により、企業立地促進区域または避難解除区域等において一定の事業のためにつくった施設及び設備を設置した事業者に対して固定資産税の課税免除をする条例の制定でございます。

議案第58号は、飯館村税条例の一部を改正する条例であります。これは、地方税制の一部を改正する法律の政令と省令が交付されたことに伴いまして、村税条例の一部を改正す

るものであります。

主な内容は、1点目は公的年金にかかわる所得にかかわる個人の村民税の特別徴収について、税額の変更があった場合の取り扱いについて見直しを行うということ、2つ目は、上場株式等にかかわる配当所得と譲渡所得等の村民税の課税の特例について金額の計算方法の見直しを行うものであります。

議案第59号は、飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例でございます。これは、過疎地域自立促進特別措置法第31条の政令及び農村地域工業等導入促進法第10条の省令の一部改正に伴いまして、村税特別措置条例を改正するものであります。主な改正は、特別工業等導入地域内における課税免除の適用期間をさかのぼって平成21年12月31日とするものであります。

議案第60号は、復興産業集積区域における村税の特別に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、福島県復興再生特別措置法の一部改正に伴って村条例の語句の改正をするものであります。

議案第61号は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、鳥獣被害対策として捕獲活動に対し特別交付税措置を受けることができるようにするために、特別職の職員で非常勤の者として鳥獣被害対策実施隊を加えるものであります。

以上が、提出いたしました議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時44分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時28分）

◎日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託

議長（佐藤長平君） 日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。

お諮りします。

議案第51号「平成24年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第52号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第53号「平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第54号「平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第55号「平成24年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第56号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、以上の6議案については、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第56号までの6議案については、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、決算審査特別委員の選任

議長(佐藤長平君) 日程第5、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第3項の規定によって、1番 松下義喜君、2番 飯樋善二郎君、3番 北原 経君、5番 北山文子さん、6番 佐野幸正君、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君、10番 佐藤八郎君、11番 志賀 毅君、以上10人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した10人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に決算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

◎散会の宣告

議長(佐藤長平君) これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時31分)

()

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年8月27日

飯 舘 村 議 会 議 長

佐藤長平

同 会議録署名議員

松下義喜

同 会議録署名議員

飯桶善一郎

同 会議録署名議員

北原 経

平成25年8月29日

平成25年第6回飯館村議会定例会会議録（第2号）

平成25年第6回飯館村議会定例会会議録(第2号)						
招集年月日	平成25年8月27日(火曜日)					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日	開会	平成25年8月29日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	平成25年8月29日 午後 3時13分				
応(不応)及び並 招議席員並 出席議席員 及び欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○招欠 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤長平	○
署名議員	4番 伊東 利		5番 北山文子		6番 佐野幸正	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 山田郁子		書記 佐藤将樹	
地方自治法 第121条の 規定によ り説明の たため 出席した 者の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村 長	菅野典雄	○	副 村 長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	住民課長	濱名光男	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	生活支援対策課長	細川 亨	○	会計管理者	但野正行	○
	教育委員長	佐藤真弘	○	教 育 長	八巻義徳	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	佐藤榮一	○
	農業委員会会長	菅野宗夫		農業委員会局長	但野正行	
選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成25年8月29日(木)・午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問(通告順 1～4番)
- 日程第 3 陳情第4号審査報告



()

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） 本日の出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

8月27日に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に大和田和夫委員、副委員長に北山文子委員を選任した旨の報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。8月27日、産業厚生常任委員会が陳情第4号審査の協議のため委員会が開かれております。

次に、農業委員会から会長並びに事務局長が公務出張のため本日の会議を欠席する旨の報告がありました。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 伊東 利君、5番 北山文子さん、6番 佐野幸正君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。7番 菅野義人君の発言を許します。

7番（菅野義人君） 皆さん、こんにちは。

あの東日本大震災から早くも2年半が経過しました。避難先で過ごす暑い夏も、もはや3度目となりました。この原稿を書きながら聞くセミの声にもいく夏を惜しむ風情が込められ、虫の音にも確かな季節の移ろいを感じさせてくれます。

思い起こせば、この災害後の2年半は、皆様方にとりましてもまさしく必死であった、そのような期間であったと推察をいたします。進むべき方向を見定めようと思っても、なかなか先が見えないもどかしさやいら立ちが村民の皆さんからの不満とか不安となってあらわれております。

一方では、それは飯舘村が行政と村民の距離が近い地域づくりを行ってきた結果とも考えられます。不満やいら立ちが多く寄せられるということは、村や議会に対して期待している村民が多いためとも考えられます。それは決して悪いことではなくて、今後の復興に向けてその分大きな力になることだと考えることもできるでしょう。国との交渉で物事が決まることが数多くある中であつても、村民の視点や目線を忘れずに今後とも努力いただくことをお願い申し上げます。

9月議会の一般質問、私も議員としまして最後の機会となりました。貴重な時間ではありますが、6月議会以降学ばせていただいていることでとか最近の情勢の中で考えていることなどについてまずお話をしたいと思います。

まず最初に、除染に関してですが、去る8月23日、環境省福島再生事務所の関谷毅史新所長を迎えて国の除染計画の見直しについての説明を受けました。それに対して次のような感想を持ちました。国は、除染に関しては言葉の上ではフォローアップ除染や実際の作業により得られた知見をもとにした工程見直しなどと話しておりますが、姿勢はむしろ後退しているように思えてなりません。本来、みずから国が立てた除染計画を見直す際には、見直した工程がしっかりと実現できるように条件整備まで計画に含めるはずですが、それに対して前提条件をつけることなどは、責任の回避の姿勢を一方でとっていると言わざるを得ません。

また、本当に被災地に寄り添うつもりがあるならば、多くの被災者から要望のある追加除染に関しても、今の計画見直しの段階で基準や方法についてしっかり決めてくるべきでなかったのか。27日に開催されました国の除染方針を検討します環境回復検討会では、新たに汚染が特定された地点や取り残しがある場合についてはさらなる除染を想定することと、あるいは山林の除染の範囲を多少広げる旨の報道がされております。しかし、どのくらいの線量でこの追加除染について実施するかについてなど、肝心のことは明確にされておられません。

しかし、何と言っても村にとって除染は復興にとって最重要課題であります。今後のスムーズな同意取得や仮々置場の設置、これらを含めて村民との意思疎通を以前にも増してしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

除染と関連してもう1点。今後、国の除染に関する考え方に大きな影響を与える事柄についてお話をしたいと思います。独立行政法人産業総合研究所でことし6月6日に発表されました「除染効果と費用の評価」という報告がございます。この取りまとめは、国の除染特別地域での除染の効果や除染の費用に関する分析を取りまとめたもので、今後の除染の国の除染の方針に関して議論の土台となる情報提供を目的とされております。それを調べてみますと、除染特別地域を今の国の除染ガイドラインに沿った方法で除染を実施した場合、総費用は1兆2,000億円とし、全体の80%を農地除染が占めると。総事業費の60%は、仮置き場や中間貯蔵施設に要する費用と分析しているとのこと。除染費用につきましては、7月23日の報道では特別除染地域内のみで2兆3,000億円かかるというふうに修正されましたが、政府が2年間で予算計上しております1兆5,000億円とは大きくかけ離れております。

そして、注目すべきは除染効果をまとめた報告内容です。現在の国の除染方法で除染をすると地域ごとにどの程度線量が下がるのかといった内容が記載されております。自然減衰につきましては情報が限定的との理由で加味しておりませんが、物理的減衰に加えた除染後の予想線量が地図上メッシュ表示で発表されております。発表された飯舘村のメッシュ表示に自然減衰を30%に想定して除染後の線量を推測しますと、もっとも低いエリアが須萱、大倉地区が0.3から0.7マイクロシーベルトの範囲、それ以外の村の北部の行政区が

0.6から1.1マイクロシーベルトの範囲、長泥地区を除く村南部の行政区が1.1から2.3マイクロシーベルトの範囲、そして地図上には滝下地区、小宮の沼平地区の一部で2.3マイクロシーベルト以上の場所が残るとの除染後の線量が表示されております。

現在の国の除染方法は、線量に応じた除染ではなくて、一定の方法での実施を想定していますので、このような除染後のばらつきが出るのは当然のこととなるわけです。そして、そのことがとりあえずの村の除染目標である年5ミリシーベルトを環境省では約束できないという見解に結びつくわけであります。

しかし、これはやがての帰村復興に対して大きな障害になるのではないかと予想されます。意識の上では放射線の被害は皆同じと申せますが、除染後の線量は村内で明らかに違いが存在します。しかもこれからの放射線の物理的減衰は、半減期の長いセシウム137が主体となるため時間の経過とともに減衰割合が少なくなり、今までのような大幅減少は見られなくなります。それに対して、国の方針を適用して年20ミリ以下は健康無害だと村民に説明するのか。あるいは、1ミリ疑惑を払拭すべきだという話をするのか。または、個人の放射線の感受性には違いがあるので、村内外の復興住宅を準備するという政策で果たして乗り切れるのか。戻れる人から戻るといふ進め方の結果は、川内村の現状を見れば一目瞭然であります。すぐにでも戻りたいと考えている人がなるべく早く戻ることができて、そしてその一方で、しっかり除染をしてほしいと考えている人がその思いを実現できて、やがて村の復興に向けて1つになれるようにするためには、何を考えなくてはならないのか。飯館村の復興計画の土台を築くには、追加除染も含めて多くの村民の復興に対する思いや力を集めることです。そして、長期にわたり放射線に対して取り組む姿勢と覚悟を打ち出すことだと私は思います。そのことを具体的に提案しながら議論を行い、村の進むべき道を見出すことが最後の私の一般質問の役目だと考えました。

いつにも増して前置きが長くなってしまいました。本題に入ります。

まず最初に、村民にとって希望と帰村意欲の持てる復興計画とするためにとしまして3点の提案をいたします。去る8月12日、復興計画第4版策定に向けた行政区ごとのワークショップの中間報告会の折、10月中に結論を取りまとめるとお話がありました。それに対して参集者から多くの異論が出されました。私は地区単位でのワークショップの意義をしっかりと考え、そして復興計画第1版から第3版までは村民の声が入っていないという批判にもしっかりと対応するべく十分な積み重ねが必要であると考えます。

そこで、1-1の提案ですが、復興計画第4版策定に向けて地区別のワークショップが開設されたが、認識の違いを乗り越えるため十分な議論の積み重ねが必要と考えます。10月時期の見直し対応について何うものであります。

次に、1-2としまして、財源確保の観点から地区ごとのワークショップの結果をどのように復興計画に反映しようとしているのかお尋ねをいたします。そして、本当に村民主体の復興を考えるのであれば、過去の4次総のときの地区別計画のように、地区独自の復興予算を設定することによって復興計画における住民参加を喚起すべきではないかと思っております。復興計画に関しても除染に関しても、飯館村においては住民の主体性を生かす体制をどうとれるのかが大きな鍵を握っていると考えられますので、村の考えを伺います。

次に、復興計画の基本的な認識について伺います。去る8月18日、伊丹沢行政区で議会主催の懇談会を行いました。除染のこととか復興計画のことが活発に議論されました。復興計画が比較的短期を想定していることや、冒頭に申しましたように、個人における放射線の感受性の違いを言われるたびに放射線を気にしない人が戻る復興計画ではないかと、そのように感じているとの意見も出されました。

そこで、1-3としまして、現在仮置き場や中間貯蔵施設の見通し、硬直的な除染ガイドラインや限定的な除染効果などから、多くの村民が帰村できる環境を整備するためには、長期にわたり段階的な復興計画を示す必要があると考えますが、所見を伺うものであります。

次に、除染に関して幾つか提案をいたします。伊丹沢集会所で開催されました議会主催の懇談会では、村の除染目標の年5ミリ以下についても議論がありました。ほかの町村が年1ミリ以下を目指すのになぜ村では年5ミリなのか、年5ミリという目標では除染業者が手抜きをするのではないかなどという声がありました。もちろん、村の考え方として国の20ミリ以下という目標に対して設定されたという村の目標であり、5ミリがゴールではなくて、あくまでも1ミリ以下を目指すための中間目標であることなどを説明しました。しかし、多くの方がその認識を持っていないのには、私は理由があると感じました。その理由の1つには、除染説明会での国の方針が非常に不明確であったこと、そしてもう一つは、村も追加除染の要求方針等について明確に村民に伝えていないことに原因しているものと思われまふ。早く戻りたいと考えている村民の方に早く除染をしてもらって復興をなし遂げたいという思いだけではなくて、しっかり除染をしてもらいたいと考える村民にもきちんと応えていかなければなりません。

さきの6月議会の一般質問で、私は除染効果を上げるためには、追加除染を国に要望するため、そしてそのためには村がデータをとりながら具体的な方法について提案をすべきではないかというふうに申し上げました。それに対する答弁の中で、効果を上げるためには具体的な事項について提案をしてほしい旨の答弁をいただきました。したがって、除染効果を高めるためとして3項目の提案をしながら議論をいたしたいと思ひます。

まず、2-1としまして、住環境の線量低下のためには、最も汚染度が高い一方、いわゆる剥ぎ取り効果が期待できる宅地周りの土壌を1,000 c p m以下、これは0.23マイクロシーベルトのレベルというふうに一般的にはされておりますが、それ以下にすることであります。これに対して村としての所見を伺うものであります。

この1,000 c p m以下の土壌の放射線レベルで必ず0.23マイクロシーベルト以下の空間線量になるかについては、宅地周りの土壌以外の農地の汚染度、屋根や壁、そしてイグネの線量との関連もありますが、長期的に1ミリ以下を目指すためには、剥ぎ取り後の土壌をしっかりと低線量にしておく必要があるのです。そのためには、機械的に一定の剥ぎ取り厚さを決めるのではなくて、計測することで汚染度の少ない土壌は剥ぎ取り量を少なく、汚染度が高い土壌は剥ぎ取りを多く、そのように剥ぎ取るのが理にかなった方法ですし、それが一方では除染の低減率を高める方法と考えました。

次に、提案の2つ目2-2としまして、イグネの枝打ち、腐葉土除去は、早期に行う除

染方法であり、現時点の効果を高めるためには、いわゆる林床土の処理が必要であります。埋設を含めて村としての所見を伺うものであります。

この考え方の理由につきましては、今まで2度ほど特別委員会等で資料を提出しながら申し述べました。事故発生以来、既に2年半を経過し、イグネの杉の葉に付着したセシウムは、既に相当程度落葉に伴い腐食土層から林床土に移行している可能性が高いのです。かつてふくしま再生の会における宅地除染の試験の結果も特別委員会の席で環境省にも報告しておりますが、村としても、ふくしま再生の会の除染試験だけでなく、実際のイグネの林床土の汚染度の計測を行って、確認をしながら国に要求して追加除染の技術の1つとして採用されるよう要求すべきと考えます。

次に、2-3として土壌のモニタリングをするためには、簡便かつ正確に測定できる機器が求められると考えます。JA新ふくしまが農地の汚染マップ作成に使用しておりますGPS内蔵土壌汚染スクリーニングシステムを導入検討すべきと考えますが、所見を伺うものであります。

今、村では、復興加速事業の中でガンマカメラを使用したモニタリングを計画しております。確かにガンマカメラは、住環境のモニタリングに関しては放射線を見えるようにする利点があります。しかし、その機能上、特徴としまして比較的狭い範囲で測定に時間をかけないと正確に表示ができないということと、線量の大きな差はわかりますが、比較的小さな線量の差は表示しにくい欠点が見受けられます。比較的広い宅地周りやイグネの土壌、農地などでは1カ所2分の測定で済み、GPS機能を生かして地図情報にデータを落とし込んでいくこのシステムのほうが適しているのではないかと思います。また、放射線との長いつき合いを考えて、村民みずからの測定が可能であることも考えると、1機種当たり約170万程度の価格、放射線をシーベルトとかベクレルに換算して表示できるという利点等もあるものと思います。導入検討についての所見を伺います。

次に、3としまして国の不明確な追加除染への対応について伺います。

3-1としまして、追加除染のあり方について国との協議がなされているとの答弁が過去にありました。今までの協議内容等について伺います。

次に3-2としまして、追加除染の基準については、低減率の低い箇所を要望する旨の答弁が6月議会においてありましたが、村としては絶対線量の低下も配慮すべきではないかと考えます。見解を伺うものであります。

除染は村復興の生命線です。最初に報告しましたように、村の線量は地域によって異なり、除染後の線量も異なってくるのが予想されます。村は、村民に対しては国にしっかりした除染を求めると言ってきました。少なくとも現時点の状況でしっかりした除染を求めるためには、この低減率もありますが、絶対線量を下げることが追加除染の中で求めているかなければならないと考えますので、答弁を求めるものであります。

次に、4番目としまして、食品等の放射性物質測定について提案をいたします。内部被ばく防止のため飲用水や野菜、山菜等の測定を実施し、お知らせ板等で広報しております。しかし、単に測定数値だけではなくて、傾向とか考察もつけ加えてお知らせすべきだと思いますが、所見を伺うものであります。

最後に、5番としまして営農再開のあり方について伺います。

まず、5-1としまして、モデル除染実施農地で行われている水稻の実証栽培だけでなく、水源地の水質調査を村独自で行うべきと考えますが、所見を伺います。

次に、5-2としまして、過去に提案しました景観作物栽培による農地の荒廃防止と帰村者の収入確保策に対して、いわゆる的を射た案だというふうな答弁をいただきましたが、一方では生産者の張り合いがないのではないかというふうな職員からの声も聞こえてまいります。再度村としての見解を伺いたいと思います。

以上、5項目、11点の質問と提案に対し答弁を求めます。

村長(菅野典雄君) 7番 菅野義人議員の復興計画の質問、3つございますが、1と2は関連がありますのでまとめてお答えをさせていただきます。

まず1のほうですが、復興計画第4版の策定に向け、帰村後の各行政区の地域づくり、あるいは土地利用などについてどういうふうにしていったらいいか話し合っていたために、7月からワークショップを開催しているところであります。不動産の賠償がようやく始まったばかりでありますし、また本格除染が進まない中で時期尚早との意見もあつたわけではありますが、復興を進める上で帰村時期を見据えておくことなく取り組む必要があると、こんなふうに説明をさせていただいて進めているところであります。

地域はもとより家族が離れ離れになり、世代や仕事、子育てなどそれぞれ置かれている立場が異なるために、認識の違いを乗り越えるため十分な議論の積み重ねが必要とのご意見は、村としても重く受けとめているところであります。

議員もご承知のように、各行政区の議論の状況がわかるように、ワークショップ開催後、まとめの報告会を設けており、今後10月には第2回目のワークショップを開催し、課題解決に向けた協議を予定しているところであります。このワークショップの説明会や中間報告会でも申し上げておりますとおり、村としてはこの2回のみをもって地域の計画をまとめてしまうというような意向を持っているわけではありません。一度策定していただいた地域の計画を随時見直しをしていくことも必要と考えていますし、さらに地域で話し合う機会を数多く重ねていくということも地域のきずなや連携を深めていくことにつながるものと考えておりますので、足並みをそろえるということで2回のワークショップを設定させていただきましたが、これから各地区で独自に会合を持っていただき、あるいはそういうことをお願いしていくということでもあります。

なお、10月上旬予定のワークショップは、中間報告でご意見をいただきましたので、若干おくらせていただいて10月下旬にとりあえずさせていただきながら、これから地区の計画を各行政区で協議をいただきながら、もし来年度の予算に反映できるものがあればその中から取りまとめてやっていきたいと、このように考えているところであります。

2つ目ではありますが、各行政区からの計画が出された意見や施策をまとめて復興計画に入れていくわけではありますが、その要望事項を整理し今後の復興計画に役立てていきたいということでございます。もとより自主財源の乏しい村の財政でございますので、復興交付金を初め、国の復興予算をできるだけ活用をして円滑な事業推進に取り組んでいきたいと考えています。地区独自の復興予算とのご質問であります。当然第4次総合計画の地

区別計画、それから第5次のやる気つながりプラン、各行政区それぞれ自主自立、あるいはできるだけ皆さん方で地区をよくするようにしていただきたいと、そのような考え方でこれまで進んできたわけであります。第5次総合計画というのは平成17年度から平成26年度までということですので、本来であればもう第6次総合振興計画を進めていく時期であります、ご存じのように、全村避難ということでは第6次総合計画をというわけにはいきませんので、この復興計画をもって当面総合計画にかえていくしかないのではないかとこのように思っているところであります。

この復興を支える上で、ご存じのように、地域力といいますか、いわゆる故郷を思う皆さん方の気持ち、そういうものが非常に大きな力になるというふうに考えておりますので、議員からご質問いただいたように、各行政区の地域づくりを担保するような、いわゆる予算が必要であると。これは当然考えておまして、国・県などの財源を活用できるものは活用し、またなかなかできないものもあるだろうと思っておりますし、また、村としても前向きに村独自の予算もやっぱり検討していかなければならないと、このように思っているところであります。そのためにも皆さん方からの意見をできるだけ聞かせていただいたり、あるいは村としてもいろいろ自前でどういうことが住民に必要なのかということを考えていかなければならないというふうに思っています。

全村避難を経験した他の自治体の状況からも、一度村を離れてしまうと、残念ながら全員が村に戻ることは極めて難しいというふうに考えています。したがって、復興には地域の皆さん方の力、あるいは住民の活力と、こういうものを改めてどのように集めていくかということが必要だというふうに思っていますので、これからの復興計画の村の重点施策だと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいというふうに思っているところであります。

それから、営農再開のあり方についてということのお答えをさせていただきます。

水源地の水質調査を独自に行うべきとのご質問であります。今後、本格的な営農再開に向けて、ため池などからの放射性物質による再除染拡散防止対策、非常に重要だというふうに考えております。国と県により県内約1,800カ所のため池について放射性物質のモニタリング調査を実施しているということですのでございます。村ではため池台帳には72カ所があるわけでありましてけれども、現在まで情報ですと10月末にその辺のことを公表するというところであります、これまでの速報結果でありますと、真野ダム、あいの沢、岩部ダム、風兼ダム、笹峠、外内、平吾入の7カ所の水質モニタリング調査の結果が公表されており、今回調査した7カ所の全てのダム、ため池の水質については検出限界以下の数値ということになっています。また、新田川や草野及び小宮のほうで採取された水についても限界以下ということでもあります。

ただ、同時にため池などの底のところを採取した結果であります、地区によってはばらつきがあるものの、1万ベクレルから高いところでは10万6,000ベクレルの放射能セシウムが検出されているということでもあります。

水、水源地の水質調査を村で独自に行うべきではないかのご質問ですが、村単独の調査ですと、人的なものあるいは知識、技術的なもの、機器の整備などを考慮します

と、なかなか大変かなというふうに考えています。しかしながら、営農再開には非常に必要な調査だというふうに思っていますので、これからも国・県にきちんと要望をしていく、あるいは民間団体や研究機関などへの調査要求も含めて検討してまいらなければならないと、このように考えているところであります。

次に2点目であります。景観作物栽培によって農地の荒廃を防止していくというご質問にお答えをさせていただきます。

まずもって、このご質問は、前の定例会で菅野議員より質問をいただいて、帰村者の収入確保の提案などもいただいたところでありまして、本当にありがたく思っているところでありますが、この件について職員が張り合いがないのではとの声があったとすれば、大変申しわけなくおわびをしなければならないなというふうに思っています。

除染後の農地の維持管理につきましては、今年度モデル除染地域において、営農再開支援事業によって地力増進作物としてクローバーやレンゲの播種を既に行っているところでございます。除染後の農地につきましては、営農が再開されるまでの間は地力増進対策や荒廃防止の観点からの保全管理が必要だというふうに考えております。ご質問のように、緑肥作物の菜の花、あるいはヒマワリ、コスモスなどの季節に応じた景観作物栽培を栽培することによる保全管理も視野に入れながら進めてまいらなければならないというふうに考えているところであります。

また、本格的な営農が再開した場合においても、各行政区の土地利用見直しを踏まえて、各行政区に景観作物エリアなども設けるなど、交流人口増を図るような対策も考えていかなければならないのではないかと現在考えているところであります。

これらの作業についても、できる限り地権者や農家の方々に実施していただくことにより収入の確保にもつながるものと考えておりまして、菅野議員のご提案に沿った事業の展開に向け、取り組んでいかなければと考えているところであります。

なお、除染の進捗にもよりますが、今までのような営農体系では管理できない農地も出てくると想定されますので、農地を維持管理するための組織を、各行政区になるのか、村全体ということになるのか、いずれにいたしましても農家の方を雇用していただきながら、収入や組織や農村景観保全対策なども考えていく維持管理組織というものも考えていかなければならないのではないかと、そのように思っているところでございます。

他の質問は、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、復興計画の3点目の段階的な復興計画の必要性に対するご質問にお答えをいたします。

村では、除染や賠償など、また創設される国の支援策などに対応するために復興計画を随時見直し、第1版から3版への回を重ねるたびに、その都度必要な施策を掲載し対応をまいりました。これらは復興計画に掲げることによって国の支援制度や復興交付金などが利用できるようになることから、制度改定に速やかに対応し復興予算を獲得していくためという側面と、村民に対し復興の道筋をわかりやすく説明するという目的を持って進めてきたところでございます。今後も、半年から1年の周期で第4版以降の復興計画を進め、復興財源の確保と復興計画の見通しについて村民に対しわかりやすく示せればと考

ているところでございます。

長期的な見通しを示せとのご質問でございますが、災害から2年半経過するにもかかわらず、いまだに放射性廃棄物の中間貯蔵施設も一向に決まらない現状や、なかなか進まない国の除染など、村としても長期的な見通しを明示することは難しい状況であります。しかしながら、村外の復興拠点の整備、営農の再開、学校の再開、森林の除染などは、ご指摘のように段階的に計画を掲げ進めていく必要があると考えております。村としましても、これらの復興計画を進めながら避難解除となった以降を想定し、生活再建の方策や農地再生の仕組みなど必要な制度の創設を国に働きかけてまいります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、大きな項目の2番、3番、4番の3点についてお答えいたします。

まず最初に、ご質問の家の除染効果を高めるための提案の3点について関連がございますので、一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目の宅地周りの土壌を1,000 c p m以下、時間当たり0.23マイクロシーベルトのレベルにするについてでございますが、村としましては、居住空間を含め全体の空間線量を効果的に下げる方法として表土の剥ぎ取りが有効と考え、村内の宅地や農地の土壌の除染方法は表土剥ぎ取りを基本として進めております。おただしの c p m、いわゆる放射性表面汚染密度での除染管理についてであります。非直轄の福島市では、住宅の裏でバックグラウンドを含め600 c p m、時間当たり0.4マイクロシーベルト以下と除染管理基準を決め、表面汚染密度で施工を管理していると聞いております。

一方、国の除染においても、除染管理基準は5センチ程度の表土剥ぎ取り後の空間線量で管理しておりますので、施工中での除染管理はしていないという状況でございます。ただ、国が発表しています村内での除染結果を見ますと、除染前後のデータに放射性表面汚染密度の数値結果も出しておりますので、国と除染施工中に放射性表面汚染密度を管理基準とすることができるかどうか、またバックグラウンドの線量との兼ね合いなども含めて、国と協議をしてみたいと考えております。

次に、2点目の林床土の処理についてであります。国の宅地周りの森林除染はイグネの伐採や枝打ち、落ち葉等の堆積物の除去であります。おただしの林床土の処理であります。比叡地区でNPO法人ふくしま再生の会の実証試験では、落葉層の下の腐葉土、さらにはその下の黒土10センチ程度を除去したところ、空間線量の低減が得られたと報告されております。原発事故により放射性物質が落葉層に降り注ぎ、時間の経過に伴って放射性物質が腐葉土等に沈降していると考えられますので、林床土処理は有効なものと考えております。村やふくしま再生の会から国へ提案しておりますが、国からはまだ回答がないままとなっております。再度、国に提案をしてみたいと考えております。

なお、林床土の埋設であります。除去廃棄物を出さずに除染ができるという利点もあります。しかし、放射性物質をその場に置くということが村民の方の理解が得られるかという問題をクリアしなければならないと考えております。

次に、3点目のGPS内臓土壌汚染スクリーニングシステムの導入についてであります。村では農地土壌の放射性物質濃度の把握と今後の営農再開の参考にするため、村独自

で村内47点で水田と畑の土壌サンプリング調査を実施しております。おただしのGPS内臓土壌汚染スクリーニングシステムであります。JA新ふくしまでは、営農中の水田や果樹園の農地1筆ごとの放射性物質の分布実態の把握をするため、平成24年度から同システムを導入しているとのこととあります。システム内容は、土壌から発するセシウム134、137とカリウム40の土壌濃度や土壌沈着量を検知できる機器とGPSが搭載され、経度、緯度、標高の情報により地図上に計測結果が表示できる機器がセットで測定し、マップへの落とし込みと水田台帳とリンクさせ紙ベースでもデータ整理ができると聞いております。

稼働状況であります。測定機器を4セットで測定しており、作業自体は農地の表面に測定検知器を据え置きし、計測器で操作をするというものであります。2人1組体制で1圃場3カ所を計測し、1カ所2分で計測できることから、1圃場を10分程度で実施しているようであります。

機器導入及び運用経費であります。測定機器の購入費用は1セット200万円で、4セットの運用としては人件費、システム保守などで年間2,000万円を見込んでいます。このシステムを活用すれば、土壌の濃度を短時間で測定でき、測定結果をマップに表示することで、水田の水路ごとの汚染状況が把握でき、効率的な放射性物質対策や拡散防止対策などができると思いますので、農地の放射性物質の把握と今後の営農再開や本格営農に当たり必要なシステムと感じたところでございます。

ただ、バックグラウンドが高い線量地には適さないとの情報もございまして、今後メーカーやJA新ふくしまでの稼働状況を調査しながら検討してまいりたいと考えております。あわせて、JA新ふくしまでも、同システムの運用には福島大学や研究機関と協働で実施しているようでありますので、もう少し詳しく調べさせていただきたいと考えております。

次に、質問の3の不明確な追加除染の対応の2点について、関連がございまして一括でお答えさせていただきます。

まず1点目の国との追加除染の協議についてであります。国は、平成24年5月に示した除染計画書の中で追加除染の実施については明確に示しておらず、村民の除染説明会では1回だけの除染に終わってしまうのではないかと不安や不信を抱く質問が多く出されました。村、議会では、これらを受けて国に対し追加除染を明言するよう要望してきたところであります。また、村と国との協議の場においても、追加除染を明言することで除染同意取得の推進が図られるなど、その必要性を幾度となく要望してまいりましたが、国は、平成26年度以降に除染結果を点検評価し適切な措置を講ずると終始一貫した発言を繰り返すのみで、前向きな取り組みには至りませんでした。

しかしながら、先週の村、議会、復興対策特別委員会で国から提示されました除染計画見直し案の中で、空間線量水準に応じ、フォローアップ除染を検討すると明示されました。これは、これまでの状況から1歩前進したものではないかと考えておりますので、今後、その詳細について国と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の追加除染の基準であります。村としては、国に対し除染後のモニタリ

ング結果により、空間線量の低減率の低い箇所や高空間線量についてその原因を調査し、取り残しやホットスポットのような箇所があれば追加除染をするように求めてまいりました。また、絶対線量の低下も配慮すべきとおただしであります。村としましては、これまで村独自の除染の目標値として当面年間5ミリシーベルト以下を目指すことを国に要求しておりますので、その実現に向けて除染するようさらに要求をしております。

なお、除染計画見直しの中で明示されました空間線量水準に応じたフォローアップ除染の線量水準の考え方については、今後国と協議をしております。

次に、ご質問の4、食品等の放射能物質測定についてお答えいたします。現在、食品の放射能測定は、村民から依頼があった検体について測定して、その結果については依頼があった村民に結果表を送付するとともに、村民にはお知らせ板とホームページで周知をしているところであります。実績としましては、年度ごとの測定述べ件数では、平成23年度に571件、平成24年度には419件、25年度は現在まで137件となっております。また、全体での主な測定種別であります。井戸水、わき水が439件、村内で採取した農作物338件、山菜・キノコが156件となっております。また、ことしに入り、村民から依頼があった検体のほかに、村独自で水田の草や木の葉など、どれだけセシウムがその検体に移行しているか確認のために測定を実施しております。

さて、ご指摘の村民へ単に数字だけの周知ではなく傾向と考察もつけるべきとおただしであります。全く村民の立場からすれば当然の考えであります。今後、村へ依頼があった検体で同じ採取者で同じ検体の中には、昨年と異なる数値が確認されているものもありますので、その傾向について精査をしながらつけ加えて周知できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

7番（菅野義人君） それでは、ここから一問一答方式で再質問をさせていただきます。

私の1-2の質問、地区独自の復興予算をつけることによって住民参加を喚起すべきではないかというふうな質問に対しまして、行政区の地域づくりを担保する予算が必要であると考えている、前向きに検討したいというふうな答弁をいただきました。ご答弁の中で、国・県などの財源を活用して、もちろん答弁の中には村としても村独自の財源でというふうなお話もありましたが、国・県などの財源を活用するというふうなことで、私ども被災を受けてから2年半の中で、なかなか地域の主体性、独自性を生かす予算というのが国・県では認めてくれなかったというふうな、私は強い思いがあるんです。要するに、国・県からの復興基金あるいは復興予算を活用しての地域づくりとかがあってというのがなかなか認められない状況ではないのかなというふうに私は感じているんですが、その辺についてのご見解を改めて伺います。

村長（菅野典雄君） 今、いろいろな事業が出ているわけでありまして。例えば、帰還再生加速事業、言葉から言えば、何せ戻ってもらうためにこの事業を使ってくださいよという名前からすればなんです、いかんせん、いろいろな制約があつてできない。その事業で予算をとろうとすると、この事業はどこの省庁の何の事業でやってくださいという話になって、何だ、それでは全く復興予算でも加速事業でもないのではないかという可能性があ

るというのは事実であります。しかし、我々がこれほど、まさに生活をずたずたにされ、不安と健康を害しながらもやっているわけでありますから、もしもとに戻って頑張るといふことであれば、そこに対するハード、ソフトの事業が絶対に必要ではないのかと。それをつくるのがやっぱり我々にこれほどの思いをさせている国の責任であるということをもう何回、何十回となく言っているところであります。まるっきりだめというわけでもありません。こちらに寄り添っていただけるのでついたのもありますし、まだ検討してみましようというのもあります。まるっきりだめだというのものないわけではないわけですから。

そういう意味からすると、少なくとも飯舘村が地区別計画、あるいは暮らしアッププランなどでそれぞれ自分たちのところは自分たちでやっぱり汗をかきましょうというこの事業は、少なくとも過疎地域あるいはそういうので大臣賞までいただいているようないい事業、あるいは地方の再生の話でありますから、その辺をこれからしっかりと国のほうに話をして、どれだけとれるかわかりませんが、できるだけ村でも考えますけれども、その財源を国のほうで補填をしていただく、あるいは当然事業としてつくるというように頑張っていきたいと、このように思っています。

7番（菅野義人君） まさしく村長が今答弁いたしましたように、地方再生のための非常に大切な有効な、しかも非常に効果が上がるのではないかと私はこの予算の使い方については考えてはいるのですが、いかんせん、どうしても国の事業に頼ってきますと、その性格を守るために本来の目的に沿った使い方ができないというふうなことを私は非常に懸念をいたすのであります。いわゆる再生加速化事業の中で、当初予算の中で結構いろいろ盛り込まれました。しかしながら、各省庁の中で今村長からあったように、それは別のほうの予算で使えるんでないのというふうな指摘がやっぱりある。ですから、やっぱりこれは国に対して政策を先取りしていくというふうな形で私は提案をしていくというのが必要な姿勢ではないのかというように私は思います。もちろん、そこに至るまでにはいろいろ前提条件がありますが、ぜひ予算を待つというのではなくて、この政策をつくり上げていくというふうな発想の中で国と交渉すべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 政策をつくり上げていくというのは、どういうふうにとればいいのか。いわゆるこういう災害に遭ったからこそ、こういう事業ができる、あるいはこういう村づくりができる、こういう住民への対応、サービスができる、それはこちらとして政策としてはかなり、まだまだあるかもしれませんが、考えて出しているところでありますが、なかなかそこにハードルがあるということでもあります。村でそうだったら自前でやってみてどうなんだというご質問ともとれたなというふうに思っています。例えば昇口の舗装、これは全く今、村独自で考えてこれが帰る人にとってありがたい話、災害に遭ったからこそできるという話ではないですかということで、村独自で議会のご理解をいただいてこれをとっているんですが、村のお金を出すのは全くやぶさかではありませんけれども、少なくともこれは国でもやっぱりそういう発想が必要だろうということできのうもやったところでありますが、個人の資産形成だと、こういうところにぶつかって、冗談ではな

いでしょうという話を今しているところでもあります。ですから、これからも政策はしっかり考えていきたいというふうに思いますが、それを全て村の金でということになりますと、もうどんどんと村のこれから必要な財源を削っていくことになっていきますので、少しでも国にこの理解を求めていくというのも一方が必要だろうと、このように思っているところでもあります。

7番（菅野義人君） 先に進ませていただきます。

1-3について質問いたしました。長期にわたる段階的な復興計画を示す必要があるのではないかという話でございました。いただきましたご答弁の中に、遅々として進まない除染などのこともあってなかなか村としては長期的な見通しを明示できないというふうなことがありました。まさしくそのとおりなんだろうなと。場合によっては、財源の裏づけのない計画を出してしまうということもある。そういうことで、なかなか長期にわたる復興計画が示せない。飯舘村のままでの復興計画第3版をもう1回ずっと眺めてみましたところ、34ページのスケジュールと課題という中に、復興スケジュールの表がかいてあるんですが、これを見て、恐らくおつくりになった方は、平成27年までで帰村ということで、この復興計画が終わるというふうなことでこの表をおつくりになったのではないと思いますが、まさしくこれは24年、25年、26年、27年までの復興計画で、この一番最後の部分に帰村へというふうなことで書いてある。やっぱりこれが長期的な見通しが示せない中で精いっぱいつくった見通しではあるのだけれども、村民にとって見れば、こんなことで結局済まないだろうなというふうには実は考えていらっしゃる。それが意味では皆さんの不安とか不信感を買っているということがあります。最低でも、この復興計画の中にきちんと追加的な除染を要求して村民が安心して戻れる環境をつくるんだということ、この除染の問題だけではないですが、もっと私は明確にやっぱり村民に意志を表示すべきではないか。この1回の除染の中で帰村へということが、どうもゴールのように見受けられる。その印象をやっぱり私は払拭すべきではないかというふうに考えていますが、見解を再度求めます。

村長（菅野典雄君） ご提案の中に、段階的な復興計画というのはまさにそうだなというふうに思っております。そこら辺までなかなか、第1版、第2版、第3版と、こういう大変なときですから、その都度その都度、一步一步という形で作らせていただいたんですが、それだけではなくてやっぱり先が見えるような形にもしると、こういうご意見だと思いついて、まさにそのとおりだと思っております。

ただ、1つだけお話しさせていただきたいのは、国とのやりとりの中で、いろいろな部署、部署、福祉なら福祉、何なら何ということでの段階的なことは一応こちらの考えでつくられるのですが、村が帰村をするというところ、場合によってはそれは帰村宣言ということになりますか、ここはいろいろの兼ね合いが全て絡んできます。賠償から、その他から、何から。そこが段階的には残念ながらできないんですね。どこかでは区切りをつけないと前にも後ろにも進めないと。こういうところがあるというところにつくってしまったというところが、あくまでも固定したわけではないんですが、一応そんなことを国にもここまでこういうふうに考えているんだよというのを出すというところを出させてください

たということでありまして、いずれこれから帰村する時期というものはどこかでは線引きはしなければならないので、段階的というわけにはいかない。ただ、計画は間違いなく言われたとおりでありますので、そこに意を用いてこれからやっていきたいというふうに思っております。

7番（菅野義人君） 復興計画の中で帰村という判断の難しさ、そして除染との関係が非常に不明確な中で非常に難しい判断をせざるを得ないなというふうに考えておりますが、いわゆる非公式の話でしたが、この間環境省福島再生事務所との話し合いの中で、環境省との協議の内容を前もって村のほうから私ら議会のほうで受けました。その村のほうの説明の中で、除染計画がおくれるために、帰村の時期について一部村内での農地の除染を全て管理をしなくても帰村宣言を出せるかどうかというふうな、何か内々でのお話がありました。やっぱりすぐ戻りたいという方ももちろんいらっしゃいますが、しっかりやっぱり除染をやっていただきたいという方は私は結構いるんだろうなと。その方に対して、今の国の除染計画とかあるいは除染の方針というのは、なかなか復興計画の中で盛り込むことができない。だけれども、農地除染が終わる前に帰村宣言の可能性があるかどうかというふうに認識をお持ちになること自体、私は村民に対してはかなり不安を持ってくる村民の方がいらっしゃるのではないかなと。そうではなくて、早く戻りたいという方が早く戻りながら生活がある程度長期間できるような政策を私は国に要求しながら、一方ではきれいな村をつくっていくという、そういうふうな両方のバランスのとれた考え方が、私はこの復興計画の中に必要ではないかというふうに実は思っているんです。その辺のバランスがいささか早く帰村したいというふうに傾いているために、結構多くの方がやっぱり不安を抱いている、そのような印象を持ったわけですが、このような見解に対しての答弁というのは非常に失礼な話かもしれませんが、やっぱりこれは、村民の目線で言うと私は見直していただかなければならないというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 村全体が早く戻りたいという思いの中で動いているというふうに捉えたとすれば、ちょっと私らのほうも意の足りないところがあるのかもしれないし、これからその辺をしっかりとやっていかなければならないなというふうに思っていますが、一番最初の復興計画の原点が、何せ戻られない人もあるいはすぐに戻れない人に対しても我々は意を用いながらやっていきますと、こういう話はもう一番最初の原点だったわけでありますので、もう一度その辺をお話をさせていただきながら、帰りたいという人もいる中で、今言ったような両面がどういうふうに、整合性を持たせる形で帰村宣言なり、あるいは除染なり何なりがうまくできるかというのを、非常に難しいところですけども、全体的なバランスを考えながら、総合的に考えさせていただきながら国と向き合っていきたいというふうに思っております。

7番（菅野義人君） 避難生活が長引くにつれまして、高齢者の方を中心としまして非常に避難生活の環境に耐えられないと。私もよくそういうお声をお聞きするわけです。そういうことを考えれば、やっぱり一刻も早く村での生活に戻してあげたいというふうに私は考えています。しかしながら、国の制度の中によりますと、やっぱり除染との関係からすれば避難解除というのが除染の1つの区切りになるというふうに昔国の基準の中では書いて

あって、私はその方針なんだろうなど。田村市で行いました特例による長期宿泊、あれについてちょっと田村市のほうに問い合わせしたんですが、いわゆる帰村宣言を前提としているわけではないんだと。いわゆるインフラ整備と医療介護が行える条件があれば、帰村宣言を前提としなくてもとれるんだというふうな事務当局のお話でございました。しかしながら、きょうの新聞報道では、市長さんはやがて長期宿泊が終わった後、帰還宣言を住民と相談して決めたいという話でありました。

飯舘村においては、この除染の計画が非常におくれていく。一方では、避難生活に耐えられない方々がいるということで、この特例による長期宿泊という部分については、場合によっては除染後、私は国のほうでは対応できる可能性があるのではないかというふうに思っております。帰村宣言をまず前提としない特例による長期宿泊についての交渉の可能性というんでしょうか、それについての見解を再度お伺いします。

村長（菅野典雄君） 今のところ国は、避難解除あるいは帰村宣言、これなしに長期宿泊はないというふうに言っています。ただ、今我々が悩んでいるのはその辺でありますから、可能性としてあるのかどうか、これからまだまだ対応の余地はあると思います。田村市がああ数字を出してきたというのは、やっぱり国のそういう制度があつてということに考えてもよろしいのではないかなというふうに思っています。

7番（菅野義人君） 再質問、先に進みます。

除染の提案について3項目、それぞれいただきました。1つずつ再質問させていただきます。

剥ぎ取りに当たっての土壌表面線量率の低減を目指すとする提案についてということで答弁いただきました。除染施工中に表面汚染密度を管理基準とすることができるかどうか、国と協議をしていくというふうな答弁でした。ちなみに福島市では600 c p mを基準とされているというふうなお話もいただきました。交渉する上で非常に重要な事柄が国のモデル除染の中の報告に入っているというふうに私は考えております。

それを紹介しますと、富岡町におけるモデル除染の報告の中に、これからの検討課題として土壌の汚染の浸透深さと土壌の放射能濃度の分析が重要だというふうな、モデル除染の報告書にこういうことが書いてあります。それから、このモデル除染にもかかわりました国の独立行政法人であります原子力研究機構がまとめた「除染作業に関する課題とベストプラクティス」、聞きなれない言葉で調べたんですが、結果を得るために最も効率のよい方法をまとめた報告になるんだそうです。その中に、一般的に表土の剥ぎ取りというのは、剥ぎ残しとか取りこぼしが非常にあるんだと。だけれども、それを目だけで見るのは困難なので、除染作業中に測定要員を配置して適宜除染効果を確認する、そういうことで除染の精度を上げることができたというふうな、そんなふうな報告もあるんです。ですから、国のほうでいろいろ参考とすべき報告の中に、剥ぎ取りに当たっての除染効果を確認しながらの測定というのが非常に効果が高いというふうなことが報告されておりますので、そんなことなんか実は交渉の中に含めていただきまして、ぜひ実現できるように私は交渉すべきではないかと。これ以外に、では今の技術の中で除染の精度を上げるというのは、これと林床土と土壌のモニタリング以外には私は今の国の除染ガイドラインの中で

はないのではないかとというふうに思いますので、その交渉のひとつお覚悟をまずお聞きしておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 菅野議員には、除染のなかなか進まない中でいろいろ調査等をしていただきまして、いろんな知見等、提案等をいただいていますこと、本当に感謝を申し上げます。今回提案いただいた中で、やはり村が基本としております表土剥ぎ取り、これは本当に当初から5センチ剥ぎ取りという部分で、セシウムの深さの分布が3、4センチに90%程度が入っているという結果があったということで、剥ぎ取ってしまうことが一番有効だろうというふうに考えたということで、まずは基本的にはその剥ぎ取りという部分が出てきたというふうに考えております。

今回ご提案をいただいた中で、セシウムの浸透の深さによってやっぱり施工することで、例えば3センチでおさまる場所もあれば、やっぱり6センチ、7センチの深さまでとらなければ効果が上がらないという施工もあるだろうというご提案というふうに思っています。今、他の自治体と調査研究している内容、私ももう少し勉強させていただいて、これらのデータをもとに国のほうと交渉させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

7番（菅野義人君） 2-2のイグネ林床土の処理について、前も国のほうに要望していただいたんですが、再度国のほうに要望していくというふうなご答弁をいただきました。今の国の方針は、排出土がふえるのを極端にやっぱり警戒しているというか、嫌がっている。仮にイグネ林床土の処分で除染の効果が上がったとしても、排出土が多量に出ることで、私は環境省は非常にやっぱり取り入れてくれないというふうなことになっていくのではないかとというような実は心配をしております。この埋設については、比曽で試験をやったときに埋設したものについて、移動について今調査中であります。あと、ふくしま再生の会のほうでも、この埋設についてもっと別な場所でもやっぱりきちんと試験をやる必要があるというふうな見解を述べております。

それから、これは非公式的な話なんですが、政府の事故調の座長を務めました畑村洋太郎東大名誉教授が、村においてこの埋設についての試験をぜひやりたいんだということで、ふくしま再生の会のほうから打診が今あります。まだ話は詰まっております。もし、この排出土をふやさないで除染ができるということでの埋設ということで、何らかの方向を村としては見出していかなくてはいけないのではないかとというふうに考えております。ふくしま再生の会とか村除染の部会とか、先ほど申しましたように、畑村洋太郎教授の試験とか、こんなことを何とかコーディネートしながら、村としてやはり国に効果のある除染の提案ができないだろうか、そのコーディネートを村としては取り組むべきではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 林床土処理については、ふくしま再生の会できちんとしたデータもいただいておりますし、特別委員会の中でも議員のほうからお話をいただいているという部分で、また再度村としても国のほうにお話をさせていただきたいというふうに思っております。

それで、埋設処理の部分でございますが、実証を今後検討する中で村としてのコーディ

ネットはという部分であります、村としても基本の方針としましては、まずはセシウムはやっぱりその場から隔離をすべきではないかということで、今仮々置き場なり仮置き場、最終的には中間貯蔵施設という部分で考えているところでございます。私自身もやはりその必要があるのかなという思いは持っておりますが、埋設に当たってやはりセシウムを残すという部分、イメージがどうなるのかと。あとは、実証する中で、もしこれを国がやるとした場合に、やはり農地の表土剥ぎ、反転耕が話しあった際に農家の方々はそれをやっぱり持って行ってほしいという声があって、5,000ベクレル以下でも表土剥ぎ取りに村もしてきたという部分もあります。

あと、地下水への影響という部分では、ふくしま再生の会さんでもいろいろ調査をいただいておりますが、この結果についてという部分もあろうかと思えます。ある程度コーディネートということになりますと前向きな話にもなりますし、この部分については、もう少し内部で検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） ここで暫時休憩いたします。

（午前11時19分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午前11時21分）

7番（菅野義人君） 5-1の水源地の水質調査について答弁いただきました。ため池7カ所について水質については限界値以下だったという話、底地等については1万から10万ベクレルでしたという話でした。通告の仕方が悪くて、水源地の水質というのは、実は前に6月議会でお話しした沢水の調査というふうなことだったんです。私のちょっと質問の仕方が悪くて、ため池の答弁をいただきました。

実は、森林総合研究所の中で、たしか去年の5月の末でしたか、半年ぐらいかけて自動的に測定する中で、二本松と飯舘と伊達でしたか、3カ所調査をやっていて、5月28日に1カ所だけ飯舘の沢水が懸濁性セシウムが検出された。それが結構高い値であったということがあります。これは森林総合研究所の中での調査でしたから、その後の研究にどういうふうに生かされているのか私はわかりませんが、この傾向については、まだ十分に解明されていないとはいえ、やはり営農再開にとってはいわゆる不安材料である。そのために村として何か調査ができないかというお話でした。独自にその機会ができないと言われればそれだけなんです、そうだとすればやはり水稻の作付実証と同時に国のほうに要求すべきではないかというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 当然ため池も皆さん方がよく心配しているところでありますが、それはそれとして、いわゆる田んぼ、畑にこれから沢水が入ってくるわけですね。そこをどうするかというのは非常にやっぱり重要だろうと。何らかの実験がやっぱりあってしかるべきではないかと。以前田んぼをやったときに、何かその水を流すときに、ある物を通していくとそこで下げると、こういうことがあるので、そんなことを再生の会なりあるいはどこ

かできないのかという話をしているところでもあります。もちろん国のほうがやってくればそれに越したことはないんですが、国にも求めながら、我々もやっぱりそこら辺を調査をしていかなければならないと、このように思っているところでもあります。

7番（菅野義人君） 5-2の景観作物栽培についての答弁をいただきました。私は、この景観作物について張り合いというふうな指摘を職員の方から受けて、ああ、なるほどなど。確かに作物栽培と違って収量での努力というんですか、それもないし、品質での努力の差もない。だから、それを進めようとするれば、もっと張り合いが出るような仕組みが必要でないかというふうなお話をいただいて、さきの答弁では何か謝られたんですが、私はむしろああヒントがあったなど、実はそんな思いで再質問をしたわけです。答弁の中にもいただきましたから十分にわかるんですが、きちんとやっぱり財源の手当をして交流人口の拡大策なんかもあわせてできるような、そういうふうな政策を総合的に取り組むことによって張り合いというものが出てくるのではないかなというふうに私は思っております。答弁の中でも若干そのことについて触れてありますが、何せ転作奨励金というのがもうない中で、景観作物栽培については私は非常に大きなウエートを占めるのではないかなというふうに思いますので、張り合いをどうやって生じせしめるか、再度答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 今、住民の皆さん方にいわゆる田んぼ、畑、耕されないところがある、その中でどうしていくかという話、これは村全体としてもあるということでもあります。そうすると、土を肥やすような作物も含めながら、見た目非常に美しい村といいますか、頑張っているんだなというところをつくっていかねばならないわけですから、そのやはり張り合いをどうつくっていくかというのは当然のことです。ですから、1つは国のほうにそういう制度が、ある程度年代を区切るなり、あるいは長期的にできないかということも必要でありますし、我々もその辺についての自前の施策も考えていかなければならないのではないかと、このように思っているところでもあります。（「終わります。ありがとうございました」の声あり）

議長（佐藤長平君） それでは、私が一般質問を行いますので、議長の職務を副議長と交代いたします。

副議長（志賀 毅君） 議長を交代いたしました。

それでは発言を許します。

12番（佐藤長平君） 平成25年9月定例議会に当たりまして、今任期最後の質問をいたします。

ただいまは、今限りで引退する議員を代表しての一般質問だったのかなというふうに感じまして、大変感慨深いものを感じた次第であります。私もきょうで一般質問97回目なんです。ずっと休まずやってきました。これは私自分につけた勲章なんですよ。また、私にとっては98回目からの一般質問ができるよう頑張りたいと思います。

戦後、さきの大戦の後、1951年、昭和26年に私はこの世に生を受けました。国破れて山河あり、何もなくなったところから戦後の復興が始まりました。私らの親父の世代、そういえば先輩たちの苦勞によって復興したふるさと飯館村であります。戦後復興に苦勞した先輩への感謝、これを基本とした政策の提案、これが24年前の新人候補者佐藤長平の政治

の原点であります。今なお忘れることはありません。

さて、今度は、全村避難の中から飯館村の、そして村民の復興を訴える選挙戦になるようでありまして、すごく感ずるものがございます。これは運命なんでしょうか。いやいや、天命なんでしょうか。そのどちらも背負いながらこの戦いを進めてまいりたいと思うのであります。

質問の第一は、あす30日発表される、我々が既に災害復興特別委員会でその内容の詳細を見せられたわけでありまして、飯館村の除染工程表の見直しについてこの際伺っておきます。環境省による平成24年、25年にやり遂げるとされた除染工程表を見直すということで、あす発表されるわけでありまして、過日の23日の第23回復興対策特別委員会でもその内容を知ることができたわけなんです、その内容について対策を伺うとともに、までい復興プラン第3版の内容についても修正、見直しせざるを得ないところが相当出るのではないかと察しますが、その課題の所見について伺うものであります。

質問の第2は、政府が森林除染の方針を示さない中、しかしながら飯館村全体の放射線量の低減を図るためには、森林再生とあわせた森林除染の必要性を訴えていかなければならないと思っております。よって、村独自の対策の方針と詳細な計画の策定を早急に示す時期を迎えているのであります。村は森林のSF調査の結果待ちの方針のようであります。それはそれとしながらも、森林除染と森林再生の課題を突破していくには、森林資源としての木質バイオマス発電、熱供給システムの導入は欠かせません。これは、復興計画の中に山側と川下の関係がございまして、山側の森林除染、森林再生が必要なのであります。川側には、バイオマス発電がなければ、一体的な復興、森林再生、森林の除染、雇用の確保ができませんし、それは限定的になってしまうのであります。村はこれらに応じた施設の整備方針のようであります。我々は、太陽光発電の経済的採算性、売電システムを知らされてまいりました。バイオマス発電にも経済的採算性が求められていきます。

一方、前段で述べた山側と川下の一体的整備の必要性から、阿武隈北部高原に森林資源を利用したバイオマス発電所の建設は必然性があります。山側の阿武隈北部に森林を持つ各市町村が、森林除染と森林再生を図り、運び出したところの森林資源のチップ工場まで責任を持ってもらう。この責任は、各チップ工場では木材の表皮剥離等、放射線のセシウム前処理まで行ってもらうのであります。これらの処理をしたチップを運び込むことによってを前提に、川下側の飯館村にバイオマス発電所を建設すれば、放射線量の低いところから中程度のところに集中させるシステムができ上がるのであります。

さらに、飯館村に建設することによって、セシウム後処理の飛灰管理の責任と中間貯蔵施設への対応として、私どもは浪江町を通過させなければならないのであります。そしてその運び込みの責任を負わなければならないのでありまして、そしてそのことができる立地に飯館村があるわけなのであります。

一極集中は第二の原発をつくるようなものとの批判は当たらないと確信するものであります、村長にその所見を伺いたい。

村長（菅野典雄君） 12番 佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目の除染工程表の見直しであります。除染工程表の見直しについてでありま

すが、国が示している除染計画はご承知のとおり、村内の全ての住宅、敷地、農地、道路、それらの周辺の森林の除染を平成24年、25年の2カ年間で実施すると昨年の10月に公表したわけであります。しかしながら、ご存じのように、国は今回2年間で完了できないことを認め、飯館村の除染の進捗状況の総点検を行い、今月末に除染計画の見直しを発表することに今のところなっているようでありますが、これまで除染計画の見直し内容について村は国と3回のかかなり長時間の調整を進めてまいりました。その内容は、1つ目には、平成26年4月から未着手の全行政区の除染が開始できるよう同意取得を年内に完了をすること。2つ目は、イグネ伐採希望との契約を早期に完了させて、伐採作業は冬期間を利用して平成26年3月ぐらいまでに完了させること。3つ目は、帰還困難区域の長泥行政区の除染を、平成26年もしくはそう差のないできるだけ早い期間に開始をすること。4つ目は、平成26年4月から未着手の全ての行政区の建物、敷地、その周辺の農地及び森林の住環境の除染を優先に着手をし、26年度内に完了させることなどであります。

それらを踏まえて、除染工期を平成28年度まで延長するという工程表を含めて、除染計画の見直し案が先週の村議会復興対策特別委員会で提示をされたというところがございます。この工程表の内容は、全て除染を完了するのは平成28年度というものでありまして、これらを受けていただいていた質問は、プラン第3版の修正、どういうふうになるのかということですが、まずもって第3版で除染状況によるというふうな前置きをしながらも帰村宣言の時期をある程度示しておりますので、これは当然今後見直しが必要になるというふうに思っているところであります。

それから、村内の重点プロジェクト、いろいろなプロジェクトがあるわけでありましてけれども、それについても幾らかなりとも影響してくるのかなど。さらに、営農再開などについても影響してくるだろうし、例えば避難当時残していただいた企業、施設、それから我々がまだ帰村宣言しないのに何とか村のところをやってあげようということで、今20数事業所が村の中で頑張っていますけれども、その人たちの今後にもものすごく影響するというふうに思っていますので、非常に重要な変更が求められるし、変更はそこまでしっかりと考えていかないと大変なことになるというふうに思っているところであります。もうかなり限界だという声も聞こえているということもあるということでもありますので、今後その辺をしっかりと考えてやっていきたいというふうに思っています。

2点目の木質バイオマス施設に関してのご質問ということでもあります。国が森林除染に関する方向性を示せない中、村民からは、安心して帰村するためには森林除染こそが必要であるという意見がいろいろ聞かれているということは、村としても認識をしているところであります。村は、山の除染とあわせて、除染によって出る森林資源の有効活用を図るという観点から、木質バイオマス施設について検討を進めておりまして、平成24年度の復興交付金の許可をいただいて木質バイオマス施設の事業化可能性調査を行っているところであります。

検討に当たり、大きな問題となっているのは、村の森林資源活用を考える上で、放射性物質の問題は切り離せないということでもあります。一般に、放射性物質は焼却により最大200倍に濃縮することがわかっておりまして、1キログラム当たり40ベクレル以上の材料

を焼却すると8,000ベクレルを超えるおそれがあると。排出される灰の放射能セシウム134、137を合わせた値が1キログラム当たり8,000ベクレル以上になりますと、特定廃棄物となり、国が処分を行うものとされて中間貯蔵施設に運び込むまでに厳重な管理が必要となり、施設もそれに対応した大規模なものが必要になってくるということでもあります。

これまで村の素材生産量というものを調べてみましたら、村森林組合の実績から推計すると、年間5,000トン余りであります。ちょっと増産してもその倍ぐらいかなど。これは1日当たり30トンということになりますが、この辺が限界というふうに考えておりますが、一方、電力固定買い取り制度、いわゆる木質バイオマスで電気を売りましょうというふうなバイオマス発電施設の経営規模は、一般に出力毎時5,000キロワットが採算の下限と言われておまして、燃料に換算しますと年間6万トン、1日当たり180トンが必要と予想されるところであります。

また、現在村は、放射性物質濃度が高いため森林施業ができない地域と国からなっているところではありますが、村の個々の山の汚染状況も不明でありますし、現在進めております事業化可能性調査では、いろいろ地形の問題とかあるいは樹木の問題などをしっかりと調べて、落葉などによる土壌中に放射性セシウムが移行していないか、植物の吸収による枝葉や幹に放射性物質が循環していないかなどについて専門家の意見を踏まえて検討を今重ねているところでありまして、まず特定廃棄物をつくらない施設、村の森林資源を活用した仕組みができないかというところに重点を置いて今検討を進めているところでもあります。

以上のことから、燃料の大部分を他市町村に依存しなければならないというような問題、村の資源循環につなげること、特定廃棄物を抱えるリスクなども考えながら、発電を目的とするよりは、出てくる熱量をして村のいわゆる復興に役立てていくという小規模なエネルギー供給の施設のほうが村にとっては望ましいのではないかと今考えているところがあります。

以上でございます。

12番(佐藤長平君) 環境省から示された工程表、住環境26年、それから田んぼ、畑については27,28までというふうな見直しがされました。今回これから我々が環境省と折り合っというか、要求していかなければならないのは、今度もまた予定工程表なんだな。前回は予定工程表でできなくなったと言われたんだ。机上の予定工程表だから、これはうそこかれるの当たり前だわな。これからの交渉になるけれども、ことし1年、大分実績も上がってきているわけだから、机上論でなく今までの実績に従った実施工程表というものをこの際やっぱりきつく求めないとまた同じく、来年の秋になったら、あらまたできない、また修正、見直しするしかないというふうになるのかなというふうに思います。一度あることは二度ある、二度あることは三度あるのような感じがいたしますので、予定工程表なのか、実施工程表なのか、この辺はやっぱりきっちり環境省と交渉なしには、私は今回の工程表は認められないなというふうに思っているところではありますが、ご意見を賜りたい。

村長(菅野典雄君) 全くおっしゃるとおりでありまして、これまでも我々がずっと言ってきたことは、環境省の出す除染計画は余りにも机上の空論といいますか、甘いですよとい

う話で、できるはずがないんじゃないですかと言いながら、いや、できますということを書いてきた。まさに1回言ったことは余程のことがない限り変更しない。また、変更するときは、全くその反省なしに簡単に変更するという、こういう国の体質と言うのか、場合によっては環境省の体質なのかどうかわかりませんが、初めてのことということをとたとえ差し引いても、余りにもひどいというふうに思っているところでもあります。したがって、今回もその実施工程表、間違いなくできるのかという詰めはかなりしたつもりですが、幾らかなりとも不安は残るということも事実であります。

したがって、その実施工程表という話であります、果たしてこれ予定工程表と実施工程表がどういうふうにリンクするのかわかりませんが、当然我々は今度の予定工程表ができるように、あるいは実施はどういうふうにしていって、間違いなく今度は大丈夫なのかということを書いていかなければならないと、このように思っていますので、出てきた段階でまた常に精力的にこの除染、この予定表を完了するように頑張っていかなければならない、話し合いをしていかなければならない、要求していかなければならない、このように思っているところでもあります。

12番(佐藤長平君) 実施工程表、振興公社の幹部あたりともこの間話したんですけれども、須萱でさえやっぱり思ったように進まないというのがわかりました。ああいう小さい地区でも。1カ月余計にかかるでしょうか。あの小さいところで1カ月余計にかかるということは、飯館村のレベルで言うと、机上論プラス5年くらいかかるのではないかと思っちゃうのね、実施工程表では。予定工程表というのは、夏の間の気候とか人的な配置とか、あとは実際人を集める組織がどのぐらい能力があるのか、集まってくるのか、そういうもろもろの課題を全部入れて実施工程表というものをつくれるという。それで、またその実施工程表からまた延びるんだよな。例えば人的に集まらないとか、雨が降り過ぎたとか。そういうことを考えると、この26年、27年、28年の実施工程表というものを、もう少し我々もやらなければならないだろうけれども、専門的なところからも検討してもらう方法もあるのではないかなという感じがするんだな。やらないと、また今度また過ちをまた認めざるを得なくなるのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

村長(菅野典雄君) 全くそのとおりですが、専門的にこの工程表、あるいはその実施工程表ができるのかどうかというのが、誰に見ていただくのかということになるかなという気がします。基本的には土木関係の方とか、国で言えば国土交通省とか、あるいは農水省とか、そういう人たちが、この工程表は無理じゃないですかとか、ここはこうすればできるんじゃないですかというようなのをやっぱり出していただくしかないのかなと。あるいは、我々が場合によっては民間のそういう人たちにお願いをしてどこに無理があるのか、どこに机上の空論の穴があるのかということを描くということなのかなという気がします。ただ、我々今までいろいろ何十回となく議会も含めて環境省と話してきたわけでありましてけれども、いかんせん非常に大変な組織であります。でも、除染はやらなければならないのですから、その辺今ご提案いただいたようなことも含めて、議会ともども向き合っていきたいと、このように思っているところでもあります。

以上であります。

◎休憩の宣告

副議長（志賀 毅君） 喫飯のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分といたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

副議長（志賀 毅君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

（午後1時9分）

12番（佐藤長平君） 質問の2のバイオマス発電について再度伺うものであります。

今、戦後植林された針葉樹について、67年から、ですから60年から70年ぐらいたっております。針葉樹は大変素材としては優良なものなのですが、山にとっては植林でありますから、この植林された針葉樹というものは、手入れをしないと成り立たない森林素材なのであります。今、60年から70年が過ぎて、最後の間伐をやらないと山がもたないというふうにされております。戦後植えた針葉樹がもう飽和状態であります。これを何とかして打開したいということで、国もあるいは林業関係者も間伐について森林再生ということですとやってきております。

先般、県の森林組合の組合長会議がありまして、県内各方部にいわゆる後処理としてのバイオマス発電所というものがなければ、この森林再生の工程がうまくいかない。つまりさっき私が言ったとおり、山側と川下の話であります。県内全部、会津にしろ、いわきにしろ、会津ではバイオマスできております。でも、あの低線量の会津だって、前処理の皮むきをやった膜にセシウムが入っていて、この処理に手間取っております。線量は高い、低いとは別として、県内全体このセシウムの処理というものが最大の課題であります。各方部にこの木質バイオマス発電所をつくることによって、このセシウムの前処理や後処理が可能になるということで、組合長会議では全県下、各方部につくるよう国に要望書を出しました。県にも出したのでありますが、そういう状況の中なんです。飯館村だけで考えるのではなくて、阿武隈北部の林業再生、それからさっき言ったセシウムの前処理、後処理をどのようにやっていくか、これは地域課題なのでありますね。この点についてももう一度答弁をいただきたいと思っております。

村長（菅野典雄君） 山林のいわゆる除染をしていかなければならない、あるいは除染に限らず山を手入れしていかなければならないというのは、飯館村にとってもほかのところにとっても非常に大切な課題であり、事業だというふうに思っているところであります。そういう中で、村もどういうふうにしていったらいいかということで、先ほどお話しさせていただきましたように、木質バイオマスの検討を可能性というものを今国の予算を使わせていただいて調査をしているということでありますが、まだこれからのことでありますから確かなことはわかりませんが、やはり燃やすという形の中では、特に放射能になっていきますので、かなりの高濃度が出てくるわけでありまして、その辺をどういうふう処理するか。あるいは、材料をどれだけ、今お話しさせていただきましたように広域でということですが、簡単に集まるのかどうかということであります。基本的に今まで間伐にしろ、なかなか搬出の経費とそれに見合ったものがないのでいわゆる山の中に置いている

というようなのも一部あるわけでありませけれども、そういう意味で私も会津の首長さん、その他の方に何人か聞かせていただきました。今、稼働はしているようだけれども、先はやっぱりなかなか大変になってくるのではないか、あるいは場合によっては、人によっては、それをずっと続けていくというふうになるとかなり経営的に大変になったり、あるいは会津の山がはげ山になっていくということはないのか、そんな心配もしているんだという話はありませんが、あくまでもそれは過程の話でありまして、まだスタートしたばかりでしょうからわからない話であります。もう少しいろいろ調べさせていただいて、村としては、電気で売るよりは熱を利用して、それをいろいろなハウスであったり、花であったり、あるいは健康であったり、その他いろいろな使い方、循環的な考え方を考えたほうがいいのではないかと今のところ考えているというようなところでございます。

以上であります。

- 1 2 番（佐藤長平君） 県南の場にバイオマス発電所を設置するという事で、一部反対運動なんかもあって、ですけれども今何とか順調にあるようであります。これからの林業再生、それからセシウム対策を考えますと、このバイオマス発電所はやっぱり必要不可欠なのかなというふうに思っています。問題は、懸念される数字を言われましたが、この点は解決するのではないかなというふうに思っています。要するに、前処理というところできちんといわゆる除染さえすれば、それは可能になっていくのかなというふうに思っています。ですから、前処理としてのまず、木材であれば皮のむきぐあいでも大分除染されます。それから、燃やして灰の中に少なくすればいいわけでありまして、燃やしたものはもう全て厳重な管理というふうになっていくんだと思うんです。ですから、これは村の減容化施設同様、将来的には必ず必要になってくるというふうに私は思っておりまして、このバイオマス発電所なくして地域の林業の発展、そして山林の除染の前途はないというふうに思っているのであります。いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 放射能の放射性物質除去、その他あり得ないと思っていたものがあつたわけでありまして、それに対するいろいろな技術的な、あるいは除去する方法というのは多分私は日進月歩だろうなというふうに思っています。ですから、いろいろなその処理の仕方、あるいは後処理にしろ、かなりのこれから進歩が考えられますから、いろんなことが可能性として出てくるのではないかなというふうに思っています。

ただ、村の中の将来、今までの村づくりとはまた違った形でやっていかなければならぬということになりますと、そういう広域的なことも当然必要なこともいっぱいあります。また、もう一つは、村の中でできるだけ循環するというような考え方も両面が必要なんだらうというふうに思っておりまして、果たしてこの木質バイオマスがどちらのほうの対応が村にとっていいことなのかというのは、まだもう少しと調査をさせていただいたり、あるいは山の放射能のどの程度がどうなってどれをどうすればいいかというのを調べさせていただきながら考えていければなと、こんなふうに思っているところであります。

- 1 2 番（佐藤長平君） 先ほども言いましたように、戦後の復興ということを行いました。戦後の復興で我々の先輩は、冷害に苦しみながらも山の仕事で戦後復興を成し遂げてきたところがあるのであります。今回こういう災害に遭って、そしてまたこういう課題ができて

いる中で、これはやっぱり我々ももう1回考え直す必要があるのではないかと。やっぱりずっと議論、午前中もされましたけれども、田んぼや畑の除染も必要なだけども、やっぱり将来的にこの農業、林業というものを考えていった場合は、山林の除染はやっぱり欠かせない。絶対的線量とかっていう話も出ました。全体的にやっぱり下げていかないと、住んでいるところだけ、耕すところだけ下げていくというやり方にはやっぱり限界があるので、どうしてもこの山林の除染、そしてまた戦後得た我々が復興で世話になったこの山をもう1回手入れして、これを資源、再エネルギーにしていくのも我々のやっぱり課題ではないか、責務ではないかというふうに私は最近感ずるのでありますが、もう一度お願いをしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 全く先人が、我々が小さいころ以前は多分炭を売って生計を立てていたということでありまして、時代が変わっても、やはり山の恩恵は大なり小なり雇用その他で受けてきたわけでありまして、その思いは全く同感するものであります。こういうふうな状況になった段階で、山が汚された中でどういうふうにそれを処理していくかというのも多分共通の思いというか、同じだろうというふうに思います。それをどんな形で村のこれからの復興に役立てていくかということ、雇用であつたりいろいろなものがあるんですが、なかなか電気という話がこれからもずっと続くのかどうかという問題、例えば東北電力あたり支店長などが来て、もう既に自然エネルギーの申し込みは完全にオーバーしていると。申し込みですね。ですから、それをどういうふうに採択をしていくか、非常に悩ましい問題だということ、それが上がっていけばまた電気料金になるというようなこと、飯舘村はいち早く高い金額で太陽光をやっていたわけでありましてけれども、そういうふうにご考えますと、村としては農業振興、産業振興その他いろんな形に、熱で利用していくという方向をとったほうがいいのではないかと。そういう思いもちょっとあつて、今調査をさせていただいているということでありまして。思いは全く同じだと思いますので、これからその辺できるだけ早くその辺の組み立てなり、あるいはプラスの面、マイナスの面、精査をさせていただいて、また議会などにご相談させていただきたいというふうに思っております。

副議長（志賀 毅君） 1番 松下義喜君の発言を許します。

1番（松下義喜君） 平成25年第6回議会定例会において、災害復興公営住宅、除染について一般質問を行うものであります。

あの震災、原発事故から2年半を迎え、いまだに全村民が避難を強いられています。そのような中で依然として進まない災害復興公営住宅について、どのような対策を講ずれば避難中の村民が健康で安心な生活ができ、さらには今後どう生活設計を立てていけばよいのかについて質問するものであります。

1つ目は県営住宅の進捗状況について伺うものであります。また避難先でも安心して子育てができる県営住宅については、どのように考えているのか伺うものであります。また、村民の意見を尊重した地域に建設できるようにすべきではないかと思われませんが、所見を伺うものであります。

除染についてであります。ガンマカメラによる放射能測定業務の状況について伺うも

のであります。

村長(菅野典雄君) 1番 松下議員の災害復興公営住宅に関するご質問に3点ございますが、いずれも関連がございますので、一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、災害公営住宅であります。村の仮設幼少中学校に近い福島市飯野町地内に、村外子育て拠点として村営で23戸の建設を予定しているという話は前もってお話をさせていただいたところでもあります。これで済むものでも全くございませんので、このほか福島市内に60戸程度、川俣町内に60戸程度、南相馬市内に20戸程度を県営の住宅にということで県のほうに要望をしているところであります。既に国・県交えてそれぞれの市町村と具体的な協議を、全ての地区ではございませんが協議を進めているところであります。特に、福島市に建設する災害公営住宅につきましては、国の交付金を受けて進めるために、第一陣として8月19日に県及び福島市との協働で生活拠点形成事業計画ということで国に提出をもうしているところでございます。

2件目ですが、いずれの県営住宅につきましても、いわゆる立地先、建つ市町村との協議が必要でありまして、先方の市街化区域計画あるいはインフラの整備状況、用地確保に関する地権者との協議など多くの課題がありまして、村の要望のみを通すわけにはいかないわけですが、用地のあっせんや提供について村の意向に十分配慮していただき、協議をしていただいているところでございます。村としては、仮設住宅からの移行や借り上げ住宅から移るということを想定し、紹介いただいた候補地の中から避難生活を維持しつつ、村の住宅や土地の管理をしやすいように、1つとして村になるべく近いほうがいいのではないかと。それから、2つ目は、日常の買い物や公共交通の便のよいところが必要だろうと。3つ目は、学校や公園、文教施設に近い場所など、そのような観点から用地を幾らか見させていただいて選定をしたところでありますし、これからもそのようなことを念頭に置きながら、相手もありますが考えていくということでございます。

それから、村民の意見を尊重して建設できるようにというようなご質問をいただきました。さきに述べましたように、住宅を建てる市町村の意向や県の施工の条件などもあるので、村の意向のようにとばかりはいかない状況ではございますが、しかしながら村民個々に寄り添うということが基本の考え方でありまして、個々の事情に対応できるように広く意見を聞きながら対応してまいりたいというふうに思っています。何かこの3市町のほかに相馬市にも災害公営住宅が必要ではないかなんていう声ももう聞かれますし、今後その辺を、アンケートを行うなど村民の意向を把握し、要望にできるだけ沿えるように努力をしてまいりたいと、このように考えているところであります。

ガンマカメラについては、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

復興対策課長(中川喜昭君) 私からは質問2のガンマカメラによる放射能測定業務の状況についてお答えいたします。

除染が進む中、村民からは除染のとり残しやホットスポットの箇所が出るのではないかと不安の声を聞いております。村では村民の不安解消と除染後の検証を目的に、国の補助事業を活用して放射線を可視化できるガンマカメラの導入を図るため、さきの議会にお

いて予算確保をしてきたところでございます。

事業の実施であります、ガンマカメラは開発段階であり、価格も高価であることや撮影、画像分析などには専門的な技術や知識を要することから、購入ではなく測定業務を委託し実施してまいりたいと考えております。現在、国の補助事業を申請し、協議を進めているところでありますが、また補助事業の確定を得ていないところでございます。村民が除染に対して安心を得るためにガンマカメラの活用が重要と考えておりますので、補助事業の採択に向け国に強く要請をしてまいります。

以上であります。

1 番（松下義喜君） 先般の災害復興公営住宅に関しましては、福島市では泉、瀬上等のもので検討、交渉をしているというようなお話でございました。それからどのような進捗状況なのか、再度お聞きいたします。

総務課長（中井田 榮君） 現在、国のほうで主体的に進めてもらってございますが、関係市町村も入りながら今まで6回の検討会をやっております。長期避難等の生活拠点検討会というようなことで、福島市は福島市も入っていただいてやっていただいたのが3回でございます。候補地としましては5カ所ありました。宮代の新幹線の高架の近くだったんですけども、そこと、あと瀬上ですね。学院大の近く。あと、笹谷、ヨークベニマルの近くなんですけれども、そこと。あと泉、イオンの近くなんですけれども、そこ。あと松川はバイパスの松川の仮設住宅の近くなんですけれども、その5カ所が候補地に上がりまして、現在のところ、村としましては瀬上24戸、あと笹谷24戸というようなことで、合計48戸の避難復興住宅をお願いをしているといった内容でございます。

あと、南相馬は8カ所ありました。南相馬は2回ほど検討会をやっています、6号線から山側、飯館側ですね。そこに5カ所ほど候補地があります。あとは、6号線から海側、それが3カ所ということで、村としましては、夜の森公園の脇、山がありますけれども、そこを候補地として20戸というようなことでお願いをしたところでございます。

あと川俣でありますけれども、ご承知のとおり、川俣高校の西側、町営団地がありますけれども、あそこの脇の農地、田んぼがありますが、こちらから行って川俣高校のほうに曲がる交差点を真っすぐ国見のほうに突っ切って1キロくらいですか、その左側に町営団地がありますけれども、その左側の農地を候補地として町のほうでは見ておりますけれども、まだそこはなかなか決まっていないというようなことで、現在進行している状況でございます。

1 番（松下義喜君） 県営住宅のお話が出てからかなり時間的にたっております。今、村民はそれで悩んでいるんです。どこで生活設計を立てたらいいんだかというものをつかめているところなんです、計画で。そういうようなものを前回も県営住宅に関しましては質問させていただきました。2地区の福島、泉と瀬上のお話しかありませんでした。今、こういう情報を持っているのであるならば、回答でもいただいておりますけれども、早目の村民のアンケートなどをとり、また村民がその場所でなくてこういうところにも住みたいというようなものの意向をとりながらひとつ早目の対応をしていただきたく、この質問しているわけでございますので。今5カ所の福島市また南相馬、川俣とお聞きしました。

アンケート等につきましては、どのような形でいつごろをとってするような形であるのかお聞かせいただきたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） アンケートにつきましては、国のほうで5市町のほうで一緒にやりましたというようなことで現在お話がありますけれども、ご承知のとおり現在除染もなかなか進まない、さらには賠償もなかなか進まないというような状況の中で、実は当初7月ごろアンケートを国のほうとしてはやってもらえないかというような話がありましたけれども、ワークショップをやりながら、現状を伝えながら今やっているわけでありましてけれども、もう少し除染の中身、見直しの中身、さらには賠償の状況なんかもある程度落ち着いた中で、村としてはアンケートを進めてまいりたいというようなことで、一応国のほうには秋かさらにはもう少し遅らせてというようなことで現在お願いをしているところでございます。

1番（松下義喜君） 今、ご答弁いただいたそういう内容の通るものを、はっきりしないのであれば早目にお知らせ板等に載せていただいて、やっぱり心配している村民の方々を少しでも安心をさせたり、少しでも待つていただくようなものをしていただきたいと思います。そこで、本当にその中で村民の意志を尊重した地域に建設できるようなものも考えていただきたいものだと思います。村民が今の地区、また南相馬と川俣地内の案件も上がりましたが、そのほかに希望されるような場所の場合は、どのような対応をしていただけるのかお聞かせ願いたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） 今ほどお答えしましたのは今までの経過でございまして、これからこれだけで間に合うということではないというふうに思っておりますので、今後県のほうでは新聞の報道によりますと3,700戸の整備、全体で5,000戸というような話がありましたけれども、最近県のほうも慎重になって、最近の新聞では3,700戸の整備を公営住宅としてしていきたいというような報道もありますので、これからアンケートもとりながら、さらには村民の意向を聞きながら、村としては国・県と協議を重ね、あわせてできた分にはPRも重ね進めてまいりたいというふうに考えております。

1番（松下義喜君） ぜひそのように進めていただきたいと思います。

次に、ガンマカメラの測定業務でございましてけれども、さきの議会において予算確保をしたのに、今須萱地区、二枚橋地区の除染が行われている中で、どうして利用しないのかなと私も不思議になっておりました。でも、回答の中では、補助事業をもらってしなければというような要請をしているというような答弁をいただきました。でも、少しでも早く安心した除染をしてもらうためには利用すべきではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 私らにとってみれば、除染をして、その結果を見て再除染が必要かどうかというのか、そういう形でというのが基本だと思っているんですが、環境省のほうでは、皆さんもご承知のとおり、目標値もなし、除染のマニュアルに沿ってただそれをやったらそれで終わり、という状況なので非常に心配しているわけですね。私らも再三除染にあわせて、最初の除染が肝心なわけですから、除染をしながらモニタリングをしてその線量をはかって、うちらほうで言えば5ミリになるまでということなんだけれども、

それはもう基本的にマニュアルに沿っていない除染になるものですから受け付けないんです。それで、ガンマカメラの件なんですけれども、私らとしてはやりながらが一番適切だと思っているんですが、それはかなえられないということで、除染が例えばあと2年かかるとしますよね。2年間一通りやった後に、全戸やっていただくように今国のほうにお願いしているんです、帰還再生加速事業の中で。ところが、全戸は無理なような話もしているんです。モデル的に抽出をして、ガンマカメラでという話をしているものですから。それでは私らとしては、村内の20カ所、30カ所ぐらいやってそれで終わるということではとてもじゃないがだめだよということで今、補助事業を受けないでやるというのは非常に厳しいものですから、委託に出して2年間で1億7,000万円、8,000万円の事業かかるわけですので、それをお願いしているわけなんですけれども、現状は私らの思っている、要望しているそういうモニタリングではないので、これは必死に、おとといも詰めましたけれども、できるだけ途中、途中にはできないとすれば、終わった後に全戸やはり安心できるモニタリングをガンマカメラでやってもらうということを引き続き強く要請していきたいと、このように思っています。残念ですが、今はそういう状況です。

1番（松下義喜君）　そういうのであれば、やっぱり一番は個々の家庭を1戸1戸していただければ、いろんなホットスポット的なところもあろうかと思しますので、ぜひ国に働きかけてやっていただきたいものだと思います。終わります。

議長（佐藤長平君）　続いて、10番 佐藤八郎君の発言を許します。

10番（佐藤八郎君）　私は、この定例会において今期の最終の一般質問ですので、この間の村民の要望を十分踏まえて質問をいたします。

早いもので、思いもよらぬ東京電力、政府が起こした原子力発電所の事故は、村民の人生を奪い、あしたへの希望が見出せない毎日としました。村民はなぜこんな避難生活、なぜ家庭、地域がばらばらに暮らさなければならぬのかと思い、語らいをしています。村民の代弁者として4項目9点について質問、提案をいたしますので、村民の立場になる、村民のためになる前向きな答弁を求めるものであります。

憲法にもありますが、健康で文化的な生活、しかし現状では放射性物質による病気や検査は途中にあります、専門家によると3年、5年と経過によって健康問題があるとしているが、先の見えない健康問題であります。将来にわたる健康を守る対策はどのように取り組み、国へは村民の代表として何を求めていくのか伺うものであります。

次に、安心・安全と思える帰村が求められるが、毎年定期的に必要な健診はどう実施するのか。必ずやるべき健診は何か。不幸にも治療が必要になったときや、そのときのための国への要求はどうしているのか。思い出してください。原発事故が起きたときの高校生の声。結婚できますか、子供を産めますか、など多くの心配事、不安がありました。そのことを恒久的に村民の立場の村としてきちんと求めるべきであります。

健康に始まり、憲法に保障されている国民として認められている権利が多く奪われました。加害者は東電、政府とはっきりしております。被害者の私たち村民の非はゼロであります。そのことを基本に損害賠償をどう捉え、当然受けるべき賠償を村民の代表である村がどのように進めるのか。正しく、なるべく多く、そしてもらえない村民がいないように

整理をしっかりとし、わかりやすい支援をすべきであります。先ほど示したように、村民にはこの原発事故災害、非は全くないのであります。もとどおりの生活を取り戻すためにも、住居のリフォーム、新居取得などへの村民の動きがあることに、村民の立場でどう対応するのか伺うものであります。

さきの議員発言にもありましたが、除染はなぜやるのか。年間1ミリシーベルト以下にするためであります。しかしながら、放射性物質を除去し、隔離することは、この間の実証や本格除染をしてきましたが、村内75%の森林、流水路の川、堀、ため池などの除染をしない方針と、工程どおりに進まない現状にあります。村として求めていること、課題を伺うものであります。

議会として川内村への調査を実施しましたが、国の直轄でも川内村と飯館には違いがあること、低線量被ばくはあるのか、ないのか、不安があるので確認をしておきます。村も実証、本格除染としているが、川内村では一次除染を終了して二次除染に向けて要求をしているのであります。もちろん1ミリシーベルト以下の要求であります。村は、1ミリシーベルト以下の要求を実現させられるのか伺うものであります。

次に、村民の要求に基づいた復興についてですが、復興計画第1版、第2版の総括や反省はどのようにされ、まとめられているのか。その上に立って第3版は、課題をどう整理されて6月の発行となったのか。整理をされてどういうふう実践しているのかを示していただきたい。

2点目は、今後の計画の基本方針と具体的な政策は完全な除染か、完全な賠償か、もとどおりの生活か、村民の一人一人の復興となることはどんなことなのか、具体的にわかりやすく示していただきたい。さきの議会でこまめに村民の要求をつかむために施策を実施するというものでありますけれども、さっきの議員の質問にもありましたけれども、いつ実施されて、そのアンケートなり何なりをいつまでまとめて、村民の要求に沿った生かし方をするのか伺うものであります。村民が迷ったり面倒くさいと思ったり感じたりしないような具体的でわかりやすい窓口設置や役場組織機構などとし、村民に事故以来の日にちがたつほどもっともっと寄り添って、村民が主人公の村づくりとなるよう求めまして、発言を終わります。

村長（菅野典雄君） 10番 佐藤八郎議員の質問のお答えをさせていただきたいと思えます。

多岐にわたるわけではありますが、3の除染は年間1ミリシーベルト以下にすることについてのご質問にお答えをさせていただきます。

村内の空間線量の低減を図るため早期の除染を進めているわけではありますが、なかなか思うようにいかないと、こういう状況であります。除染により発生する放射性物質を含んだ土や草、木の枝葉などの廃棄物を住環境などからの隔離と早期に除染を進めるために現在仮置き場及び仮々置き場の確保に取り組んでいるところでございます。

仮置き場の状況ですが、小宮の国有林地内、それから小宮の牧野、長泥牧野については造成に向けて間もなく工事に入ると聞いております。また、仮置き場の面積が不足しておりますので、現在新たな仮置き場候補地を選定しているところであります。仮置き場の確保がなかなか進まない中、あるいは工事がまだ間に合わないという中、除染を早期に進め

るために行政区内での一時保管として仮々置き場の設置を各行政区にお願いをしているところであります。

次に、現在のその進みぐあいですが、二枚橋・須萱、白石、大久保・外内、前田・八和木、関根・松塚の各行政区において、国と地権者との契約が済み、除染工事が着手されたところがございます。その他の行政区については、除染住民説明会の際に仮々置き場の設置をお願いしており、設置候補地も提案を受けている行政区もありまして、現在国と連携して行政区と協議をしながら設置の確保に努めているところであります。

次に、村として国に対し求めていることではありますが、中間貯蔵施設が工程表どおり進んでいない状況なので、国が示した搬出時期に村内から搬出できるよう、今求めているところであります。

次に課題ではありますが、国が試算した村内の仮置き場の面積に対してまだまだ不足しておりますので、行政区などの情報を得ながら国と力を合わせて早急に確保できるように取り組んでまいります。また、仮々置き場については、設置の必要性には理解を示していただいておりますが、除染同意との関係から、設置が進んでいない行政区もありますので、引き続き理解を求めていきたいというふうに思っております。

そのほかにも、設置箇所周辺の放射能の影響などを心配する村民の声もありますので、設置に当たっての安全対策などを丁寧に説明をし、理解をいただくよう対応してまいりたいと思っております。また、仮々置き場が仮置き場になるのではないかと、保管期間が長くなるのではないかなど、さまざまな心配の声を聞いているところであります。今後除染を進めるには、仮置き場、仮々置き場が不可欠でありますので、行政区、村民の理解を得ながら早急に設置できるよう対応してまいりたいというふうに思っております。

あわせて、2点目の5ミリシーベルトで村民の低線量被ばくを守れるのかという質問でございます。国の除染計画では、除染による空間線量の具体的な目標値は示しておらず、年間20ミリシーベルトを基準とした目標と長期的に追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下を目指すとしか明示をしておりません。このような中、村のいたてまでいな復興計画をつくる村民会議の除染部会の中で、村独自の除染目標値として当面年間積算線量5ミリシーベルト、毎時1マイクロシーベルト以下を目指すとして設定したところがございます。この設置に当たりましては、村民会議の健康部会、教育部会との協議の中でさまざまな意見が出されたわけでありまして、また見解もわかれたわけでありまして、具体的な除染目標値を設定しない国に対し、村としての当面の目標値として設定したということでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

5ミリシーベルトで低線量被ばくは守れるのかであります。低線量被ばくについては、学識者や研究者の中にもさまざまな意見がありまして、村民の方々でも放射能に対する考え方や受け取り方もまた違っているということでもあります。国は、国際放射線防衛委員会、この委員会の国際基準の下限値である年間20ミリシーベルト以下であれば健康にほとんど影響がないと答えているようでありまして、ただ、村としては、村民の健康診査や甲状腺内部被ばく検査体制などを充実させ、将来的にも村民の健康管理に努めていかなければならないというふうに思っていますし、二次除染で1ミリシーベルト以下は実現できるのか

ということでございますが、今回の除染計画の見直しの中で、空間線量水準に応じてフォローアップ除染を検討するというふうに国は明示をしたところでありますが、このフォローアップ除染というのは、国が長期的目標の追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下を目指すのかということ、全く明確に示しているわけではありません。当然、今後その辺を協議をしたり、追求をしたりしていくということが必要でありましようし、このフォローアップ除染というのはどういう意味なのかということをもっと詰めていかなければならないと、このように思っているところであります。

他の質問はそれぞれ非常に難しい高度な質問でございますので、担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 私からは、村民の健康を守る対策と負担軽減についてのご質問にお答えをさせていただきます。関連がございますので、1-1と1-2の2項目を一括してお答えをさせていただきます。

まず、先の見えない健康問題であるが将来にわたる村民の健康対策をどのように取り組むかのご質問でございますけれども、将来にわたる村民の健康を守る対策といたしましては、長期にわたり甲状腺検査と内部被ばく検査及び村の健康診査にプラスして行っております県民健康管理調査を継続して実施をし、甲状腺の健康への影響をチェックしてまいります。

甲状腺検査につきましては、震災当時18歳以下の子供を対象に実施をしておりますが、ことしの4月から7月にかけて新たに村の幼稚園、小学校、中学校に通う子供たち全員を対象に甲状腺検査を実施いたしました。その結果は、A1判定、これは異常なしでございますが、67.2%、A2判定、これは5ミリ以下のしこりとか20ミリ以下の嚢胞が認められた方ですが、32.3%、またB判定、これは5.1ミリ以上の結節や20.1ミリ以上の嚢胞が認められた方でございますが、0.5%という結果でございます。また、直ちに2次検査を必要とするC判定の人はおりませんでした。A2及びB判定の方については、医師の指示に従って再検査を実施して経過を見ていくということになっております。また、現在までに甲状腺がんの疑いや甲状腺のがんの方は幸いおりませんでした。

内部被ばく検査では、継続的に検査を実施することにより、放射性物質に汚染された食品を摂取しているかどうかを確認し、追加被ばくがないかチェックをしているところでございます。村では、昨年8月から村独自で内部被ばく検査を実施しておりますが、ことしの7月末現在までの検査結果では、延べ1,927の方が検査を受けまして、全員が預託実行線量、これは体内にある放射性物質からおおむね一生の間に受けると思われる線量のことでございますけれども、これが1ミリシーベルト未満という結果でございます。

国に対しましては、これらの検査でかかる費用や計算の結果をわかりやすく説明する際、費用、説明会等でございますけれども、講師を呼んだりとかということもございますが、そういった費用を要求してまいりたいと考えております。また、万が一放射線の影響による健康被害が疑われる事例が発生した場合には、東電や国へ補償を求めてまいりたいと思っております。

次に、村民の健康を守るための健診、治療の考え方についてのご質問でございますが、

現在村民の健康診査は従来の健康診査に加えまして、原発事故以来県民健康調査の検査項目を上乗せする形で一緒に健診を実施しております。今後も継続して同様の健康診査を実施し、年に一度の健康チェックの機会として受診を呼びかけてまいりたいと思っております。

健診後のフォローといたしましては、健診結果に基づきまして各仮設住宅やいやしの宿、それから福島市の学習センターなんかをお借りをいたしまして、全部で10カ所で結果説明会を実施したところでございます。これは137名が参加をいたしました。また、県立医科大の健康管理センターと連携をいたしまして、医師による健康相談も同時に開催をし、さまざまな健康の相談に応じてまいりました。今後も生活習慣病の指導が必要な方へは、保健師や看護師の家庭訪問などで保健指導を行ってまいりたいと思っております。

また、精密検査が必要な方へは、医療機関受診と治療の状況を確認いたしまして、未受診者へは医療機関への受診を勧めてまいります。治療が必要な方へは早期の治療を勧め、経過を見守っていききたいというふうに考えております。

県立医大の健診結果の分析では、長引く避難生活や生活スタイルの変化によって生活習慣病リスクが高まっているという傾向にあるということでございます。これらの状況を改善するために仮設住宅や公務員宿舎等の集合住宅、それからいやしの宿で1年間を通した運動教室を実施をしているところでございます。みずからの健康管理に気を配り、健康増進の意識を高められるよう支援をしてまいりたいと思っております。

また、震災以降取り組むことが難しかった特定保健指導、これは生活習慣病予防のために個別指導を行っていくというものでございますけれども、これが必要な方へは教室を実施をまいります。また、食事や運動面の具体的な指導を継続して行って生活習慣の改善に取り組んでいただき、重篤な病気になるのを未然に防いでいくという教室でございませう。今後も生活習慣病や運動機能低下を予防する対策を継続的に実施をしまして、少しでも避難生活を健康で過ごしていただけるよう健康づくりの支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

生活支援対策課長（細川 亨君） 10番 佐藤八郎議員の村民の受けた全ての村民に対する賠償について、2-1、2-2についてそれぞれ関連がありますので、まとめてお答えさせていただきます。

まず、2-1についてであります。東京電力による損害賠償は現在、精神的賠償、家財、財物、営業損害、償却資産などが示されました。村民による賠償手続が今現在とられている状況であります。しかし、原子力発電所の事故が起きてから2年半近くになりますが、いまだに田畑や山林など詳細な基準が示されていない状況で、損害賠償のスピード感が遅いという認識を持っております。また、未請求者対策も含めた相談体制を充実させ、受けるべき賠償を村民に寄り添った形で進めてまいります。

2-2についてであります。住宅のリフォームについては、財物賠償の中で算定され、賠償されることになっております。また、新居取得についてであります。今回の財物賠償は価値の減少分に対する賠償でありまして、買い取り価格を算定するものになっており

ません。したがって、賠償の対象とはなりませんので、ご理解を願います。

なお、税の軽減対策など制度的なものについては、引き続き国に求めてまいります。以上であります。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、最後の4番目の復興計画に対するご質問にお答えをさせていただきます。一括してお答えをさせていただきます。

まず、1点目の復興計画の総括と反省、課題についてお答えをさせていただきます。村では、除染や賠償など、また国の支援施策の改定などに対応するため、復興計画を随時見直すとともに、避難や復興の状況にあわせて第1版から第3版へと策定を重ねてまいりました。村としましては、復興計画の第1版はいわば基本構想であり、村民一人一人の復興を目指すという基本理念を掲げるとともに、当面の課題の分析と対応策を示してまいりました。第2版はいわば基本計画であり、村内拠点、村外拠点の提起とあわせて、戻りたい人のための施策、戻らない人のための施策を示し、より具体的な施策をまとめております。第3版からは実施計画であり、第1版、第2版に掲げている事業をより具体的に実行していくための計画として、急いで取り組む4つの施策として村内拠点の整備、村外拠点の整備、土地利用の見直しと農地・林地の長期的な再生、村民一人一人に対する支援の継続と拡大をまとめ、村民を初め国・県に示してきたところでございます。

復興計画の第1版から第3版までは、将来が見えないという住民の不安に対応するため、村民及び有識者らを主体とした委員会で計画を策定し、過去の全村避難の事例や放射線被ばくに対する対応など、想定される課題に対応する対応を村としていち早く示すということを重視してまいりました。このため、座談会や懇談会で住民の意向の把握に努めたところではございますが、一方で村民の声が反映されていないのではといった指摘を受けたところでございます。このため、第4版策定に当たりましては、行政区のワークショップを主体として、村民の意向を広く聞き、意見を集約することにより、村民の声を反映した計画策定につなげたいと考えております。

次に、2点目の計画の基本方針と具体的施策についてお答えをさせていただきます。第4版からの具体的施策としましては、1つ目に村内拠点の整備計画、2つ目に復興会社の実現方策、3つ目に復興住宅整備計画、4つ目に行政区計画、5つ目に国に対する政策提案と要望になると考えております。復興住宅や公共施設の整備、再生可能エネルギーを使った復興住宅や工業施設など、全村避難から復興を遂げるためには、これまでにない新たな施策を内外に示せるような拠点整備が必要と考えております。また、すぐに営農が再開できない状況で、農地維持の仕組みをどのようにしていくのかといった施策も重要となります。

次に、村民の要求をどのようにまとめ実施していくのかということについてお答えをさせていただきます。村民の要求、住居、帰村の時期、十分な賠償などへの対応であります。除染計画の見直しに伴い、帰村時期もおくれざるを得ない状況が予想されます。現行制度では発災後6年、5年、3年の精神的損害と財物賠償については確定しておりますが、除染のおくれに伴い、帰村時期がおくれる場合の賠償については明示されておりませんので、賠償に反映されるよう国に対して確認してまいります。また、避難により住居の痛み

も拡大しますので、避難中であっても住居の補修が可能になるよう制度の創設について要望してまいりたいと考えております。

このほか、提示案となっております行政区ワークショップにより、村民個々の不安の把握とそれに応えるための施策を検討するとともに、必要な施策を国に対して要望し、復興の実現に向けて取り組んでまいります。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） ただいま答弁ありましたので、再質問をさせていただきます。

検査結果、甲状腺、いろいろ出されておりますけれども、この結果は過去にチェルノブイリやウクライナで出た結果比率からして、放射線量の状況からして、この状態はどういうふうに捉えられておられますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 甲状腺検査及び内部被ばく検査の具体的な比較は、チェルノブイリで行った検査とはしてはございませんけれども、外部被ばくによる放射線量の比較というのがほかの研究機関から出されておまして、それによりますと、チェルノブイリの事故で受けた放射線量よりもかなり低いということがわかってきているというふうに聞いております。以上です。

10番（佐藤八郎君） 内部被ばく検査、延べ1,927人という検査をされておりますけれども、この預託実行線量を1ミリシーベルト未満であると、皆さんがということでありませけれども、1ミリシーベルトに限りなく近いのか、かなり1ミリシーベルトに遠いのか、それは一人一人検査した人は示されて理解をしていらっしゃるのでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） お一人お一人にはその検査結果が送られておまして、これは各種というんですけれども、放射性セシウム134がどのくらいあったか、137がどのくらいあったか、それとも検出限界値以下であったかというふうな結果もあわせてお知らせをしているところでございます。それで、去年のデータでございますけれども、一番多かったのは、セシウム137で3,700という男性の方がおりました。ただこれは、1ミリシーベルトから比べますと10の1以下といった値で、村民全体としては1ミリシーベルトよりずっとずっと小さい値ということができると思います。以上です。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、受けた方一人一人がそういうことをきちんと自覚して理解しているということではないのでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 実はこの辺のところ非常に難しいところがございます、今回うちのほうでかわら版みちしるべという放射線リスクコミュニケーションの冊子を出しておまして、その中で今回内部被ばくと甲状腺検査の特集をしておりますので、そういうのを読んでいただくと少しわかっていただけるかなというふうに考えております。

あとは、県のほうでコールセンターというのが用意をされておまして、そちらに電話をしていただければ、より詳しいお一人お一人の状況をご説明いただけるということになっております。以上です。

10番（佐藤八郎君） 答弁の中で、これら村民にいろいろ理解したり説明するに当たっての費用を国に要求していくんだということでありましたけれども、今のところでの内容、費用額はどのぐらいに要求していくつもりでありますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今年度につきましては、リスクコミュニケーションに係る予算全部について、加速再生の事業で10分の10で見ていただくということになっております。昨年度については、たしか特別交付税か何かで補填をさせていただいているというふうに記憶しております。以上です。

10番（佐藤八郎君） リスクコミュニケーション関係の費用ということの答弁ですか、今のは。検査にかかる費用や検査の結果をわかりやすく説明する際の費用を要求していくというので、内容と費用額は幾らですかと聞いているんです。

健康福祉課長（藤井一彦君） 検査費用につきましても国からの再生加速で費用をいただいております。今数字については持ち合せてございませんので、後でお答えをさせていただきたいと思えます。

10番（佐藤八郎君） 1-2に移りますけれども、医療機関受診の状況で、受けない人に対して今後受けるようにしていくということでありませうけれども、この実態と進め方をどのようにしていくのかと、治療が必要な方へのという実態はどのようになっていますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、検査の結果通知でその辺のところはお知らせをさせていただいております。それで要精検であったり、治療が必要な方については中にはがきが入っております。それがうちのほうに戻ってくるというシステムになっております。戻ってこない方については受けていられやらない方が多いということはわかりますので、それについてはデータをこちらのほうでチェックをいたしまして電話をしたり、それからそれぞれ今保健師とか看護師のほうで回っていただいておりますので、そういったところでまたチェックをしまして受診をしていただくようお願いをしているところでございます。以上です。

10番（佐藤八郎君） 2-1のほうに質問を移しますけれども、損害賠償のスピード感が非常に、村民みんな、遅いんだということで認識を持っているんですけれども、村として早くさせていくためにどんなことをやって今後どういうことをやるべきというふうに、何かあれば示していただきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 賠償については、早くするというよりはきちんと多くの人たちが間違いなく安定してより多くもらっていくところに村としてはしっかりと意を用いないといけないと、このように思っているところであります。その結果、かなりのところで飯館村のほかの自治体とかかわる件で国に了解を取りつけていると、こういうことでございます。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 今、村長より、急がせるよりはきちんと多くの人に多くの賠償金をとってやることに意を用いているということでありませうので、スピード感についてはさほど要求しているわけではないというふうに捉えていいんでしょうか。さらに、今回の財物賠償で村にとって十分だというふうに考えているのかどうかも伺っておきます。

村長（菅野典雄君） まだ全く申請していない人もいますし、そういう人にとっては期限というのもございますから、当然スピード感は持ってやらなければなりませんけれども、ただそれにだけ注意をして何でも国の言いなりになるということになりますと、間違いなく村民に不利になるということでありませうので、間違いなく村民の立場でやはりできるだけ

んなようなことも、やっぱりこれだけの大変な思いをしているわけでありますから、賠償していただくものはしていただくというところに全精力を国に向かってやってきましたし、やっていくつもりでございます。以上であります。

- 10番（佐藤八郎君）　そうしますと、まだまだ財物賠償不十分な部分が村民の声としてあるので、その部分を十分まとめ上げて要求していくということになるかと思うんですけども。きちんと多くの人の意を用いてやったり、そういうまとめを十分でないものをまとめていくというふうになれば、やっぱり損害賠償にかかわる専門的な部分が今の体制や今の対応でできるのかどうか、村民の立場からしてなかなか相談とかそういうものがしにくくなっているのではないかと思うんですけども、それは十分可能なんでしょうか。

村長（菅野典雄君）　いわゆるここはおかしいでしょう、ここはこの金額ではないでしょう、ここはもっといただかないといけませんでしょうという話などいっぱいありますが、当然いろいろな角度から専門の人たちのお話も聞かなければなりませんけれども、基本的にはこちらがやっぱり国に正々堂々と我々の当然の権利であるということをやっぴり国と向き合ってそこから勝ち取っていくというか、要求をしていくというのが村の大切なことではないかというふうに思っています。ただ、その過程で村民の皆さん方がやっぱりわからない、どうしたらいいかわからない、書き方がわからないなどの問題はいっぱいあると思いますので、できる範囲というところとちょっと誤解があるかもしれませんが、我々できるだけそこにはやっぱり意を配っていかねばならないし、また情報として出していかねばならないのではないかと、そのように思っているところであります。

以上であります。

- 10番（佐藤八郎君）　過去にこの2年余りの中で議員からもかなり、もっと具体的に実際こういうものをこういう申請をしてこういうやり方できちんともらったと。そういう例をどんどんつくって、ある一定の村民のための参考資料というか、情報とか、そういうものを出すべきじゃないかという要求をずっとしているんですけども、特に議員の中では飯樋善二郎さんなんかかなりそういう部分では詳しいので、そういうものをきちんとして示すことが、今もらおうとしても難しく考えたりいろいろする人のためには役に立つのではないかと思うんですけども、そういうことは考えられませんか。

村長（菅野典雄君）　それぞれ村民の方がやってみて、こうだった、ああだった、というところを我々に教えていただければ、あれ、それはおかしいよとか、決まっているはずですよという話ができるので、それをこちらのほうで述べることはできるなと思うんですが、やっぱり個人それぞれ、個人のことでありますので、余りこちらのほうに情報としては入ってこないものですから、なかなかわからない。役場の職員も残念ながら一番忙しくて、現場に行っていないという話で、実は先々週、私が初めて行って見ました、川俣に。そして、やっぱり幾つかのことが決まっているのに全然そこが伝わっていないとかというのがありましたので、その辺はこれから皆さん方にも伝えていかねばならないし、今改善を求めた結果、3つほどあったんですが、1つは改善がされて現場に間違いなく伝わっているというふうに思っているところであります。そういう意味からすると、なかなか村民は伝えにくいだろうと思いますので、できれば議員の皆様方に行っていただいて、我々お

伝えしていることなど、あるいはそんなことと違うというところがあればぜひ教えていただければ、我々も県との交渉があり、また村民のほうにお伝えもできることもあるなどいうふうに思っていますので、ご協力いただければというふうに思っているところであります。ご協力が全てではありません。我々が何せしっかりとやらなければならないというふうに思っております。

10番（佐藤八郎君） 税の軽減対策も制度的なものについては引き続き国に求めていくというふうにしていますけれども、税の軽減は国は今の中ではどのようになっていって、そのことをさらに引き続きやってもらうように国にはどういうふうなものを求めようとしておりますか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 現在は、登録免許税、取得税などが税の軽減対策として国・県から示されております。以上です。

10番（佐藤八郎君） 3-1のほうに移りますけれども、仮置き場の状況であります。小宮の国有林、牧野、長泥の牧野という部分でありますけれども、これで必要面積との比較ではどの程度に達成されるんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おたただしいいただきました3地区で、今のところ43ヘクタールという部分であります。今、国から示されている面積が140でありますので、3分の1程度という形になっております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 新たな仮置き場候補地ということで、今聞いた3分の2を求めるという中で、今どこにどれだけを求めて選定しようとしているのか伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） まだまだ足りないということで、今も村としても探している状況でございます。新たな候補地という部分でございますが、まだ地元とのほうの協議ということでありましてまだ公表できないわけでありまして、仮置き場当初探す際に、共有地であって10ヘクタール以上の面積を有してできるだけ平坦な地というのを基本に探してまいりました。先ほどの3つの部分、国有林地は以外としましても、小宮と長泥については、そのような形で使えるところを使わせていただくということで先ほどの面積になっているという状況でございます。その後、先ほどの3つの条件で検討させていただきましたが、なかなか地権者との関係があって事が進まない部分とか、やはり傾斜が急でだめだというようなこともあったりして、今新たな部分でも今国のほうで見いただいているという状況でございます。残りの3分の2があそこで確保できるかという部分では、かなり厳しい状況でありまして、また何か所かそのほかにも探していかないと、先ほどの国が示す140ヘクタールにはなっていないというのが現状でございます。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 国有林面積かなりありますけれども、国有林面積の中でそういったところに充てられる見通しのあるところはないのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 平成23年、仮置き場が必要という形になりまして、村としましてはいち早く国の責任ということであれば国有林を活用すべきではないかということで、クリアセンター協の国有林を選定しながら進めてまいりました。現地調査も、議員の皆さん方も含めまして何度か入っておりますが、平面上はかなり面積があるということになり

ましても、かなり急傾斜、あと急峻だということで、かなり切り盛りの関係で面積が限定されてくるということと、あとはいわゆる伐採による部分という形になりますので、実は仮置き場の面積をとったとしても、その伐採した木を保管しなければならないということで、その置き場としてやっぱりそこを使わざるを得ないということで、なかなか思った面積がとれていないというのが小宮の国有林をやった際に出た結果でございまして、国のほうとしましては、やはり木を切って造成をするという部分になりますと、思ったほど面積がとれないというのが小宮の部分でわかったという経過もありますので、先ほどお話しした共有地なり10ヘクタールなり平坦な地というような形になって、村内を探してきたという経過でございます。

以上であります。

10番(佐藤八郎君) 深谷の説明会でもあったんですけども、どうしても中間貯蔵施設が決まっていない。最終ももちろんですけども。この仮々置き場がいつから1年間で、仮置き場がいつから3年間なのかという、その置く期間というものをはきちっと示されていないのか、理解されていないのか、その辺はどうなんだろうね。

復興対策課長(中川喜昭君) 中間貯蔵施設、仮置き場、あと独自に行政区の皆様方にお世話になっての一時保管ということで仮々置き場という形で、3段構えで進めております。まず、中間貯蔵施設、答弁でいたしましたように、計画では27年の1月からできたところから随時搬入をするという計画になっております。ただ、これも24年度に場所が確定して調査をしながら造成をして27年1月に運ぶというのが工程表になっております。ただ、これを見ますと、今現在やっとな調査をしてこれから確定をするという格好になりますので、それが本当に進むのかどうかということでは心配しているというところではあります。その中間貯蔵施設ができるまで3年間はそれぞれ自治体で保管してほしいというのが中間貯蔵施設の中のものにのっている自治体に求められた仮置き場ですが、今の工程表の中ではそれが本当にできるのかどうか。あとは、村としましてはその必要な面積が確保されていないという部分を考えてみますと、今現在行政区のほうにお願いしております仮々置き場の搬出時期も、なかなかきちんと言えないという状況になっているところがございます。まずは出口、村から出る中間貯蔵施設がいつできるのか、あとは今足りない状況の仮置き場がいつまで確保できるのかという部分を考えますと、なかなか仮々置き場の保管期間というのが今明示できないというような状況でございます。

以上であります。

10番(佐藤八郎君) 仮々置き場は1年、仮置き場は3年という、それは置き始まってからなのか、完全に置いた時点から数えるのか、その期間は。それはきちんとされているのでしょうか。

復興対策課長(中川喜昭君) 仮々置き場の保管する期間であります。今おただしの中で1年という言葉がありました。今の段階では保管期間が1年で済むかという部分ははっきり言えていない状況であります。それは先ほど答弁しましたように、仮置き場の設置やら仮々置き場から搬出する中間貯蔵施設の時期もありますので、まずは仮置き場がきちんできればという部分が条件になりますが、今のところ1年という形ではお話ししている行

政区もありますが、もう少し時間がかかる部分もあるのかなという話をしております。

それで、時期であります、一応国と仮々置き場の始める時期であります、一応保管してからという考えはしておりますけれども、契約上は造成が始まる時点で年度ごとの契約をするという形で、そこで契約上は1年という話をしているところでございます。

10番(佐藤八郎君) 課長、私、はっきりしたほうがいいと思うのね。契約切れたらそれで、それまでにもうここからは搬出するとか、きちっとしないと。置き終わってから1年置くという、だって置く期間まですれば、除染して置き終わるまで1年かかったら、そこから1年置いたら2年の土地の契約をしないとだめでしょう。それを1年1年契約するという今、話なのか。国はどういう。仮々置き場は1年ですよと、置き始まってから置いて、たった1年で、もう1年たったら途中で半分しか置かなかったけれども、そのものは撤去するんですよという姿勢なのか。完全に置き終わるまで続けて、今私が言ったように2年間の中で1年だけちゃんとその置き場にするのか。その辺は具体的に国とはどういう確認を仮々置き場も仮置き場もしているんですか。

復興対策課長(中川喜昭君) 大変紛らわしい答弁をして申しわけございません。国としましては、仮置き場、あと仮々置き場につきましては、設置してから搬出するまでをお借りしたいという考えでございます。一応その借地としての契約というのは年度ごとになりますので、お借りする際は1年ごとの更新をさせていただくという話になろうかと思えます。ただ、お借りすれば、仮置き場が搬出する時期までお借りしていきたい。あとは、仮置き場については、中間貯蔵施設ができるまでの間をお借りしたいという考えで国はおります。以上であります。

10番(佐藤八郎君) あとできちっと確認しますけれども。では、放射能の設置場所、仮置き場にしろ、仮々置き場にしろ、放射能の影響を心配する村民の声というのは今もあると思うんです。そういう声はどんな声が一番多いんでしょうか。

復興対策課長(中川喜昭君) 一番心配されているのは、やはり1カ所に集約して強い放射線が出るのではないかとということが心配されております。以上であります。

10番(佐藤八郎君) 当然、放射性物質、固まったものを置くわけですから、そこは高く出るでしょう。当然のことなので、そこは十分遮蔽の部分で説明しているという流れでしょうからね。

3-1に移りますけれども、この追加被ばく線量、年間1ミリシーベルト以下にすることを目指すという、最終的に。これは加害者の言っていることと被害者の村が目指すものというのは、今の段階で一致しているのでしょうか。

副議長(志賀 毅君) 佐藤八郎君、もうちょっと。

10番(佐藤八郎君) 同じ考えなんですか、国の言っていることと。国と村が同じ考えですかと。

村長(菅野典雄君) 違っています。国は20ミリということで、長期的に1ミリにという話であります。ですから、先ほど副村長が言ったように除染の目標値はないということであり、最終的に長期的に1ミリというのは目標値だと。それではだめなので、我々は除染したときに5ミリシーベルトになるように、1マイクロシーベルトに近づけるように、そ

れになるようにしっかりと除染をしてもらいたいというのが村の要求でございます。以上です。

10番(佐藤八郎君) そうしますと、国が目指しているものと村が目指しているのは違う部分があるということで理解していいと。そして、村は最終的に年間1ミリシーベルト以下を、二次除染というのか、フォローアップ除染というのか、言葉はわかりませんが、そこを目指していくということでいいんですね、そうしますと。

村長(菅野典雄君) ちょっと誤解があったかもしれませんが、国は20ミリ以下にという話でありますし、長期的に1ミリシーベルトという話であります。村は、除染に対して5ミリシーベルトを当面やっていただきたい。長期的には1ミリを目指すと、こういうことでございますので、その違いがあるということですが、何度も言いますように、国に20ミリという話ではないですよという話をずっと言い続けている。ただ、今ほかの自治体ではあるかもしれませんが、今すぐに1ミリシーベルトにしないとだめだという話は村としては今の状況ではやっぱりかなり無理な話になるのではないかとということで、5ミリシーベルトにさせていただいているということでもあります。

10番(佐藤八郎君) ですから、私どもが川内村に行って、国直轄でもう1ミリで国はやりますよということで第一次除染が終わっているわけです。ところが、そういう意味で実際チェックというか、計測したところ、ホットスポットがあって二次除染を今要求しているわけです。そこはもう1ミリシーベルト以下ですよ、目指しているのは。もちろん、川内村は飯舘の10分の1ぐらいの線量値ですから。しかし、今の答弁を聞いていると、当面は5ミリ、その後の二次除染については1ミリ以下という部分をめざすというふうに理解していいんでしょうか。

村長(菅野典雄君) そのとおりです。

10番(佐藤八郎君) 20ミリシーベルト以下は健康にほとんど影響がないというICRPの国際基準、下限がありますけれども、村はこの発表をそのとおりだと思っているんですか、どうでしょうか。

村長(菅野典雄君) そのとおりというふうには思っていないんですが、避難するときには年間20ミリシーベルトにならなければならないというようなお話をさせていただいて、企業なり特老なりを残したいきさつがございますので、そういう意味からすると、ある程度この数値は頭の中にやっぱり入れていかなければならない。しかし、今村民が一度避難をさせて戻るに対してそれでいいですよという話はやっぱりすべきではないし、全く少しでもやっぱり元に近づける努力を国に求めていかなければならないのではないかと、そんなふうに考えているところであります。

以上であります。

10番(佐藤八郎君) 今までには前に進むのにはそういう考え方でやるしかなかったので進んできた。あくまでも20ミリシーベルト以下であれば健康にほとんど影響がないので、元に戻すこともその基準だというふうに村長は思っているんでしょうか。

村長(菅野典雄君) 全く違います。ですから、今残っていただいている方も全部線量をはかっていただいて、それなりに、20ミリぎりぎりのところだっという話では全くないようで

あります。ですから、多分掌握はちょっと私今持ち合せておりませんが、かなり低い年間のミリシーベルトではないかというふうに思っていますので、さらに低くしてもらうためにやはりしっかりとした除染をしてもらうと、こういうことだろうというふうに思っています。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 4-1ですけれども、4つの政策の中で村民一人一人に対する支援の継続、拡大をまとめてということで、国・県に示してきているということでもありますけれども、この拡大の部分ではどんなことを示してきて実行していくという考えなのか伺います。

総務課長（中井田 榮君） 第3版の6月に策定された31ページに載ってございますけれども、取り組みの拡大というようなことで、新たに導入投入する施策としましては、先ほどから懸案になっておりますガンマカメラを効果検証というようなことで入れていきたいというのが1つ。あと2つ目は、生活道路、昇口の舗装でありますけれども、これもあわせて新たな施策として導入をしていきたいというようなことで、現在国のほうに加速事業で要望をしているところでございます。

10番（佐藤八郎君） 4-2のほうでも5つ目に国に対する政策提案と要望ということでもありますけれども、ここで言う政策の提案、要望はどんなことが上げられていますか。

総務課長（中井田 榮君） ワークショップ等々をやらせていただきまして、その中でも出ましたけれども、農業再生の部分で高齢化になっているというようなことで、これから帰ってさらに農業をやるというのはなかなか難しいのではないかなというお話も出て、農地再生の部分では、農業法人、農地管理会社のものをつくるべきではないかなというような具体的な話がワークショップの中で出ておりますし、さらには村としては、前に議会も一緒になって国のほうに要望しておりますけれども、農地再生、森林再生の部分で、これから帰村をして農地を再生して森林除染も含めてやっていくに当たっては、制度化をぜひとも、縦割りの国の省庁の補助金ではなくて、村に合った制度要望をしていければというふうに考えているところでございます。

10番（佐藤八郎君） 4-3に移りますけれども、今までの流れの中で非常に除染、復興の第一番は除染ですので、その除染がどうしても工程どおりなり何なり進んでいないので、全てに対して狂ってきて、変に村民を分断したりとか、いろんなことが遅れたり、村長が説明すると、1カ月過ぎると違うことを言わなければならないくて、何、村長がうそついているみたいな部分もあつたりとかいろいろ、村民との関係ではいろんな部分が出てきているというように思います。そういう意味については、今後帰村時期も再来年も9月ごろという村長の弁明でありますから、そこに向けて賠償に反映されるように国にどこまでどういうものをきちんと確認するつもりでいるのか、今の時点でいかがですか。

村長（菅野典雄君） 何せ村民が帰村するというのを少しでも早くしなければならぬ。あるいは、帰らない人の対応もしていかなければならぬ。どちらにしても賠償は、何度も言いますようにこれほど痛めつけられた我々でありますから、やっぱりしっかりとしてもらわなければならないと、こういうことでございます。したがって、この賠償については、できるだけやっぱり除染との絡み、帰村宣言との絡みで全て絡んできますので、一方で除

染を早くして帰る、一方で賠償をできるだけ多くもらう、そこら辺のバランスをどういうふうにとるか。これは、村としてもバランスを考えなければなりませんけれども、住民のほうも両方の意見が必ずあるはずでありますから、その両面を村としては総合的に考えさえていただいて、より早くの中でより多くもらうというところに意を用いて、国とかなり厳しいやりとりをしていかなければならないなというふうに思っているところであります。

以上であります。

10番(佐藤八郎君) 田村市の動きもありますけれども、今までどうしても何かを認めないと、村長名で提出しないと、何かは進めないとか、そういう流れがこの2年間の中で、除染にしても賠償にしても地域の区割りにしても、いろいろあったように私自身は捉えているんです。いいか悪いかの部分も含めてね。だから、そのことが今度の帰村についても、早く帰って飯舘村で毎日朝から晩まで住み続けたい人のために、何かを提出なり条件として帰村宣言を早目にしろとか、そういうものが要求されてくるんでしょうか。そして、そのことが要求されようとしたときは、村長は村民に対してはどのような態度でそのことを住民投票なり、アンケートなり、どういう確認をして進めるつもりですか。

村長(菅野典雄君) 普通でも物事は多分村民の意見は当然、ちょっと言葉はどうかわかりませんが右から左まであるわけでありまして、今回のこの原発事故、放射能物質に対する考え方というものは、より以上右から左までありますので、どちらも今回間違っているというふうには思っていないです。ですから、その考え方をできるだけ尊重をしながら、先ほどから何度も言っていますように、これほど大変な思いをさせられてしまった我々の代償というものをしっかりとやっぱりいただかなければならないというところで、いろいろな手続は必要でありますし、話し合いも必要でありますけれども、村としてここでという形が将来出てくるのではないかと、このように思っているところであります。

以上であります。

健康福祉課長(藤井一彦君) 先ほどの検査に関する歳入でございますけれども、今年度予算で、まず内部被ばく検査と甲状腺検査については、再生加速事業から1,222万5,000円の歳入が入っております。それから、健診関係でございますけれども、県民健康管理調査の検査費ということで273万7,000円入っております。それから、県内避難者の健診体制整備事業ということで120万円入っております。これら災害に関連する健診のトータルでございますけれども、1,616万2,000円でございます。

以上です。(「終わります」の声あり)

副議長(志賀 毅君) これで一般質問を終わります。

◎日程第3、陳情第4号審査報告

副議長(志賀 毅君) 日程第3、陳情第4号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書採択に関する陳情を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長(佐藤八郎君) ただいま議題となりました陳情第4号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書の提出を求める陳情について、

去る8月27日に委員会を開き、慎重に審議をしました。

その審査結果について報告をします。

本陳情の趣旨は、本議会も加盟している全国森林環境税創設促進議員連盟によるものでありまして、当連盟は発足以来、森林、林業、山村対策の抜本的強化を図ることを目的としております。新たな税財源である全国森林環境税の創設を目指し取り組んできました。

その活動の過程で、平成24年10月に導入された地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置では、森林吸収源対策及び地球温暖化対策として森林の整備、保全を担っている市町村への税財源譲与をすることの要望に対して、早急に総合的な検討を行うとの方針にとどまり、制度創設の実現に至りませんでした。

依然、豊富な森林吸収源を有する市町村においては、木材価格の暴落、低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足、財源不足などにより森林の整備・保全が厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、今や頻発する自然災害などに国民の生命が脅かされるといった事態が生じています。

以上の状況から、この森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書を政府関係機関に提出するよう求める願意であります。

以上審査の結果、陳情の趣旨には賛成であり、採択することに決した次第であります。

以上、報告を終わります。

副議長（志賀 毅君） これから委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。

委員長、自席に戻ってください。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）

副議長（志賀 毅君） 討論なしと認めます。

これから陳情第4号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書採択に関する陳情を採決します。

陳情第4号に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（志賀 毅君） 異議なしと認めます。よって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎散会の宣告

副議長（志賀 毅君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでございます。

（午後3時13分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年8月29日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

飯 館 村 議 会 副 議 長

志賀毅

同 会議録署名議員

伊東利

同 会議録署名議員

北山文子

同 会議録署名議員

佐野幸正

平成25年9月6日

平成25年第6回飯館村議会定例会会議録（第3号）

平成25年第6回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成25年8月27日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成25年9月6日 午前10時00分				
	閉議	平成25年9月6日 午後 2時18分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤 長平	○
署名議員	7番 菅野義人		8番 大和田和夫		9番 大谷友孝	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 山田郁子		書記 今野智和	
地方自治法の 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	住民課長	濱名 光男	○	健康福祉課長	藤井 一彦	○
	生活支援対策課長	細川 亨	○	会計管理者	但野 正行	○
	教育委員長	佐藤 眞弘		教育長	八巻 義徳	○
	教育課長	愛澤 伸一	○	代表監査委員	佐藤 榮一	○
	農業委員会会長	菅野 宗夫	○	農業委員会局長	但野 正行	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤 次男		選挙管理委員会 書記	中井田 榮	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成25年9月6日(金)・午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発議第 8号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書(案)
- 日程第 3 発議第 9号 道州制導入に反対する意見書(案)
- 日程第 4 発議第10号 飯舘村議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 発議第11号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害に関する意見書(案)
- 日程第 6 議案第51号 平成24年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第52号 平成24年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第56号 議案第53号 平成24年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第54号 平成24年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第55号 平成24年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第56号 平成24年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第48号 平成25年度飯舘村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第49号 平成25年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第50号 平成25年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第57号 企業立地促進区域及び避難解除区域等における村税の特例に関する条例
- 日程第16 議案第58号 飯舘村税条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第59号 飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第60号 復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第61号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 閉会中の継続審査の件
- 日程第21 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

会期中の委員会の活動状況であります。9月4日議会運営委員会が諮問事項協議のため開催されております。

次に、発議第9号「道州制導入に反対する意見書（案）」が、提出者、大和田和夫議員から、発議第10号「飯館村議会委員会条例の一部を改正する条例（案）」が、提出者、大谷友孝議員から、発議第11号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害に関する意見書（案）」が提出者大和田和夫議員から、それぞれ提出されております。

次に、会期中の議長公務及び議員の派遣状況であります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝を指名します。

◎日程第2、発議第8号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第2、発議第8号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源確保のための意見書（案）」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（佐藤八郎君） ただいま議題となりました発議第8号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書（案）」について、朗読をもって説明いたします。

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、わが国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の期待は大きくなっております。

平成24年10月に「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が導入されたが、用途はCO₂排出抑制対策に限定され、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方への財源の確保については、制度創設に至らなかった。

地球温暖化対策防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。にもかかわらず、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足、財源不足などにより、森林の整備・保全が厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、頻発する自然災害などの脅威に国民の生命財産が脅かされているといった事態が生じている。

森林を再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることは急務である。

よって、地球温暖化を防止し、自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るために、森林・林業・山村対策に向けた「石油石炭税の税率の特例」による税収の市町村譲与制度と森林保全の抜本的強化を図ることを目的とした税財源として「全国森林環境税」の創設を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月6日

福島県相馬郡飯館村議会議長 佐藤長平

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
農林水産大臣
環境大臣
経済産業大臣
衆議院議長
参議院議長 宛てであります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提案者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第8号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書（案）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書（案）」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第3、発議第9号 道州制導入に反対する意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第3、発議第9号「道州制導入に反対する意見書（案）」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番（大和田和夫君） ただいま議題となりました発議第9号「道州制導入に反対する意見書（案）」を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

道州制導入に反対する意見書（案）

全国町村議会議長会は、本年4月15日には「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制導入が決定したかのごとき法案を提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

村は、これまで住民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性ある村づくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々飯舘村議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年9月6日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 佐藤長平

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣副総理大臣

内閣官房長官

総務大臣 宛てであります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提案者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第9号「道州制導入に反対する意見書（案）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第9号「道州制導入に反対する意見書（案）」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、発議第10号 飯館村議会委員会条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第4、発議第10号「飯館村議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番（大谷友孝君） ただいま議題となりました発議第10号「飯館村議会委員会条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

平成25年9月30日から飯館村議会議員定数が10人に改正されたことに伴って、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の委員定数をそれぞれ6人から5人に改めるものがあります。

なお、この改正は、平成25年9月30日から適用するものであります。

以上であります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提案者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第10号「飯館村議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第10号「飯館村議会委員会条例の一部を改正する条例」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、発議第11号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害に関する意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第5、発議第11号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害に関する意見書（案）」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番（大和田和夫君） ただいま議題となりました発議第11号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害に関する意見書（案）」を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

東京電力福島第一原発事故災害に関する意見書（案）

東京電力福島第一原子力発電所事故から、既に2年半が経過しているが、今なお事故の爪痕は被災者に深く刻まれている。

本村では、原発被災により村民が長期間の避難生活を強いられ、避難先においては不慣れた生活を余儀なくされ、いつ帰宅できるかわからない中であって、心身の疲労も既に極限

に達している。

しかし、多くの村民は、今なお厳しい避難生活の中にあっても、必ず故郷に戻り、安全で安心した光り輝く故郷の再生が図られることを強く願っている。

そのため、飯舘村議会は、原発事故からの復興に住民と一丸となって、一日も早い復興と帰還に向けて取り組んでいるが、解決すべき策は遅々として進まず、課題が山積している。

よって、政府は、一刻も早い住民の安全・安心を確保するため、下記事項の実現について速やかな措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 財物（土地・建物等）に対する損害賠償と精神的損害賠償及び補償等について
 - 2 放射性物質の除染対策について
 - 3 被災者の生活再建及び住宅、経済再建に対する支援について
 - 4 放射線による健康被害対策及び子供の被ばく線量低減・医療保険制度の特別措置の継続支援について
 - 5 中間貯蔵施設及び最終処分場の早期の方針決定について
 - 6 早期復興に向けた道路等交通網の整備について
 - 7 高速道路無料化の継続について
 - 8 原子力災害による固定資産税の廃止と財源補填について
 - 9 除染後の農地、ため池等の維持・管理及び農産物の風評被害対策と補償・検査体制の強化について
 - 10 原発被災者に適合する制度の見直しと運用の拡充について
 - 11 事故収束宣言撤回と汚水対策及び福島原発全基廃炉について
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月6日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 佐藤長平

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

農林水産大臣

環境大臣

復興大臣 宛てであります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提案者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから発議第11号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害に関する意見書(案)」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、発議第11号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害に関する意見書(案)」の件は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第 6、議案第 5 1 号 平成 2 4 年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7、議案第 5 2 号 平成 2 4 年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8、議案第 5 3 号 平成 2 4 年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9、議案第 5 4 号 平成 2 4 年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0、議案第 5 5 号 平成 2 4 年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1、議案第 5 6 号 平成 2 4 年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長(佐藤長平君) 次に、決算審査特別委員会に付託しておきました日程第 6、議案第 51 号「平成 24 年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第 7、議案第 52 号「平成 24 年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 8、議案第 53 号「平成 24 年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 9、議案第 54 号「平成 24 年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 10、議案第 55 号「平成 24 年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 11、議案第 56 号「平成 24 年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、以上 6 議案について一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長(大和田和夫君) ただいま議題となりました議案第 51 号「平成 24 年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」その他特別会計 5 議案を審査するため、9 月 2 日から 4 日の 3 日間にわたり、10 人で構成する決算審査特別委員会を開き、委員長に私、副委員長に北山文子委員を選出し、慎重に審議をいたしました。その審査の経過と結果についてご報告いたします。

本特別委員会の審査の経過であります。9 月 2 日は、各課長から担当する事務事業に係る経費の決算状況について詳細に説明を受けました。その後、9 月 3 日及び 4 日は、決算書並びに決算に係る主要な施策の成果報告書、基金の運用状況調書、決算説明資料、さらには監査委員の決算審査意見書をもとに、村長等に対する活発な総括質疑を行いました。

質疑においては、各会計における執行の基本姿勢と成果について、事業の効果及び数値

などの確認をし、また、今後の方針をただしました。特に質疑の多かったものは、除染にかかわる問題、また帰村対策に関して放射能被ばくと村民の健康についてのほか、決算剰余金の使途や見守り隊の隊員の管理状況などの質疑が多く出されたところであります。

以上のほかにも、多くの事業に係る意見、要望、指摘がなされました。しかしながら、避難生活が続く中では、24年度の事業実績が25年度に生かされる事業はごく限られた事業となっております。実績の主なものとしては、平成23年度からの繰越事業や原発事故による全村の避難中の教育・環境整備やきずなづくり事業、安全・安心と健康を守るための心のケア事業を初め、各種保健福祉事業に力を入れながら、早期帰村に向けた復旧・復興に向けた事業の取り組みがなされておりました。引き続き、村民の福祉向上のために、ソフト並びにハード事業等に力を注いでいただきたいものと思います。

以上、多くの質疑を踏まえた結果、議案第51号「平成24年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第52号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第53号「平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第54号「平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第55号「平成24年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第56号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の6議案については、全村避難が続く中で、子供たちの教育・環境対策を初め、村民のきずなの継続や福祉向上策、安心・安全と健康管理など多くの事業に力を注ぐ姿勢を評価し、各種事業において、おおむね目的に沿って執行されており、適切であると認め、各会計とも賛成多数により原案どおり認定すべきものと決定したので報告します。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長（佐藤長平君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。委員長、自席にお戻りください。

これから、議案第51号から議案第56号までの各議案に対する討論を行います。

10番（佐藤八郎君） 議案第51号「平成24年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場で発言をいたします。

決算の説明を受けて2日間にわたり審議いたしました。全員議案の意見書にある損害賠償や放射性物質の除去対策、村民の生活再建、住宅・経済再建、仮置き場、仮々置き場と中間貯蔵など、この1年は加害者の国や東京電力に人としての憲法で保障されたものが奪われ、今も続く前の見えない避難生活でありました。

その中であっても、村議会、区長会、自治会など、関係団体は一丸となって歩んだ1年でありました。村はなぜ全村避難となったのか、地震、津波ではありません。放射性物質の降散により、危険で住めない村となったのであります。そして、世界の英知・技術を結集しても確立した事実もなく、一昨年、の草野地区での実証を見ても放射性物質除去は困難となっております。

8月の臨時議会での説明の中で、村の裁量権、自主的な除染など説明ありましたが、国が責任を持って実施すべきことを村がやってきた成果は見えません。困難と課題が

残ることになりました。健康、生活再建、損害賠償などについて、国・東京電力に完全に責任をとらせること、自主的計測の強化と村民の声、希望が届く復興となるよう、強く要求をいたします。

議長（佐藤長平君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで討論を終わります。

これから、議案第51号「平成24年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤長平君） 起立10人。起立多数であります。よって、議案第51号「平成24年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第52号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第53号「平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号「平成24年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第54号「平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号「平成24年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第55号「平成24年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第55号「平成24年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第56号「平成24年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第56号「平成24年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

◎日程第12、議案第48号 平成25年度飯舘村一般会計補正予算(第3号)

議長(佐藤長平君) 日程第12、議案第48号「平成25年度飯舘村一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(菅野義人君) 補正予算につきまして、数点、確認をしながらご見解を賜ります。

まず、歳入の部、補正予算書の15ページですが、1番、農業費補助金の福島県営農再開支援事業1,354万5,000円ですが、説明では、二枚橋、須萱地区の129ヘクタールの中の38.7ヘクタールについて1反歩3万5,000円ということで事業を進めたいというお話でした。この営農再開支援事業を適用させることによって、従来の中山間地とか農地・水との事業該当についてどのような方法になっているのか、まずお伺いをいたします。

それから、歳出の部の17ページです。13番の委託料、ここには復興計画関連業務調査費として、それから森林整備調査検討業務ということで、それぞれ1,000万円と3,000万円計上されております。説明は一応受けましたが、それぞれの具体的な調査内容について1点お伺いをしておきます。

それから、同じく次のページ、歳出ですが、19ページ、一番上の19番の負担金補助金及び交付金の中の地域づくり事業補助金、300万円の補正であります。当初700万円に対して300万円を加えて1,000万円ということで、20行政区のワークショップの支援を行いたいと。行政区ごと集まって話し合いを進めてほしいというふうなことでありました。村としまして、今の段階でこの補正、あるいはこの事業に対しまして、どのような事業効果を期待されているのか、考えておられるのか見解を伺っておきます。

それから、同じく歳出で23ページ、13番の委託料、線量計の点検校正業務としまして1,934台分の校正業務を行いたいと。それから、あと、村民の皆さんに貸与した分、貸し付けて

いた分1,500台も含めて行いたいということで、1,584万円の補正であります。これ、この被災当初、この線量計は、非常に手に入りづらいときに地区として購入したり、あるいは農地・水で購入した線量計もございます。それらについての対応が可能かどうかお伺いしておきます。

それから、下の19番の負担金補助及び交付金についてお伺いしておきます。先ほど歳入で営農再開支援事業についてお伺いしました。この営農再開支援事業の性格からして、この今第一段階であります除染後の営農再開までの農地の除草管理とか保全管理、これ一体何年ぐらい設定される予定なのかお伺いしておきます。

以上です。

復興対策課長（中川喜昭君） それでは、私のほうからは3点かというふうに思いますが、まずは歳入の15ページの営農再開支援事業での部分で、今後の進める中での中山間と農地・水との交付金との関係かなというふうに思っておりますが、まず今回補正に上げさせております、支出も含めてであります、今回についてはそれぞれの地区の方々に保全管理等をお願いするという形で補助金で考えております。今のところ、須萱、あと二枚橋、臼石地区の3地区、農地のほうが進んでおりますので、これも除染との絡みであります、区切りとして、農地の引き渡し時期の部分もあるんですが、これは来週中に除染の業者のほうとも協議をしますが、ある程度除染が終わった農地について、今度は営農再開の切りかえをしていきたいという考えでございます。それで、これから地区の方々の相談になるわけですが、管理については地区の方々にお願いをしていきたいという考えであります、今のところ内容的には、昨年というかことしの春、向押、小宮、行ったような地力増進作物の作付で年を越させたほうがいいのか、あとは一般質問等でも議論いただいた景観作物の部分、菜の花とかそういうものがいいのかについては、農家の方々と協議をしていきたいというふうに思っております。今回の予算に上げていた部分については今年度の部分ということでございますので、まずは客土まで終わっていますので、土塊材を入れての耕起とか、あとは播種とかそういうものが考えられるのかなど。あとは、土手等の畦畔等の草刈り等もあるかと思うんですが、ことしについてはその辺までなのかなというふうに思っております。今後、今回、中山間なり農地・水については、交付金は年1回の草刈り等で交付金をいただくという形で今進めておりますので、そういう兼ね合いからすれば営農再開の収入を得ることによって交付金の減額という部分は考えていないところでございます。

あと、支出のほうでございまして、線量計の点検修正でございまして、今回金額を上げさせていただいたものについては、教育委員会と、あと村のほうで住民対応の部分ということでの1,934個というふうに考えております。いわゆるその前に農地・水等でも買っております線量計については、この中に入っておりませんが、購入実施主体であります農地・水の担当のほうともその辺は検討させていただきたいというふうに思っております。

あと、その下の23ページの下の営農再開の部分でございまして、この事業につきましては、除染が終わって営農再開までのつなぎの事業ということでの農地等の保全管理ということでございます。それで、今のところ県のほうに国からお金が来まして、それを基金で

積んでいるということで、その基金活用については、今のところ3年間というふうに言われております。25、26、27年までと。それで、私どもも県のほう、あと国のほうに協議するたびに、これ除染の状況によっても変わるということで、27年ではなくて、その基金という部分で積むのであれば、被災地用ということもありますので、使わないという状況もあればやっぱり年度をまた延ばすということも検討していただきたいというお話をさせていただいて、この営農再開については、その状況を見て年度を延ばすということも考えているというような回答を得ているところであります。

以上であります。

総務課長（中井田 榮君） まず、17ページの真ん中の委託料の復興計画関連調査業務1,000万円の内容でございますけれども、これは、第3版で計画をしております村内拠点のスマートビレッジの整備でありますけれども、具体的に実施計画の基礎となる計画を策定することを目的として増額補正をお願いをしたいと。どんな内容をやるのかというようなことでありますけれども、まず1つに現状調査分析というようなことで、それぞれ第3版に計画は入れ込んであるわけでありまして、その条件、さらには状況・環境を村内拠点の深谷、伊丹沢地区内の調査分析を行うというのが1つ目。あと2つ目は、類似施設の情報収集というようなことで、全国の先進地事例の情報収集と分析を行って整理をしたいというのが2点目。あと3点目は、基本計画内容の検討作成というようなことで、飯館村のシンボリックな村内拠点をつくっていくために今どのような整備計画をしていけばいいのかというようなところの内容を整理をしたいというようなことでございます。成果品としては、村内拠点の整備計画の基本計画、全体像、あとパース及び整備計画でありますけれども、従来から第3版でもご説明してはございますけれども、再生可能エネルギーを使った復興住宅、あと花をキーワードにした施設等を含めながら、こういった基本計画になるかというような内容の成果と、あとその概算の経費、さらには基本計画のデータを一式成果品として求めていきたいというような形での1,000万円の増額補正でございます。

次に、森林整備調査検討業務3,000万円の増額補正でございますけれども、これはバイオマス調査の追加増額分でございます。当初3,000万円で、さらに3,000万円を追加させていただくわけでありまして、まあ議会のほうからも精度を高めながら現状を把握していくべきではないかというふうなこともありまして、さらに樹木の汚染の状況の把握もしていつてはどうかというふうなご指摘も受けております。そういう中で、追加の内容としては、森林の現況調査の継続としまして、地上調査、車を使った走行モニタリング調査を、地上高1メートルのモニタリングを村内全域を行いたいというようなことで、森林のヘリを飛ばしてやるデータと、あとさらには車を村内全域回したデータと、合わせてGISデータの中に入れて、さらに精度を高めていきたい。そのことによって2.5マイクロシーベルト以下でないと作業に入れないというようなこともあるので、安全・安心をそこで整理をしていきたい。

もう一つは、議会のほうからもご指摘ありました樹木の汚染状況の把握でありますけれども、現状として使えるのかというふうなご指摘もありました。林野庁ともやっているわけでありまして、なかなかそういうふうな事業もないというようなことで今回こち

らの事業で上げさせていただいたわけでありますけれども、実際村有林、具体的には村有林10カ所程度の村有林の場所を使いながら、1カ所10本程度の村有林を輪切りにして、そしてそれぞれの樹木の汚染状況を把握していきたいといった内容でございます。

さらに、この3,000万円には入っていないんですけれども、実はJAEA、日本原子力研究開発機構ともご相談をさせていただきまして、実は国は従来1.7キロメッシュでヘリを飛ばして線量をはかっているわけでありますけれども、先日も50メートルメッシュで二枚橋の1キロ四方をはからせていただいているというふうな報告をさせていただきましたけれども、JAEAにお願いをしながら、ヘリを飛ばしながら100ヘクタールほどの線量をはかっていたくように現在お願いをしているところでありまして、さらに精度を高めて、村内の現状の把握、GISのデータに入れて現状の把握、さらには飯館村の森林の見通し、今後現状調査に基づいてどういうふうに施業計画を立てられるのかというような見通しと、さらには事業性です。身の丈にあったというようなご説明をずっとしておりますけれども、どういったバイオマスのそういうふうな施設ができるのかというようなところの事業性の評価もさせていただくというようなことで、現在25年度の事業を進めているところでございます。また、この3,000万円の追加でさらに精度を高めていきたいといった内容でございます。

次に、19ページが一番上の300万円の地域づくり事業補助金でありますけれども、事業効果をどう見ているのかというような内容でございますけれども、実は行政区ごとのワークショップを7月22日から1週間やらせていただきまして、そのときには役員さんを初め、それぞれの団体の方が出席をしていただいて、それぞれの行政区の課題を整理をしていただきましたけれども、それはあくまでも一部の方々でございます、ずっとご指摘いただいておりますように、多くの人に村の将来を話し合ってもらって、そしてどうしたらいいのかというのをまとめていく必要がありますので、そういったことで従来からございました90%の補助を使っていたきながら行政区全体の話し合いをしていただくというのが一番の目的でありまして、とにかくばらばらに避難しているわけでありまして、隣とも余りそういった話もをしたこともないというふうなのが現状かと思っておりますので、これを機会に村ではこう言っているんだけどどうなんだべなというような話し合いを十分にこの事業を使って話し合ってください、そして村の将来をある程度今の段階でまとめていければというようなことで進めてございます。最近になって、5つの行政区が次の10月21日からの第2回のワークショップ前に温泉の施設なんかも使いながら全体会をしたいというようなことで現在申請があるところでございます。

7番(菅野義人君) そうしますと、この営農再開支援事業費というのは、今年度を見れば今までの中山間地、農地・水との事業との関連の中では交付金の減額ということは考えていないというお話でございました。次年度以降を例えば考えた場合、今までですと、今地区の中で問題になっておりますのは、仮置き場に設定した水田についてはそれは減額するよというふうな話が、指導があると。そうしますと、一方で保全管理から今度は緑肥作物等に栽培に行った場合に、じゃ単なる――単なると言うのはおかしいんですが、この災害によって、草刈りによって農地・水、あるいは中山間地の該当をさせていたものが、今度は

この事業導入によってそれは該当外になりますというようなことが私は予想されるのですが、その辺の見通しについてまずどうでしょう。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしの様に、今回除染に伴う仮々置き場等でその農地をお借りする場合は、中山間なり農地・水の対象エリアから外すということは前にもご説明しております。それで、中山間、農地・水の今の活動内容が、農用地の草刈り、それは除染前といいますかその時点での草刈りをやってもらうということでもあります。ですから、その分で行っておりますが、今回もし営農再開で作付等になれば、その農用地面積という部分が秋口から今までの農業をやっていた考え方がどうなのかなという思いをしております。例えば、今までは除染で作付できない状況だから、そこの部分をそれらの制度でやりましょうというふうにやってきました。今度、営農再開支援事業が入った際は、やはりそのメニューを若干考えていかなければならないのかなというふうに思っております。営農再開支援でも、ちょっとした暗渠の改修はできるとか、水路のちょっとした改修はできるとかありますが、その辺が今度中山間と農地・水でどういうふうに交付金を活用するためにやっていくかという部分が、やはり今度営農再開で地区でやられる農家の方々の中でいろいろ協議される部分があるのかなというふうに思っております。ただ、大枠の部分はある程度村のほうで国なり県と協議をして、やはり仕分け的なものは考えていかなくちやならないのかなという思いはしております。今年度、これからの部分については、地力増進作物より景観作物を植えていただくような部分での作業しかないかなと思っておりますので、来年度に向けてその辺については今後、多分、須萱、二枚橋、白石については、その辺が今度検討しなければならない部分なのかなというふうに思っておりますので、まあ来年度に向けてはその辺の仕分けの仕方を検討してまいりたいと思います。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） では、暫時休憩いたします。再開は、11時15分とします。

（午前10時55分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

7番（菅野義人君） 営農再開支援事業につきましては今答弁いただきましたが、あと支出のほうでも伺います。17ページのほうでお伺いしましたこの森林整備調査検討業務の中で説明をいただきました。樹木の汚染調査のほうまで今回の調査の中で入っていきたいというようなお話でございました。村有林、10カ所程度で1カ所10本ほどの木を輪切りにして調査したいと。この樹木の汚染、セシウムの移行については、チェルノブイリなんかの報告を見ますと、セシウムの移行までにはかなり時間がかかるというふうな報告がございます。チェルノブイリのほうでは主にドイツトウヒというのでしょうかね、松類なんですけど、杉についてはまだわからないということで、じゃどういふふうに解明をしていくんだという話ですと、やはり毎年毎年汚染状況は輪切りにしてみないと何とも言えないんだというふうな何かそんなふうな専門家のお話でございますが、この単年度の中での汚染調査という

中で汚染状況が解明ができるかどうか私ちょっと疑問を抱いているんですが、その辺についての見解を伺います。

総務課長（中井田 榮君） 今ご質問のあった樹木の汚染状況の把握でございますけれども、初めてやる業務でありまして、今議員さんをご指摘のとおり、単年度だけで果たしてどうなんだというような課題も残るわけでありまして、とにかく飯館村におきましては、ほかでやったデータを見ますと、杉については皮のほうが高く、芯まで、ある程度幹の芯まで行っていないんだそうですけれども、芯まで入っているというような杉の場合はデータがあるようでありまして、飯館村の場合は果たしてその辺がどうなっているのかというのもありますし、あと飯館村はアカマツをずっと推奨して植えてきた経過もありますので、あとミズナラですか、広葉樹であれば、そういった樹木も多いわけでありまして、村内の村有林の10カ所を、大体行政区ごとに見るとあるようでありまして、その辺のところを10本くらいずつ輪切りにして、ことしは10本程度やるわけでありまして、今後、今ご指摘のとおり、やっぱり何年も経過を踏まえてそのデータは必要かなというような思いもありますので、ことしのデータを踏まえながら、また来年に向けてやっていければというように思っています。

7番（菅野義人君） 当然この調査は、将来の村のバイオマスということで想定した調査だと。そのことを想定しますと、この村有林の10カ所の場所の選定、いわゆる汚染度合いの違う場所での森林の木材の汚染調査ということと、それからあと部位別の、先ほど話ありました皮をどうするかという話。将来のバイオマス発電に対して、あるいはバイオマス事業に対してどのように利用が可能なのかという視点での調査だと私はこう理解しているんですが、そういう点からしますと、いわゆる利用の時期をどうするか。あるいは、すぐを使うのか使わないのかといったことまでこの調査で判明できるのか、ちょっとお伺いしておきます。

総務課長（中井田 榮君） ご指摘のとおり、この業務につきましては、使用可能な量を出していければというようなことで進めていきたいというふうに考えております。そういう意味では、今後今までのGISのデータも含め、あとさらには今ほどお答えしましたこの内容について、中間的にでも、こういうような形でやっているというようなことを議会にも説明しながら進めていきたいというふうに思いますし、今のご指摘にあったように、使用量の可能量もどういった形で出せるかも含めて、まだ詳細にわたってこういった形というまで細部にわたって現在詰めておりませんので、もう少しお時間をいただいて、今までのGISのデータの24年分の内容も含めて、さらには今25年度の事業の進捗も含めて、中間的にでも議会のほうにはご説明をさせていただければというように思います。

7番（菅野義人君） 19ページの地域づくり事業交付金300万円のことについて伺います。

この趣旨について、十分に一部の人のだけでなく地域全体の中で地区のあり方について検討いただきたいというような趣旨だというお話がありました。ワークショップが始まった時点で、私の感想なんですが、予想どおり多くの村民からはいろんな不満や不安が出されている。そこから一歩前に行って自分たちの地域をどういうふうにするのかを話し合うためには、やはりやっぱり動機づけが私はもっと必要なのかなというふうに考えております。

当然、説明の中では、この復興計画第4版に向けて生かしていきたいという話ですが、私はもっと直接的に、一般質問でもしましたが、財源の確保も含めて、その検討した内容が実際施策に生かされるんだというふうなそういうふうな動機づけがないと、なかなか議論が停滞してしまうんでないかと。皆さん集まったとしても、やっぱりかなりの不満なり不安が出される。そこからやっぱり一歩進むためにはそのような仕掛けが必要でないかというふうに私思うんですが、いかがでしょうか。

○ 総務課長（中井田 榮君） 今ご指摘あったように、今後の進め方の点かなというふうに思います。4月の段階でやったワークショップにつきましては、それぞれの課題整理をというように、行政区、何人かずつ出てきていただいてまとめていただいたものでありまして、次の第2回のワークショップにつきましては、やっぱりある程度課題を出していただいたものを踏まえてワークシートに、事務局として考えているのはワークシートに課題整理の部分、その課題から見える施策の部分シートに入れ込んで、ある程度たたき台というのですか、今ご指摘のあった動機づけというのですか、そこまで行くかどうか、まだでありますけれども、事務局としてはその辺のところをある程度施策の部分の整理しながら、10月21日に向けて準備をしていきたいなど。そのために9月10日に係長を中心とした庁内検討会を現在予定していますし、あと24日にはコミ単の会議もあわせてやっていながら、前回の第1回目のワークショップの課題整理を踏まえた中で庁内的にもやる。あと、今お願いをしている三菱総研の専門的な知見もかりながら、ある程度20行政区のワークシートを整理をし、そしてそれをたたき台としながら行政区の話し合いをしていただければ、行政区によっては、この内容はこんなことはできねえよとか、あとこれをもう少し膨らましてもらえればとかという話し合いになればいいのかなというふうに考えておりました、その辺の準備をしていきたいなというふうに考えております。

○ 7番（菅野義人君） やっぱり村に認識をしていただかなくてはならないことは、いわゆる村民の皆さんの意識が非常に多くの形で分断をされている。もちろん居住する場所も違うということもありますが、地区としては恐らく区長さんを中心としまして、その方々がそれぞれ集まって一定方向を見出そうと。恐らくかなりの努力をさせて。その中で、いわゆる従来のワークショップの技法だけで前に行けるかどうか、そこが私は非常に心配するところがあるんです。このワークショップはこういうふうにつながっていくんですよということがないと、集まった方々が大体目的意識が持てない。そして、この分断の中でそれぞれいろいろ考え方があっても一定方向を見出すためには、私はそういう動機づけを明確にしないといけないのではないかなというふうな形でお伺いをしました。そのワークショップという技法というんですが、ワークショップのやり方だけで私は簡単には目的の一つにしていくというのは難しいのではないかと。それを促進する意味で地域のやはり財源なりそういうものを確保していくという方向でない生きてこないのではないかなというふうなことでありますので、再度求めます。

村長（菅野典雄君） そういう意味で、これまで地域づくり、ワークショップなどをやってきたわけでありまして、間違いなく今までのむらづくりとは違う中で、あるいはそれぞれ村民の皆さん方がある意味で心が闇といえますか不安の中でこれやっているわけで

ありますから、そういう動機づけが必要だろうなというふうに思っています。どんな動機づけがいいのかというのは、なかなか、これはある程度はわかったとしても、皆さん方からなかなか我々の声を聞いていないのではないかとということもあったものですから、こういう形で今までの形でこれをやったわけでありまして。ただ、今までは、多分地区別計画ということで10年間に各行政区1,000万円の2億円とこういうことでありまして、そういう意味からすると、今全くこれ私個人的な、あるいは一部の話でありますけれども、間違いない村に戻るときに、いわゆる個人のことに對して、あるいは各行政区の活動に對して、多分私は、今までよく例外ですと1億円から1億円ちょっと緊急に、それでどうなるものではないですけれども、対策費として村で貴重な財源をこれ出させていただいていたわけでありまして、多分そんなものでは済まないだろうというふうに思っています。3億、4億、場合によってはもっとという形が出てくるんだろうと思いますが、その辺をどういうふうに出したらいいのか、こちらだけが考えるのではなくて住民の声からも幾つかやっぱり拾わせていただければということでの今回のワークショップということでありまして、その辺をもっとやはり丁寧に説明しながら、あるいは村の住民に對する思いをやっぱり伝えていかなければならないと。それがまあ動機づけにもなるのかなというふうに思っています。今いただいた意見、これから心にとめて、あるいは進め方の中に入れてやっていければというふうに思っております。以上であります。

7番（菅野義人君） 営農再開支援事業は、今度は支出のほうからちょっと議論をさせていただきます。

実は、私どものほうには、この営農再開支援事業については広報用の資料は来ていますが、実はこの営農再開支援事業の実施要綱というのが農林事務次官から25年2月、ことしの2月通達がありまして、その内容を見ますと、私率直に申し上げて非常に窮屈なお金の使い方になるのではないかなと実は心配しました。1反歩3万5,000円というのも定額の補助は定額なんです、いわゆる積み上げ方式で、それぞれの作業を積み上げて作業賃金を積算した中での上限が3万5,000円。ですから、維持管理の部分ですとある程度はそれですることができるかもしれない。しかし、緑肥作物をやったり、実証栽培をしたりしますと、果たしてこの3万5,000円の金額でできるかどうか。先ほどの維持管理の部分も積み上げ方式ですから、3万5,000円に達しない場合はその実費という金額になる。そうしますと、いわゆる帰村してこの営農再開支援事業で土地を荒らさないようにして活用していくというのが、非常に村民の立場にとってみればなかなかしづらい政策になってくるのではないかなというのが、私、ちょっとこの実施要綱を見て心配したんですが、どのような所見をお持ちか伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおり、この営農再開までに向けてという部分でのこの支援事業については、今おただしいただきましたように、限度額として反3万5,000円になっているということで、それぞれの農作業の賃金とかを積み上げしている部分でその範囲内でお支払いをするというものになっております。おただしのとおり、例えば耕うん作業であれば反当たり5,000円という部分になっております。これが22年度の村と農業委員会の部分で決めている農作業の標準賃金でそうになっております。この辺が今後営農再

開に向けて弾みをつけるとか、動機づけを促すとか、そういう部分ではやはりこの単価でいいのかという部分が出てくるのかなと。ましてや帰村までも通い農業という形になるという部分からすれば、そのあたりの交通費部分の考え方とかそういう部分もある程度ルールづくりが必要なのかなという部分で思っております。そういう意味では、今後今出されて22年度に策定されております農作業の賃金表の見直しが必要なのか、また改めてこの営農再開事業ということでの単価表をつくるのかそういう事務的なものも必要なのかというふうに考えております。以上であります。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

3番（北原 経君） 21ページの委託料からに関して、下3つなんですけれども、一時帰宅用トイレ清掃業務から、あと賃貸、あとは修理、修繕からありますけれども、これに関しての一時帰宅でどのような利用するためにこれが、帰宅といっても、人のいないところをどのように使うのかちょっと聞かせてください。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいまの質問に関しましてですが、一時帰宅者ということでございますが、避難地が南相馬の場合ですと西部の方の行政区の方々、福島方面に避難している方については東部の行政区の方々を対象に一時避難のトイレ利用ということで考えております。

また、一時帰宅者だけでなく県道通過の方々の利用も一応考えておまして、公衆衛生上の観点から必要ではないかということで今回予算計上させていただきました。

以上でございます。

3番（北原 経君） これは、夜間も継続してあいている公衆トイレなんですか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 夜間は閉めておきまして、とりあえずあいている時間というのは、午前……、済みません。夜はやっておりませんので、見守り隊の交代の時間に合わせまして日中だけやる予定でございます。

3番（北原 経君） そうしますと、見守り隊のほうにきちっと制度というかそれはちゃんとしていただくということになっているわけなんですね。

生活支援対策課長（細川 亨君） 見守り隊の草野行政区のほうなんですけど、そちらのほうに鍵の管理を委託しまして、朝の解錠、そして夜の施錠ということでお願いしております。以上でございます。

3番（北原 経君） トータルしますと850万円何がしなんですけれども、そういった見守り隊が管理してきちっとしていただけるんだったら大丈夫ですけれども、県道12号線で安全というか事件等のないようなやっぱり形にしておかないと、トイレというのはやはりそういう人に見えない場所の、陰というかシークレットじゃないけれどもそういう場所ですので、完全にやっぱりきちっとしていただかないと、事件が発生などしないようにしていただきたいと感ずるものなんですけれども、はい、わかりました。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

9番（大谷友孝君） 17ページの森林整備調査検討業務、菅野議員からも質問がありましたけれども、これはバイオマス利用を考えてということでありました。まあ身の丈に合った規模にしたいということでありましてけれども、この事業がなくなるとはこの森林再生、また山

の除染が進まないわけでありましてけれども、この先ほど利用できるのか云々ありましたけれども、あわせて放射能の減容化というのですか、そういう検討もされれば、採算、事業性として、事業性の強化ということでも入っていますから、採算ベースは5,000キロと言われておりますけれども、そういうのがどのような放射能の隔離をすれば利用可能になるのかまで調査をする用意があるのかどうかお尋ねをしたい。

それと、今も出ましたトイレ、一時帰宅用でございますけれども、この業務委託先はどこになるのか。

25ページの道路補修工事でございますけれども、パッチングで22カ所だと、段差解消でありますとか、この事業によって当面は村内全域が改修されるというような見通しなんでしょうか。

もう一点、17ページですが、総務管理費の備品購入でワゴン車、エスティマの4WDのハイブリッドというお話がありました。以前、このエスティマでは公用車としてちょっと居住空間が狭いのではないかとということでエルグランドになった経過もあるんではありますけれども、その辺の議論はどのようにされたのかお尋ねをしたい。

総務課長（中井田 榮君） まず、17ページの車両購入費の公用車の購入でございますけれども、現在、公用車が35台ございまして、ご承知のとおり、67名の職員で、あと120名の現在臨時職員の応援をいただきながら仕事をやっているわけでありまして、公用車が目いっぱいというようなこともあって、さらには10年以上の公用車を順次の新しい物にというようなことで、今回4WDのエスティマのハイブリッド車を購入したいというようなことでございます。今ご指摘の中が狭いのではないかとというようなご指摘もあるわけでありまして、実は1台現在使わせていただきまして、車としては現在使っているエスティマの4WDのハイブリッドが適当ではないかというようなことで庁内的には整理をさせていただいたところでございます。

あと、2点目の下の段でありますけれども、森林整備調査検討業務であります、バイオマスにさらに減容化のということでありまして、現在、第3版からずっと検討している内容は、身の丈に合ったものというようなことで、とにかく村内の除染イコール伐採で出た資源を有効利用していくというようなことを踏まえながら、さらに村内の拠点整備の再生可能エネルギー等々の熱量、それを有効にどういうふうにして生かしていくかというようなところの検討を加えながら現在進めておりまして、その減容化というようなところまでは、現在のところは検討は入れておりません。今後、どういうふうにしていくかも含めて検討は必要かなとは思いますが、現在のところは減容化の部分は入れていないといった内容でございます。

生活支援対策課長（細川 亨君） 21ページの13委託料の一時帰宅用トイレ清掃業務の件でございますが、業者の指名はこれからですので、議会で承認を得た後に業者指名を行ってきたいと思っております。以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 25ページの道路補修工事、パッチングの22カ所という件でございますが、今現在道路維持補修ということでは、村内の4業者のほうに道路パトロールをしていただきながら小さな穴があいているところは剛材等での補修とか、あとは側溝の泥

上げとかそういうものをお願いしているところがございます。今回計上させていただいた部分については、職員等が道路パトロールする中で、その村内の4業者をお願いしている道路維持補修ではかなり難しい部分があるということで改めて計上させていただいた工事でございます。状況としましては、橋の桁と道路がかなり落差があつてやっぱりきちんと下からやったほうがいいだろうということとか、あとは沈下、陥没、沈下のおそれがあるようなところの対応とか、そういうものを中心に通常の道路維持補修の部分とは別途に発注してきちんとしていきたいということでありまして、年内、これらで当面大丈夫かということではありますが、今回の見る限りではこの事業を、工事をする中ではおさまるのかなというように思っております。ただ、今後やっぱり雨等でまた状況も変わることもありますので、その辺はまたいろいろ対応していきたいと思っております。以上であります。

9番（大谷友孝君） 減容化は——減容化といいますか、やっぱり利用に当たって、バイオマス発電にしろ、熱利用にしろ、この放射能の一定程度の隔離はしなくちゃならない、状況はしなくちゃならないだろうという意味合いでそういう調査も必要ではないかというふうにお尋ねしました。いかがでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 申しわけありません。その辺も含めて調査はしてまいりたいというふうに考えております。

9番（大谷友孝君） それと、森林の除染、28年度まで出てくると。そんな中で帰村後、今林野庁が出している2.5マイクロシーベルト、これが足かせになって事業が進まないという可能性が考えられるんですね。これは結構高いところは4、5ありますから、今除染やっているところは、まあ二枚橋、臼石ですから低いところでやっていますけれども、小宮、関沢あたりになると4、5というところがどんどん出てくるわけですが、作業員の安全・健康はこれは絶対担保してやらなくちゃならないことでありましょうが、この2.5マイクロシーベルトが足かせになって森林再生も山の除染も進まないということになれば、いつまでたっても帰れないのではないかというものにつながっていきますので、この辺の協議はどのように考えていますか。

副村長（門馬伸市君） 現状の基準では今のような話なんですよね。そうしますと、今モデルで山の除染、林野庁でやっていますよね。モデルでいろいろやっています。今の基準でいけば、森林の除染なんかもおぼつかないですし、今のバイオマスの伐採作業なんかも到底できないところが大部分出てくるとういうことでもありますので、この辺は今後どうなるかわかりませんが、現状だけを、向こうの国の言うがままですと私らの環境はよくなるまいということですので、今後国と十分詰める必要があるかなとこんなふうに思っております。

9番（大谷友孝君） やっぱりここは作業員来ることになってきますけれども、作業員の健康・安全は守らなければなりませんけれども、本当にこの数字がハードルになって事業が進まないということであれば大変なことでありますから、早急にこれは国に求めるべきだと思いますけれども、もう一度。

副村長（門馬伸市君） 現在も県なんかも道路の維持補修の際に線量の高いところと低いところと区別して作業やっている状況なんです。ですから、現状はそういう基準になって動か

ざるを得ないんだと思いますが、今ご質問のあったように、これは村だけの問題ではないので、県全体としてというのかな、そういう組織立てをしながら要望する項目かなとこんなふうに思っております。

9番（大谷友孝君） 一時帰宅用のトイレ、予算が決定してから業者を指定したいということですが、傾向としては、村内、村外ありますけれども、どのような業者の選定になるんですか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 村内・村外問わず、やれる業者に声をかけていきまして、何とか年中無休の業務委託になりますものですから、受け入れていただける業者を多く募っていきたいと思っております。以上でございます。

9番（大谷友孝君） この事業については、何カ年という決まりがあるのですか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 一応2カ年事業ということで、平成27年の3月31日までは考えておりますが、とりあえず単年度ということで半年間、来年の3月31日まで続けるということで予算を計上しております。以上でございます。

9番（大谷友孝君） この事業が継続される。帰村宣言とは関係なくというふうに考えてよろしいのか。帰村宣言とともに終わる事業なのかお尋ねしたい。

村長（菅野典雄君） これは実は今県道川俣原町線、普通の倍の交通量でございます。もちろん私たち村民もその中に入っているわけですが、結構多くの人から途中のトイレがないとこういうようなお話がありまして、それは県道ですから県がやっぱり対応すべきではないかという話であります。そうしますと、何せ県としては仮設トイレを一つ二つ作るんであればという話なんです。幸いに飯館村は農協のトイレがあるわけですね、今は完全に封鎖されていますけれども。仮設トイレを掃除するというのはなかなか容易な話ではありませんので、やっぱりきちんとされたトイレを管理していく、この機会にいずれその建物も、そのトイレもやっぱり村民に使われるものになるわけでありまして、この機会にということでこのような予算を上げさせていただいていますが、財源、何とか国のほうから幾らでももらおうということで、今やっているところであります。ただ、その返事がなかなかそう簡単にも来ませんし、また来週国のほうにも要望に行くんですが、とりあえず直させていただいて、あそこを通る住民の皆さん方の便利を図り、また将来村の村民も今までとは全く違った形で、かなり古い便所でありまして、そういう意味からするとなかなか使いづらいという話もありますので、この機会にある程度新しい形のトイレに直して将来の村民に向けていきたいとこのようなことでございますので、ご理解いただければというふうに思っております。以上であります。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

6番（佐野幸正君） 17ページの森林整備調査検討業務、まあいろいろ調査するようございますが、ついでにこの村はアカマツが非常に多いので、松くい虫が非常に見られているというようなので、一緒に調査をしてやったらどうかと思うのですが、いかがですか。

あと、19ページの情報通信基盤整備事業費の、雷で故障したということでございますが、その対策、これからもそのほかもあるのではないのかなと思うんですが、その辺の対策はどうなっているのか伺います。

21ページの避難生活支援費のアメリカシロヒトリの駆除業務なのですが、この辺、どんなところをどんなふうにするのか伺います。

25ページ、農林水産費の林業費、鳥獣被害対策実施隊の報酬、どのようなことでどんなふうにして支給するのか。また、その下のイノシシの駆除、80頭で1頭8万円だということですが、県では1万円というような助成金を出しているというように聞いておりますが、その辺のことを伺います。

総務課長（中井田 榮君） この17ページの森林再生調査事業の中でアカマツ、村内はアカマツが多いので松くい虫の調査もあわせてしていったらどうかというようなご質問でありますので、その辺、復興対策のほうとも含めて、復興対策課の農林水産関係のほうで事業があるかどうかも含めてその辺は検討させていただければなというふうに思います。

あと、もう一点の19ページのタブレットのカメラ、雷だの修繕をというようなことで今回補正を上げさせていただいておりますが、その対策はというようなことでありますけれども、現在県の基幹再生のほうで25、26と見ていただいているわけでありまして、今ご指摘のあったように今後の対策も考えなくてはいけませんので、その辺県のほうと協議をしながらちょっと検討させていただければなというふうに考えております。

生活支援対策課長（細川 亨君） 私のほうからは、21ページの委託料、アメリカシロヒトリ駆除業務ということで質問あった分についてお答えいたします。

使う場所は伊達東仮設の桜の木でございます。以上でございます。（「説明と違うでしょう。さっき松川と言ったんでないの」の声あり）

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） では、暫時休憩いたします。

（午前11時55分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時55分）

生活支援対策課長（細川 亨君） 済みません。前の説明で松川ということで説明があったということでございますが、実際には伊達東仮設のほうでございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 25ページの鳥獣被害対策実施隊の件でございますが、現在まで村のほうでは鳥獣被害につきましては、捕獲隊ということで村独自の要綱の中で被害防止策をしてきたところでございます。昨年度から国のほうから補助金が出ると、そういう部分も該当させてはということも議会の中でご議論いただいたところでございます。今回、そのような部分も含めまして、国のほうからの支援を受けていきたいということで、今回鳥獣被害対策実施隊というふうに名称を変えまして事業を進めていきたいと。内容的には捕獲隊と同じ内容で進めるわけでありまして、そのような中で今回この実施隊ということで、条例上、この後で議案第61号のほうでご議論いただくことにしておりますが、実施隊という方々を非常勤公務員という身分にしまして、これらをするによりまして、今後鳥獣害捕獲に関する部分の優遇措置としまして特別交付税も受けられるという部分とか、あとは隊員の方々の優遇措置、例えば狩猟税の軽減とか、2分の1軽減されるとか、

あとは技能講習免除というような部分も、この実施隊というふうに変更すればなると。あと、条例上も入れればなるということになりましたので、今回報酬費ということで身分は非常勤公務員という立場になりますので、今回報酬費ということで上げております。一応内容的には、今後10月から来年3月まで300人ほど、定例パトロールとか、定例会とかで出る人数を見込みまして、一応3,000円という形で90万円上げさせていただいております。現在も捕獲隊のほうで活動の際には、活動費として3,000円、あと車代2,000円を出しております。今回はここでは3,000円を出しまして、あと捕獲隊といいますかそちらの補助金のほうで2,000円を上乗せをしていくということで考えております。

あと、下の県からの補助金ということでありますが、一応予算的にはイノシシ1頭当たり捕獲しますと8,000円でございます。県のほうの計画を出しておりますが、今後80頭というふうに出しておりますので、64万円という形になっております。それで、去年は1万円という県の補助があったということでありますが、今回、県と協議をする中で補助ということで定額8,000円というふうに指導を受けておりますので今回8,000円にさせていただいているという状況でございます。以上であります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため暫時休憩いたします。再開は13時10分とします。

（午後 0時00分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

復興対策課長（中川喜昭君） 午前中のご質問の中で佐野議員からありましたイノシシの捕獲の補助であります。昨年県のほうの補助金が1万円というようなことで私のほうでお答えしましたが、確認しましたら、県からの補助金は1頭当たり5,000円ということでございます。それで、25年度については、先ほどお話ししましたように、8,000円の補助ということでありまして、捕獲隊、今度改めて実施隊という名前になりますが、1頭当たり、捕獲をしていただければ村のほうの費用1万と補助金の8,000円を合わせて1万8,000円の奨励金を出すという形になります。以上であります。

6番（佐野幸正君） タブレットのカメラのことでございますが、村でも相当の数をつけておりますが、この対策を早くしなければ、やはりまた雷とかでやられる可能性が非常に大きい、こう思うのでありますが、協議していたのではなかなか進まないの、その間の対策はどのようにするのですか。

総務課長（中井田 榮君） 県の事業で今回やらせていただいたというようなこともあって、2カ年間は県のほうでというようなことでありますので、もしまた雷が落ちれば修繕等でもまたらせていただきますけれども、事業上どういようなことで対応できるかというところを県のほうと詰めさせていただければなというように思っております。

6番（佐野幸正君） 21ページのアメリカシロヒトリなんです、これ今の段階は2世代目あたりのシロヒトリだかと思うのですが、最初はどのような被害というかことがあって今度2回目の――2回目も大体終わりだかと思うのですが、どのような状況なんですか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 今佐野議員おっしゃるとおりでございまして、最初の1回目は4月にやはり発生しております。その際には緊急を要したために、予算、予備費を流用させていただきまして対処させていただきまして、一旦おさまったんではあります、また8月下旬から9月にかけて再度発生しておるということで、この議会で承認を得たらばすぐに対処しようかなということで今回予算に計上してある次第でございまして。以上でございまして。

6番（佐野幸正君） じゃ、25ページの鳥獣の被害でございまして、捕獲隊の報酬、90万円と。これ人数は、昨年は11人ぐらいで、ことしは22人と倍ぐらいになりそうなんです、これで捕獲隊、まあ満足とまではいかななくても、何とかそれ相応分の費用で間に合うというふうなことでございましてか。

復興対策課長（中川喜昭君） 捕獲隊の活動については、当初で多分200万円ほど補助金という形で上げさせていただいております。これ補助金の中なものですから、今回条例を改正して報酬費のほうでお支払いするという部分は行かなかったものですから、10月以降の部分を改めて報酬費ということで計上させていただきました。この基礎となる部分については、10月以降の定例会、あとは定例臨時パトロールの人数分を見込んで300人の予定をしているところでございまして。なお、当初で見えております補助金もありますので、年度末には精査をしながら実績としていきたいというふうに思っております。以上であります。

6番（佐野幸正君） その下の鳥獣の被害の防止の緊急捕獲等対策補助金でございまして、まあ8,000円でございますか。それはわかりましたが、イノシシだけで猿の対策はないようですが、その辺の対策はどのようにするんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の県のほうの捕獲計画の中にはイノシシの部分での計画でありまして、猿については該当していないということで、猿については今出しております捕獲隊のほうの補助金の中で猿1頭2万円という奨励金を定めておりますので、そこでお支払いをしていきたいというふうに思っています。

6番（佐野幸正君） 捕獲隊は猿はとれるんですが、一般の猟友会は、これ猿は撃ってならないということで、いてもなかなか撃てないということでございまして、その辺の法整備もあるかもしれませんが、その辺の対策はどのように考えておりますか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今お話しいただいた内容での活動という形になりますので、まずはやはり猟銃を持つという部分では、かなり法的な部分でも規制かけられております。あとは、やはり捕獲計画、あとは保護計画という部分もございまして、それらを遵守しながらやっていきたいというふうに思っております。

なお、猿については、今ありましたように、捕獲隊等の方々をお願いしていきたいというふうに思っております。以上であります。

6番（佐野幸正君） 捕獲計画、猿に対して捕獲計画もあると思うのですが、非常に猿、繁殖して大集団で、帰っても猿来ていて非常に危険を感じるというような人もございまして、その辺の捕獲計画をきちんとやっぴり対応すべきだと思いますが、どうでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおりでというふうに思っております。何しろ一時的に帰宅した際には、やはり家の周りに猿がいるというような苦情も聞いておりますので、

捕獲隊の方々とその辺についても、十二分にお話をしながら捕獲のほうを進めてまいりたいと思います。以上であります。

6番（佐野幸正君） やはり24年の実績、猿4頭——4頭ではどこにも追いつかないんです、これ対策としては。40頭か50頭もとらなくては話になんねと。この辺の猿はやっぱり、何というんですかね、みんな撃ちたがらないんだよな。そこをやっぱり、おら猿やんだなんて言う人を捕獲隊にしていたんではだめなんだから、どうなんでしょうか、その辺の考えは。

復興対策課長（中川喜昭君） 今お話いただきましたように、24年度中には4頭のみという部分で確かに実績数としては少ないかなというふうに思っております。ただ、今お話にありましたように、捕獲隊の中でも猿に強い方と弱い方といらっしやいまして、やはり猿を撃つという部分では、あの人なら撃ってくれそうだとおっしゃることでお願いしながら隊員の中でやっている状況でありますので、今後とも、それらを情報を保ちながら進めてまいりたいというふうに思っております。以上であります。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

10番（佐藤八郎君） 何点か確認をしておきます。

17ページの復興計画関連調査業務、いろいろ同僚議員からあつたんですけれども、この調査業務は具体的にはどういう流れになっていって、何かまとめるようになるのか、それがいつまでされるのか。

あとは、森林整備調査も、これ説明ありましたけれども、それが3,000万円の根拠なのかどうか、この3,000万円の根拠といえますか。

あとは、いいたて村民ふれあい号業務、これは内訳、どんなことなのか。

あと、19ページの2の1の13委託料ありますけれども、212万円、これはどのような業務に変わっていくのか。このシステムそのものの変更で避難情報が今よりどういうふうによくなくなっていくのか。どういう変化をするのか。

あとは、21ページにある、いやしの宿の天井修繕ありますけれども、これはどこの部分でやるのか。

その下というか、子ども子育て支援新制度システム、これについても、どういうシステムの変更があつて、どのように業務そのもののプラスになっていくのか。

23ページにある線量計点検校正業務、1,984台ということでありましてけれども、この線量計点検というのは、実態としては1年とかこういうものはこういうものとかといろいろあるんだと思うんですけれども、その辺では、村全体で今いろいろ扱っているもの全てにおいて、どういう点検に時期を迎えるようになるのか。

あとは、23ページの下にある避難農業者経営開始支援事業補助金、これの内訳と、その下のいちごランドという話ありましたけれども、いちごランドと新たなものを建てるわけではなくて、今イチゴ経営をしていらっしやるところの作業というか土交換とかいろいろするだけで200万円何がしということになるんでしょうか。

あとは、その下の部分は、草刈りと土壌改良の区分ではどの額になるのか。

あと、25ページの災害公営住宅飯野団地の対策工事ありますけれども、これでまあその

上の70万円というのもありますけれども、これで飯野団地の復興住宅の全ては完了するのでしょうか。その完了に当たって、今までかかった復興計画関連の総額は幾らになるのでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） まずは、17ページの1点目の復興計画の関連調査業務の1,000万円でありますけれども、内容と、あといつまでやるのかというようなご質問だったと思います。まず、時期につきましては、今年度いっぱいというようなことで3月末まで期間としては考えているところでございます。あと、内容につきましては、先ほどもお答えしましたように、村内拠点のスマートビレッジの基本計画を具体的にまとめていきたいというようなことで、先ほどもお答えしましたように、3点現状調査、あと類似施設の情報収集、あと基本計画の内容等についてまとめていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の森林整備調査検討業務でありますけれども、その根拠でありますけれども、まず先ほどもお答えしましたように、森林の現況調査、とにかく今現在の飯館村の現況というのはわからないわけありますから、とにかく全部が全部できるわけじゃないので、いろんな形で精度を上げていくために1つの追加業務として地上調査をやるというようなことで、車よっての走行モニタリング調査を追加していきたいというようなことで、1メートル高のモニタリング調査をして、村内全域現況調査をしていきたいというようなことで、3,000万円のうち、大体この調査に2,800万円をかけるような形で現在計画をしております。

さらにもう一つは、樹木の汚染状況の把握というようなことで、原料として使えるのかというような調査をするために、先ほどもお答えしましたように、村内の村有林の10カ所、3層くらいに線量は分かれているわけありますけれども、そのところを輪切りにして、樹木10本程度を輪切りにして、そして原料調査をしていきたいというようなことで、この業務には200万円ほど内訳としては見積もりをさせていただいているところでございます。あわせて3,000万円の補正増加分でございます。

あと、次にふれあい号でありますけれども、実は17ページにありますように、この△の部分、当初予算でふれあい号の予算を当初こういうような形でとらせていただいたのでありますけれども、業者に業務委託をしていきたいというようなことで今回予算の組み替えをさせていただきたいというようなことで、予算額は同じく703万円というようなことで変わらないんですけれども、委託業務にさせていただきたいといった内容でございます。

内容につきましては、当初予算でもご説明してありますけれども、バスツアーというようなことで、バス3台、方向としては群馬県の高崎市方面をとというようなことで、泊まりは伊香保温泉あたりを考えていきたいというようなことで、11月2日、3日の1泊2日のバスツアーを今検討をしているところでございます。

あと、19ページの上から2段目の補正額が212万5,000円の増額補正分でございますけれども、ご承知のとおり、避難によって避難先の住所を整理をしてきたところでございますけれども、まあ現在生活支援対策課のほうで避難情報を整理をしてきた。あと、従来の住所につきましては住民基本台帳で住民課のほうでやってきたわけありますけれども、これからの戦っている相手は、この間もお答えしましたように、先日もお答えしましたよう

に、放射線量でありますので、とにかくこれから何年かかかるということも考えると、この住民基本台帳と連携をしながら整理をしていかないと、今後整理がうまくいかないというようなこともありまして、その住民基本台帳と震災以降の避難情報を連携するための今回の管理システムを増額をさせていただいてシステム構築をさせていただきたいというようなことで、今回212万5,000円の増額補正をお願いしたところでございます。

以上です。

生活支援対策課長（細川 亨君） 私のほうからは、21ページのいやしの宿天井修繕工事について、場所ということで質問ありましたので、まず場所については、入り口入りましてすぐ右側、階段上るところからカウンターのほうにかけて配管の下の天井が5メートルほど、もう既に落ちております。これは、結露のために管から水が出て天井を腐らせて落ちたという部分でございまして、今後天井修繕並びに換気口等で何とか修繕をして改修をしてみたいという予算でございまして、以上でございます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 私からは、21ページの児童福祉費の保育所運営費の中の委託料とそれから備品購入費でございましてけれども、この子ども子育て支援新制度システム構築事業でございましてけれども、これは平成27年度から本格実施が予定されております認定こども園の給付費のシステム構築のための経費ということでございまして、上のほうはそのシステムの構築の部分、それから備品購入のほうプリンターとかパソコンを購入する経費でございまして、この事業については、事業の詳細はまだ示されておらずで、ただ今年度予算化をされたということで今上げさせていただきまして、年明けごろにこのシステムの詳細については示される予定になってございまして、以上です。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、23ページの方でお答えいたします。

まず最初に線量計の校正業務の方でございまして、昨年購入する際に業者のほうと納入に当たっていろいろお話をさせていただいたときに、やはり線量計に当たっては正確性が重要だということで、やっぱり年数たつごとに誤差が出るということで、1年ごとに校正をしたほうがよりよい正確な数字が出るということがありましたので、昨年の7月ころから入れておりますので、今回補正に上げさせていただいたところでございまして、

あと、村で管理していますシンチレーションの線量計、あれについてはそれぞれの科目ごとに校正業務をとっております、1年間に一度の校正をしているところでございまして、

あと、2点目、23ページの下のほうで農業振興費の部分であります、避難農業者経営開始支援事業の補助金でございまして、これは県単事業の補助金ということで、この事業に当たって700万円、一時就農ということで、園芸で100万円、畜産で150万円というふうな定額で決まっております、避難先で一時的に営農される方に定額の補助ということになっております。予算的には、園芸農家4件分で400万円、あと畜産農家150万円2件で300万円の700万円という内容になっております。

あと、続きまして、村営農復興支援事業の補助金でございまして、おただしにありましたように、いちごランド、二枚橋のほうで避難前にイチゴをつくっておりました有限会社いいたていちごランドのほうから今回ハウス等を使ってイチゴの栽培を再開したいということで申請がありました。それで、一応県のほうの園芸産地の補助金が該当するという

ことで県のほうに補助申請をしまして、ただこれも補助率が10分の9、あと定額等が決まっております、総事業費に県の補助金を入れましても手出しがあるということで、今回その手出し分の201万8,000円については村のほうから補助をしていきたいという内容になっております。

あと、営農再開支援事業補助金でございますが、これは先ほど菅野議員等のお話をさせていただきましたが、今現在の須萱、二枚橋、白石で除染を完了した水田・畑等についての営農再開に向けての補助金ということでございまして、これからその地権者、または耕作者をしていた方々と協議をしながら、どのようなもので作付をするかと。今のところ村で考えていますのは、やっぱり地力増進作物の作付というようなことで考えているところでございます。それに対する補助金という内容になっております。

あと、25ページのほうの下のほうの住宅建設費の工事請負費であります、飯野町団地についてでございますが、崖地の部分が福島市のほうとの協議の中で崖地解消を求められた部分があったものですから、それに対応する崖地対策の工事費ということでございます。それで、一応今回の飯野町団地、本体工事はこれからということでございますが、その周囲にかかわる部分の工事、環境整備等を本体工事前の整備等については全て完了というふうに考えているところでございます。それで、今まで、これらの飯野町団地に対する総額ということでございますが、きょうのこの補正予算もお願いしました予算ベースではございますが、総額10億2,000万円という形になっております。この中には住宅の建築部分が7億2,900万円ほど入っていますが、今のところ10億2,000万円の額という形になっております。

以上でございます。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、復興計画は、本年いっぱいかけて村内でスマートビレッジということで、それは何か文書としてまとめてということなのか、関連調査ということで伊丹沢と深谷のその地区の現状調査のみなのか、どういう形で本年いっぱいまとまるのでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 先ほども若干お答えさせていただきましたけれども、成果品としては村内拠点整備の基本計画として、深谷地区、深谷、伊丹沢を含めた全体像、さらにはパス、その整備計画として再生可能エネルギーを使った復興住宅、さらには花をキーワードにした施設等を含んだあそこの整備計画をまとめていきたいというふうに考えております。

10番（佐藤八郎君） 森林整備のほうの樹木汚染は、1カ所10本で10カ所で100本、100本で200万円ということなんですが、これは調査費ですよ。村有林なので、木の代金云々じゃないでしょう。そのぐらいはかかるんですか。1本当たりというか100本で。

総務課長（中井田 榮君） 調査費というようなことで、原料として使えるのかどうかというようなことで、その樹木の汚染状況を把握するための調査事業でございます。概算の見積もりでありますけれども、200万円というようなことで、10カ所10本程度で調査業務をしていきたいというふうに現在見積もりをしているところでございます。

10番（佐藤八郎君） 輪切りにして浸透ぐあいを見るだけなのか、その皮とといいますか全体

にいろいろな植種でやられるように考えているのか、その辺の調査、具体的なもの。

総務課長（中井田 榮君） 聞いておりますのは、輪切りにして皮の部分があって、あと芯まであるわけでありまして、どういった状況で線量が中まで入っているのかというようなところを具体的に測定をしていくというようなことで聞いておまして、その辺の過程の部分も先ほどお答えしてはいますが、途中経過も含めて議会のほうにこういった形で進めます、進んでいますみたいなことを中間でやらせていただければというふうに考えております。

10番（佐藤八郎君） 種類は何の木でしょう。

総務課長（中井田 榮君） 村内の中には杉、あとアカマツ、あと広葉樹林、放っておけばミズナラとアカマツが育ってくるわけでありまして、その辺の針葉樹林、広葉樹林、杉、アカマツ、あとナラのところを測定できればというふうに考えております。

10番（佐藤八郎君） いったて村民ふれあい号ですけども、今回はバスツアー3台として、これは今回はということは、今後もずっと続けられる事業ということになるんですか。

総務課長（中井田 榮君） 今回やらせていただいて、その結果を見ながらというようなことでもあると思いますけれども、とにかく目的としましては、避難生活でストレスがあるというようなこと、あとさらにばらばらに避難をしているというようなこともありまして、そのきずなを深めていただくというようなこと、あとさらに被災以降、大分群馬県の高崎市にはお世話になったというようなこともあって、そちらの方面に今回はバスツアーを企画をして、まず1年目やらせていただいて、その後反省も踏まえて今後検討していきたいというふうに考えております。

10番（佐藤八郎君） この参加というのは、どういうふうにと選考されたり、どうしても病人とか介護者を抱えたり小さい子供を抱えた人というのは、1泊2日ですか、こういうものに行けないんだと思うんですけども、行ける人はある程度限られてくるのかなと思うんですけども、どんなふうにと選考されて行ける人と行けない人になるんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 公募につきましては、お知らせ版でいつものようにお知らせをして、そして募集を図りたいなというふうに思いますし、行けない人、行かれない人というご質問もあるわけでありまして、その辺はこういった企画をご理解をさせていただいて、その際には何らかの形、ショートステイとかいろいろあるわけでありまして、お願いをしながら、あと村民のきずなを深めていただくような形で進めていければというふうに考えております。

10番（佐藤八郎君） これは、行く方は全員無料という形の事業ですか。

総務課長（中井田 榮君） 個人負担はいただければというふうに考えております。実は、さきのふれあい号では、平時のときでありますけれども、場の提供というようなことで1人当たり2万6,000円ほどいただいていた経過がございます。今回は平時のときとは全然違うわけでありまして、全村避難で状況が大分違うわけでありまして、お一人当たり1万円程度、現在のところ負担をしていただければというふうに考えているところでございます。

10番（佐藤八郎君） 避難情報システム、住民基本台帳との情報連携を強化するということ

ですけれども、そのことによって、これはこのシステムをやれば今後長期にわたっている部分で役に立つということですか。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、全村避難で生活支援対策課のほうでずっと俗に言う二重住民票というやつを管理をしてきたわけでありましてけれども、とにかく個人情報で庁内的には機密性は最高レベルの5にしております。とにかく外には出さないように、個人情報でありますので、慎重に取り扱っている情報でありまして、今後除染だ何だという形でこのように時間がかかっているわけでありまして、現在やっている生活支援対策課の仕事を住民課のほうの窓口業務とさせていただいて、ただ生活支援対策課のほうでは避難の動きというのですか、それは従来のおりやっぴりわからないと生活支援対策課のほうでも対応はできませんので、生活支援対策課と住民課のほうでかかわりを持ちながら、連携を持ちながらやらせていただくことはもちろんでありますけれども、主にその住民課のほうで住民基本台帳と同じく避難情報もあわせて管理をしていくというような形をとっていきたいというように思います。

10番（佐藤八郎君） いやしの宿の修繕、時々あるというかあれですけれども、当面はその部分やれば運営上差し支えないという、現況確認ではどうなんでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 今の現状を見てみますと、施設の中については、今回天井落ちた部分が応急措置で対処しなくちゃいけないという状況でございまして、そのほかはまだそんなにすぐやるような状況の場所はないという状況でございます。以上でございます。

10番（佐藤八郎君） いちごランドの件ですけれども、これ二枚橋の4棟だけある部分はみんな有限会社いちごランドの施設なり経営なんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおり、二枚橋にありますハウス4棟の部分でのところあります。それで、今回、再開するについては、4棟のうち2棟を計画しているということございまして、事業内容については、いわゆるイチゴの土、培土になりますが、それを全て取りかえるという部分での事業ということでございます。以上であります。

10番（佐藤八郎君） あの中は、多分原子力発電所の爆発あったときはナイロンそのままかけてあったんだよね。そういう関係でいえば、中の放射線量値はかなり低いかなと。その後、ナイロンというか屋根の部分とかいろいろ改善されてきた分については、どういう支援があって、支援なくてやったんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） ハウス4棟分、昨年5月か6月ころかと思いますが、あのときに全てふき替えをしたというふうなことでございます。それで、その時点で村のほうにも実は相談がありました。ただ、その時点だったものですから、県のほうにいろいろ園芸産地等の補助金でどうだ該当するのなにかというような交渉をしていたところなんですけど、そこの代表の方がどうしてもそういう探しているんだったら自分でやりますということで、ではやる際に東電賠償のほうも該当するというふうに考えますから、ぜひ東電のほうと相談をしていただきたいという話をしながら、まあビニールハウスのふき替えについては全て自費でやっていただいたということでございます。以上であります。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、あの中で働く人は飯舘の方ですよ。それで、線量値

については、何らこの床土入れかえ、以前も低い、入れ替えしてさらに低くというようになるのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今現在、二枚橋地区、農地除染のほうが進んでいまして、今農地の空間線量が0.7程度になっているという状況で、あとあそこは先ほど八郎議員からもありましたように、屋根がかぶっていたということで、ハウスの中は放射能物質が入っていないということでかなり低い状況になっているということでもあります。それで、今のところ、働く方については、人数までは確認しておりませんが、あそこの法人格を持っています、その法人格の中の2人の方で今のところ申請等は上がってきているところでございます。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

8番（大和田和夫君） 先ほどから議論されております一時帰宅用トイレの件であります。私は、この一時帰宅用トイレは必要ではない、必要としなくてもよいという考えの一人でありまして、この事業は一時帰宅される方々の村民が利用するためなのか、それとも先ほど村長答弁ありました県道12号線の交通量が大幅多くなっていて原町から福島間の途中でトイレを利用したいという声と、これどちらを頭にした、考えた事業なのか、その辺お聞かせ願いたい。

村長（菅野典雄君） 両方と考えていただいているのではないかなという気がします。確かに今は多いですし、これからもあるだろうと思いますが、いずれ公民館などができればそういうものを使っただけというふうに思います。ただ、やっぱり農協も当然かなり古いトイレでしたから、この機会に新しくしておくことが生産者、村民にとってもいいだろうと。ただ、まるっきりこれ村が持ち出しという話ではなくて、基本的には本当は県というふうに思ったんです。県道を通る人たちのことですからということだったんですが、残念ながらそうもいかないの、今加速再生事業に何とか盛り込ませようということで、二、三回は国と交渉しておりまして、また交渉するつもりで、かなりいい感触はいただいています。全額というわけにはいかないかもしれませんが、かなりいただけるのではないかとこのように思っていますので。

8番（大和田和夫君） 村民と県道を利用するのと両方ということですが、現在も自分の車で一時帰宅されている方、それから村で運行されている帰宅バスですか、それで毎日のように一時帰宅される方がいるんだろうと思います。そういった方々からの途中でのトイレの利用というのかな、できないかという声はどのぐらいあるものなのか、その辺ちょっと。

村長（菅野典雄君） 村民の中では今は聞いていません。通過する方でありまして。ただ、いずれ戻ったときに、やはりトイレは村民にもやっぱりかなり使われていくはずだと。この機会に、私も余り記憶はございませんけれども、かなりいわゆるぼつとん的な発想であったり、あるいは日本式であったりということで、なかなか今さらそれを使いなさいという話にはならないということでもありますので、国のほうはそれでなぜ使わないんですかという話なんです。ところが、やはりこの機会に改善をしておくことがいいのではないかと。ある意味では、なぜ一企業の資産を増やさなきゃならないのではないかとこういう話も国のほうからの立場とすればあるんですが、そこを今は通行を、避難で行った来たしている

人たち、そこをやるのが国としての責任ではないですかというところで押し切ろうというつもりで今一生懸命やっているところであります。

8番（大和田和夫君） 県道を利用される方がおられますとトイレを利用するというようなことですが、そうしますと、管理の面ですか、今はこれトイレに寄ればごみ問題なんかも増えてきます。あとは、建物の傷みぐあいというのだから、落書きとか、それもろもろあろうかと思いますが、そういった管理はこれしっかとしていかなければならないと私は思うんですが、その管理の面についてはどのようなお考えなのか、それもお聞かせ願いたい。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいまの質問に関しまして、管理の部分でございます。この部分については、委託料の中の一時帰宅用トイレ清掃業務の中でしっかり対処してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

8番（大和田和夫君） あと、先ほど北原議員から工事内容ですか、ちょっと伺ったような気がするんですけども、答弁ちょっと聞き漏らしちゃったもので、この630万円の改修工事の具体的な詳細というか、例えば躯体でどのくらい、設備でどのくらい、電気でどのくらいというようなことがわかればお聞かせ願ひたいと思ひます。

生活支援対策課長（細川 亨君） 工事の内容でございますが、設備工事に216万4,000円、農集排の工事の140万2,000円、電気工事に102万1,000円、タイル補修に9万3,000円、看板工事に24万6,000円、バリケード設置に23万9,000円、内部・外部清掃に6万6,000円、その他諸経費で78万円に消費税30万円で計631万1,000円になります。以上でございます。

あと、トイレの中身でございますが、トイレの中身については便器の洋式化ということで、シャワートイレに全て改修するということになります。8カ所で男子用が2、女子用が5、障害者用が1でございます。あと、小便器用の自動洗浄が5カ所、洗面所、自動水洗が6カ所ということでございます。以上でございます。

8番（大和田和夫君） 農集排ということでしたが、あそこは農集排にはまだつなぎ込みはなっていないんですか。

生活支援対策課長（細川 亨君） まだミートプラザの場合、農集排につなぎ込みは行っておりません。

8番（大和田和夫君） 細かいことで申しわけないんですけども、看板ということなんですが、この看板は、トイレ利用できますよといったような看板設置のことなんですか。

生活支援対策課長（細川 亨君） そのとおりでございます。県道沿いにトイレということで看板を出す予定でございます。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号「平成25年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号「平成25年度飯館村一般会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第49号 平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議長(佐藤長平君) 日程第13、議案第49号「平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから議案第49号「平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第2号)」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号「平成25年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第50号 平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議長(佐藤長平君) 日程第14、議案第50号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから、議案第50号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第57号 企業立地促進区域及び避難解除区域等における村税の特例に関する条例

議長（佐藤長平君） 日程第15、議案第57号「企業立地促進区域及び避難解除区域等における村税の特例に関する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（菅野義人君） 議案57号について、この村税の特例措置について若干お伺いをします。

この条例は、特例措置を認めまして被災地の企業進出等を促進する目的だというふうに私理解しているんですが、この改正する大きな理由になっております福島復興再生特措法、特別措置法、これをずっと調べてみますと、どうも再生特措法で求めております産業復興計画等にかかれてある記載というのは、何か飯館村には非常にマッチしにくい内容が書かれてあるというふうに私理解したんですが、例えば規制の特例を受ける措置というのが観光案内の通訳育成とか、輸送体制のこととか、それから育種にかかるものは水稻、イチゴ、アスパラという品種を挙げたり、あと地域の銘柄ということで南郷トマト、会津みそ、土湯温泉なんていうのが例として挙げられております。どうも福島再生特措法の産業の育成というのでしょうか、産業振興のあり方自体、私は村とすれば非常に国のほうには働きかけをしていかないと、村の実態に合ったような振興というのには結びつかないのではないかというふうに実は不安になったんですが、どのような感想をお持ちか、見解をお持ちか、お伺いしておきます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時06分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時07分）

住民課長（濱名光男君） 今、福島復興再生特別措置法の部分でのいろんな問題点、ありましたけれども、税の特例としましては、そういうふうな部分をクリアされて、認定を受けたものについて5カ年間、課税免除をするというふうなことで、実際には該当する企業というのは少ないのではないかとこのように思っております。以上です。

7番（菅野義人君） 法律のほうでこういうふうな措置を決めてくださいということになったものですから条例のほうでも対応しなくちゃいけないというのは、私は行政としての立場はわかるんです。ただ、本当に税条例を軽減する条例をして、例えば避難解除後にこの制度によって恩恵を受けようとするならば、どうもその関連する再生特措法の性格そのものが何かこれから復興していく飯館村にとってみれば非常に実態と合わない部分があるというふうに私思ったものですから、税の措置そのものについては理解はわかるんですが、その辺のご見解について私は求めたんです。当然、これ産業振興という点からしますと、これからの企業誘致にしても、飯館村としては避難解除後も働いていかななくちゃいけない。そうしますと、この法律についての見解はどういうふうに持っているのか。あるいは、今の話ですと、一応ですが5年ということがありました。5年という期間そのものについて

飯舘村としてどんなふうな考え方をしているのか、あわせてお伺いをします。

副村長（門馬伸市君） 多分これは、準則が流れてきて、各自治体でこの特措法に基づく課税免除の改正を今回しているというふうに思います。それで、今ご質問のあったように、ある程度の、産業というのかな、事業所が該当するんであればこれはいいと思うんですけども、ごく限られた産業に限ってというふうになりますと、村でも工場を増設したりいろいろやっていますよね。ですから、この改正だと村にはほとんどメリットがないということになりますので、この辺は法律の中身の問題だと思うんですけども、ある程度網羅されたような業種にも適用されるような、そういう取り組みというのかな、これは村に限らずだと思えますけれども、ご質問のとおりだと思いますので、県のほうにも村としても働きかけていきたいなというふうに思いますが、ただ制度的なものなので、こうして出た以上は、あとまた改正か何かで項目を、業種を増やしていくしかないのかなと思うんです。取り組みはしてまいりたいと思います。

7番（菅野義人君） そうしますと、例えば飯舘村が将来避難地区を解除になって新しい企業なんかが進出するというときに、初めてここでこれが該当になって固定資産税の免税という形の中で恩恵を受けると。そういう中で該当するものが今のところ予想はされない。だけれども、税条例だから一応改正に応じていくという話ですが、村としてやっぱりまだまだ難しいんでしょうけれども、再生しようとするときの産業をどういうふうにするのかということを考えながら、この特措法に生かせるというのでしょうか、生かしていくための努力というのはこれから求められるのではないかなというふうに私思うんですが、見解を再度求めておきます。

副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりだと思います。多分、どういう、これから村のほうとしても、戦略として、逆に来るばかりが対象業種ということではなくて、こういう業種こういう業種というふうに、村のほうとしても、そういう先を見越した産業の、あるいは業種というのかな、そういうのを当然検討していく必要があるのかなというふうに思えますし、ただ来るのを待っているということではなくて、そういう積極的な対応も一方ではしていく必要もあるのかなとこんなふうに思っておりますし、多分今のままですとほとんど該当しないと、条例を改正しただけとこういうふうになりますので、ご質問のとおりだと思いますので、県だけではなくて国のほうにも積極的に取り組みをしてまいりたいとこんなふうに思っていますし、いろいろ会議これからあると思いますので、首長の会議、その中でも訴えていければとこのように思っています。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号「企業立地促進区域及び避難解除区域等における村税の特例に関する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第57号「企業立地促進区域及び避難解除区域等における村税の特例に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第58号 飯館村税条例の一部を改正する条例

議長(佐藤長平君) 日程第16、議案第58号「飯館村税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから議案第58号「飯館村税条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第58号「飯館村税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第59号 飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例

議長(佐藤長平君) 日程第17、議案第59号「飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから、議案第59号「飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第59号「飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第60号 復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長(佐藤長平君) 日程第18、議案第60号「復興産業集積区域における村税の特例に関する

条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから、議案第60号「復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第60号「復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第61号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長(佐藤長平君) 日程第19、議案第61号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから、議案第61号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第61号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20、閉会中の継続審査の件

議長(佐藤長平君) 日程第20、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から、地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第21、議員派遣の件

議長（佐藤長平君） 日程第21、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第6回飯舘村議会定例会を閉会します。

長い間、大変ご苦労さまでした。

（午後2時18分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年9月6日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

同 会議録署名議員

菅野義人

同 会議録署名議員

大和田和夫

同 会議録署名議員

大谷友孝

()

()